

(六二五)

る。こういうようなことになる。さよ
うなることで、罰則を受けるといふ程

の厳しい御規定でございますならば、やはりそれに異議の申立、不服の申立をすることができると、いうことにして置くのが本当の業者の権利を尊重することに於けるのじやないかと思ひます、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(平井三郎) 他の規定につきましては不服の申立があり、この規定に申立を置きませんでしたのは、この第九條の監督上の命令というところに於いて、昨日申上げましたように、第一段に報告監督に於いて、はつきりデータを持つた上で発令する、いわゆる監督命令をすばつと、闇から鉄砲のような形で出るといふことではないのであります。十分報告を徴し、或いは監査を行なつて、十分の資料を取つた上で出すということが第一点であります。

第二点、この監督命令はそれ、炭鉱委員会に諮つて出すのであります。石炭局長だけの独断で出すものではなくして、多数の意見、専門家の意見というものを徴した上で出すということが第二点。

第三点には監督上必要な命令といふことは、只今申上げました報告、監査という結果に基いてということと照應いたしまして、同時にこの第二章の全体の関係から参りまして、いわゆるこの設備を増設しろとか、或は生産目標を引上げろといふような積極的な命令ではあります。言わば非常に不適当な個例がある場合に、それを是正したすといふ消極的な一つの内容に限定されておるわけでありまして、従ひまして、この命令につきまして、不服の申立をするといふ必要はない、かように考えまして、この規定について不服申

立制度を設けなかつた次第であります。

○榊本治君 御説明はよく分るのであります。併し監査をやつた。委員会に諮つて十分に念入りに調べたのだから間違ひがあるような命令をやるわけはない。それに服しなければ罰する。よく分るのであります。併しその監査の結果についても、或いは業者の方で、それはさういふ理由の下に、さういふ実情に陥つたといふことは必ず言ひ得ることだろうと思ふのであります。監査したから、大勢の意見をやつたから、それを一方的にびたつとやつて命令に服せなければならぬといふことは、どうしても片手落ちのよう

に思ふ。いかにお役所の監督であらうが、或いは大勢で決めたことであらうが、業者がそれをするには何かがつちりした理由がある。殊に業務計画等です。遂行するのでありますから、それを若しもしでなければできないと言ふなり、お役所からこれは不当だと言はれるには、必ず言ひ得るだけの理由があつて、さういふ結果に陥つたものだと思ふのであります。それでさうだと思ふのも上司の命令に服せないといふときには、一通りの不服の申立を認めて置くといふことがどうしても業者のために必要だと私は考へるのであります。いかがですか。

○政府委員(平井三郎) その点については御意見の相違といふことになつてもいいと思いますが、これは業務計画の積極面について、もつと炭が殖える筈じやないか、この施設は増設すべきじやないかといふ点について命令を出すといふような場合には、或いはお

つしやるようないろ／＼な疑問が出て来るかと思ひますが、いわゆる消極的に非常な不適当な点を是正するといふ程度のものであります。監査なり報告なりを更に委員会に諮つて命令を出すといふことに相成りますれば、その心配は私共としてはないのじやないか、かように考へる次第であります。

○榊本治君 まあその辺はこれは幾ら言つてもただ徒らに長くなるばかりであります。それはそれで意見の相違として置きます。

その次に、十一條であります。商工大臣の許可を受けなければその経営する石炭炭業の全部又は一部を廃止し又は休止してはならない、これも條文通りよく分るのであります。私の仕事の経験から考へて見ますと、値段は一定に決められる。さうして政府の御方針で上げないといふことになつて行きますと、幸ひに業務計画が完全に遂行されて、赤字がなくて黒字で運行するといふことなら、私は恐らくさういふことは万々でないだらうと思ひますが、なか／＼に計画が遂行できない。さうして赤字が出て来るといふことになると、どうしても業者は、それではやり切れないから、俺は止めたいといふことになるのじやないか、実はかように思ふのであります。それもいいですが、その時に持つて行つて許可をしないで、お前止めちやならんといつて、要するに無理に赤字経営を続けて行くといふことになると、それはやりきれない。さうするとそれは一体無理に政府の命令で経営させられたといふので、損失補償を得られることになりましようか、得られませんか。

○政府委員(平井三郎) それは昨日申上げましたように、この法律の損失の補償は、具体的な事項に対する命令又は指示といふことに對する損失の補償であります。この廃止の問題は御指摘のように経営全般に亘る問題であります。その赤字が経営上のロスと言ひますか、経営者の経営上の能率の悪いために赤字が出ておるといふ場合におきまして、それをその山、炭鉱を中止しよう、或いは廃止しようといふ場合に、これが不許可になりまして損失が出るといふことは、これは一般の公定價格との問題に相成るのであります。若しその場合におきまして、経営者としては万全の能率も發揮しておる。併しその山の炭層の状況その他から、どうしても現在の炭價では赤字が出るというやうな場合におきまして、それがやはり中止しては困るという石炭の全体の事情から考へられます。つまり生産を継続せしめるといふやうな場合におきましては、炭價の面においてその点を是正するなり、或いは補給金の形で是正するなり、或いは又隣接炭区と合併その他の方法によるか、或は公園といふやうな施設において、いわゆる整理関係の尻を持つとか、いふやうな処置を講ずるとか、その経営が何れにしろ成立し得るやうな全般的な総合的な措置を併せて講じて行くべきであらう。それによつてこの問題を解決して行きたいといふやうに考へます。

○榊本治君 私さういふことを考へられるのであります。例えば業務計画を立てて一生懸命にやるが、なか／＼よく行かん。それでも事業主が経営する

る氣力を失つてしまつて、どうしても私は止めたい。なか／＼にお役所のいふやうなわけには、どうも自分の腕もなし、氣力も衰えてやれない。さういふときには是非止めたいと言つたら、一体それはどうなりますか。

○政府委員(平井三郎) これは、例えば個人の事業主の場合は、さういふやうな場合があるかも知れません。その場合に、その山の経営がその当該の経営者としてはやる能力がないといふやうに、自分として自覚し、自他共に認めるというやうな場合におきましては、或いは第三者をして経営せしめるといふやうな措置が随伴して来るだらうと思ひますので、その問題と睨み合せて考へて行くべき問題であらうといふやうに考へております。

○榊本治君 それは運営の仕方にあるのであります。ともかくも私がさういふ懸念をいたしますのは、業者全体がこの案に反対しておるわけなんです。業者が心持よくこれを支持しておるならば、私の今申上げたやうな事例は起らないかも知れませんが、とにかく業者はさういふことに對して非常に眞向から反対しておる。而もその中の従業員の一部も連名で反対陳情を出しておる。かやうなことでございまして、恐らく私或る程度、商工大臣は頻りに國會で決めたものだから皆恐らく心持よく協力するだらう、こゝはおつしやいますけれども、なか／＼人間は感情のものでございまして、さういふこんな面倒臭いものになつたらおれは止めましようといふやうなことで、恐らくこれは通つたあとでさういふ業者も私二、三は生まれるのではないかと

立をするという必要はない。かように
考えまして、この規定について不服申
すという場合には、或いはお
うか。
く行かん。それでも事業主が経営す
というようなことも考えられる。そう

してあなたの仰しやる通り第三者でや
れといったところで、なか／＼誰でも
彼でもこれをやるかというところ、やるこ
とはできない。併し／＼ここに設
備の譲渡とか何とかございまして、買
るといつても第三者として経営せしめ
ると見たところが、それらの経営の條
件なり何なりがなか／＼容易でない。
その間やらなければ叱られるからやつ
ておる。やればそこで赤字が出るとい
うことになるのでありますが、そうい
うようなことだけは余り長く申しても
何ですから、それらの運営については
必ず私はそういう者があるというこ
を予想されるのでございまして、御
当局において誤りのない運用を是非お
願ひしたい、かように存じます。殊に
これには罰金付になつておる。これを
やらぬことになつて来ると罰金付に
なつておるようなわけであります。
で、特にこの点をお願いいたしたいと
思います。又この中に「全部又は一部
を廃止し」となつておるのですが、こ
の一部というのはどんなものを想定なさ
つておるのでございませうか。

○政府委員(平井三郎) ここで一
部と言ひますのは、昨日申し上げまし
たように、石炭鉱業の一部ということ
で、例へば或る業者が北海道と九州の両方
で炭鉱をやつておるといふ場合に、九
州の炭鉱を止めるという場合には、石
炭鉱業の一部を廃止する。それから九
州だけで炭鉱をやつておつて、その炭
鉱が一鉱、二鉱、三鉱とある。その中
の一鉱、二鉱は休止してしまふといふ
ような場合には、それも一部の休止と
いうように考えるわけでありませう。

○堀末治君 山の分れておる場合はお
話の通り分りますが、一つの山の中で
この坑道がどうも採算が合わない。こ
つちの方がよいから、こつちだけ止め
てしまふといふこともあるわけだ
が、それも一部という解釈の中に入
りますか。

○政府委員(平井三郎) ここで特
にこの條文を起した意味は、生産に非
常に大きな影響を持つ休止といふこと
が当然出て来るのでありまして、いわ
ゆる生産計画を立てる場合に、今月は
この坑道を休んで次の坑道をやるとい
うようなことは、生産計画に当然現わ
れて来る問題でありまして、それらの
休止とか、一事業場の休止とか、作
業の手順による休止とか、そういうも
のは含んでおりません。

○堀末治君 それでは第十條はそれを
以て終りまして、第十一條をお願いい
たしたいと思ひますが、「石炭鉱業の全
部若しくは一部の賃貸」となつており
ますが、炭業法の十七條には賃貸とい
うことを認めておらないようござい
ますが、それとの関係はいかが相成り
ますか。

○政府委員(平井三郎) これは炭
業の一部の賃貸という意味でありまし
て、炭業権につきまして言へば、恐ら
くこの一部の賃貸が起ります場合は、
炭業権については使用権が設定され、
設備については賃貸になる。これらの
現象を具体的に現して炭業の賃貸と
いふ言つておるわけでありまして、炭
業権自体につきましては、正面から触
れておらんわけでありませう。

○堀末治君 それからこれは甚だ細か
いものであります。「炭鉱の事業主であ
る会社」といふ言葉を使つてあります
が、これは「法人」といふ言葉を使う
のが本當でありませうか。

○政府委員(平井三郎) 大体会社
といふことで全部現在ではやつており
ますので、会社といふ言葉を使つたの
であります。

○堀末治君 あつさりとは法人と直され
る方がよいのでありませうか。

○政府委員(平井三郎) 組合との
関係もありまして、現在の事情から見
まして、会社と限定する方がむしろ適
当であらうと思はれます。

○堀末治君 罰則の五十九條に法人と
いふ言葉があり、六十二條にも「法人
である場合には」とあるわけですから、
どうも私はこういう場合は法人と字句
を一定するのが、体裁から言つても本
當がないかと思ひますが、特にここ
で会社と指摘するもの、法文の体裁か
らいうても、字句の整理がなされてお
らないように思ふのですが……

○政府委員(平井三郎) この規定
及び後に出て参ります利益金の処分
につきましては、特に具体的に会社と
書きまして全部包括できますので、こ
の二つの條文については会社といふ言
葉を使つておりますが、罰則の方は全
條文を承けておりますので、法人とい
ふ言葉を使つたわけでありませう。

○堀末治君 「合併若しくは解散」とい
ふことになつておるのでありますが、
これは資金調整法などの関係はどう
いうふうになるか、これをするときに
はただこれだけの許可でできるのか、
或いはそれは資金調整法でそれらの許
可を受けなければならぬことになりま
すか。

○政府委員(平井三郎) 許可があ
りますれば、資金調整法の許可は要ら
ないわけでありませう。

○堀末治君 要らないのですか、それ
では第十二條でございまして「特に必
要があると認めるときには、石炭局長
官」云々と、こうなつておりますが、
これはこの設備権はどちらにあります
か、石炭局長官、石炭局長、こういう
ことになつておるのでありますが、こ
れは設備権はどちらの方になるわけ
ですか。

○政府委員(平井三郎) ここで石
炭局長官、石炭局長とありますのは、
一つの管轄区域内、例へば九州の山の
相互の間で設備、資材の譲渡をやりま
す場合は、石炭局長がこれを行うわけ
であります。例へば九州の山の施設
を北海道の山に持つて行くといふよう
に、管轄地区が跨りまして、いわゆる
全國的な規模において譲渡が行われる
といふような場合におきましては、石
炭局長官がそれを発令したわけであ
ります。

○堀末治君 要するにこれは地區的の
関係でどういふふうにお考えになつた
わけなんでしょうね。

○政府委員(平井三郎) その通り
であります。

○堀末治君 分りました。そうします
と、この中に「設備又は資材を他の炭
鉱の事業主に譲渡し、又は貸し渡す
べきことを命ずることが出来る。」こ
ういふことになつておりますが、これは
炭業権のことについては考えられてお
るのであります。おらないのであり
ますか。

○政府委員(平井三郎) 設備、資
材といふので、炭業権については、こ
の規定は該当いたしません。

○堀末治君 そうですか。それからも
う一つこの「前項の規定により命令
を受けた者は、」こういうことになつて
おるのであります。どうも昨日から
私こういうようなことを申すので恐縮
であります。何となしに「者」扱い
をされるような感じがするのでありま
すが、これはむしろ「命令を受けたる
炭鉱事業主」と改めまして如何でござ
いませうか。

○政府委員(平井三郎) 「者」とい
うのは別に侮蔑した意味も何もないわ
けでございませう。

○堀末治君 どうも私昨日も商工大臣
とその点で少しやり合つたのでありま
すが、私の考え方が少し偏狭かも知ら
んけれども、どうも頭から捕えられん
ような、不愉快な感じがするのでござ
います。恐らくこれは私ばかりでな
く、そういうような感じがする人もあ
るでしようけれども、これは当然「炭
鉱事業主」と改めた方が、私非常に穩
やかでよいと思ふのであります。こ
れは如何でございませうか。あつ
さり「炭鉱事業主」と改めになつた
ら如何でございませうか。

○政府委員(平井三郎) 別に「事
業主」と改めたから民主的になり「者」
では反民主的だといふ感じは私共はい
たしません。

○堀末治君 もう後問もなくです
か。……「他の法令の規定にかわら
ず」とここにありますが、「他の法
令」といふのは、これはどんなものを
想して「他の法令」といふのでござ
いませうか。

○政府委員(平井三郎) これは主
として物資需給調整法等によりまし

て、命令が出ておつたというふうな場合には、法令関係が適合するという場合には、やはりこの管理法の命令が優先するんだという意味でございます。

○堀末治君　そうですか。その次の項目で「譲渡又は貸渡の條件は、当事者間の協議によりこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときには、石炭廳長官又は石炭局長が、これを裁定する。」というふうなことになるのでありますが、これは少し官僚主義に過ぎるような感じがいたしますが、お考は如何でございますか。

○政府委員(平井三郎君)　これは主として十二條の規定は、所有せる設備、資材……これは使つておる設備、資材を勝手に譲渡するというのではございませんで、いわゆる余剰資材といひますか、遊休資材といひますか、そういうふうなものについてこの規定が主として発動されるわけであります。而もその必要性については、炭鉱委員会に諮つてからなされるということであり、それが石炭増産上特に必要があると思はれる場合に発せられるのでありますので、これが出た場合におきましては、その設備、資材の譲渡というものは、石炭増産上急用であるという見地からなされ、これが又客観的にもそう見られるという條件を備えるわけでありまして、従つてこの譲渡、貸渡の條件につきましては、当事者間で協議を行うことが原則であります。若しそれが協議がでんか、或いは協議が調わぬという時に於いて、従前に在る日を送るということでは困りますので、そういう場合におきまして、石炭廳長官なり石炭局長なりが裁

定するという途を開くことが、この少ない資材の場合におきまして、その遊休資材、余剰資材といふものを総合的に活用する途ではなからうかというふうな考えました次第であります。

○堀末治君　その次に「前項の訴においては、譲渡又は貸渡の当事者を被告とする。」というふうなことに成つておるのであります。当事者の間で話が纏まらないで、石炭廳長官或いは石炭局長がこれを裁定した。それでその裁定の如何によつて又いざこざが始まるものだと思いますが、そのときにはこの当事者を被告とするというよりも、むしろ石炭局長、若しくは裁定をなされた人を相手にするのが本当ではございませんでしようか。

○政府委員(平井三郎君)　これは從來こういう場合におきまして一般的な取扱いの例に従つた次第であります。が、要するに裁定は行政官廳がいたす次第であります。が、訴えの金額につきましては、通常裁判所に出訴したものであります。従つてこの訴えの当事者は行政官廳でない、むしろ当事者になることが必要になつて来るわけでありまして、その意味において法律的に当事者にやらしたという次第であります。

○堀末治君　御説明はよく分るのであります。而も例へば單に設備を譲るといふので、それはそうおつしやるならば十萬円で譲りましよう。それは十萬円で高いから五萬円でせよといふやうなことで、なか／＼話が落着かない、その結果この裁定は仲を取つて七萬五千円と決めた、併しそれで譲ることになれば、これは十萬円より譲れないといふたところへ行つて、五萬円より出

せないといふた者を被告にして争つて見たところで埒があかない。七萬五千円にしろといふた人を相手にすること。が本當じやないか、他の法律とのいろいろ今までの関連はございまいしやうが、これらのことは、改めてこれを新しく描いた法律だから、当然こへ持つて行つた方がよいんじやないかと思ひます。そうして今言つた通り、どうしても七萬五千円が安当であるといふことを法廷で争つて、落着けば訴訟を起した者も納得するかも知れませんが、自分も納得するかも知れませんが、喧嘩はそつちでやれといふやうなことで、どうもこの仲裁にも甚だ無責任な裁定が出て来るんじゃないか、國家の意思を遂行するんだからといふやうなことで、七萬五千円くらいで何とかをあげようと言つて見たところが、賣る身になつて見たら、なか／＼それでは納まらん。喧嘩はお前たち二人でせい、俺は裁定だけだから後は知らんといふやうなことで、この裁定といふことの權威もなし、一方承認するにもなか／＼承認できないといふやうなことになるて来ます。この裁定といふものに本當に權威を持たせるためには、今も言つた通り、堂々自分が被告になつて、そうして法廷で争ひ、負けたり仕方がないから原告の被告に従へばよし、それでも相手が買わんと言つたらいたし方がなからうではないかと思ひます。でございますが、いかがでございますか。

○政府委員(平井三郎君)　これは裁定をいたすのは行政官廳がいたすのであります。例へば十萬円では高いから五萬円でせよといふやうな訴えをいたしますれば、賣主の方の側をいたし

ましても、いろいろ意見もあらうかと思ひます。従つて行政官廳が相手方になりまして、訴えを結結してしまふ、裁判を終結してしまふといふことになりまして、当事者一方は意見を述べような機会も知らん間に終結してしまふといふこともあり得るわけでありまして、やはりこれは両当事者が互に被告になる。訴えがあつた場合には、相手方が被告になるというところが、その当事者の利益を重んずるゆゑんでもあり、且つ又通常裁判所に出訴するといふ建前から見て、貸渡、譲渡両当事者を被告とするという從來の建前の方が、むしろ適當である、かように考へておる次第であります。

○堀末治君　どうも私よく呑み込めません。私の觀念が誤まつておるのか知りませんけれども、裁定をして、そしてその裁定が不服だと言つて訴が起るわけなのであります。どうも私はそういうやうな結果にならないと思ひます。從來の慣例はどうであらうか知りませんけれども、私ならば、どうしてもその当事者は、石炭廳長官なり、裁定したその人に持つて行つて、この裁定が誤まりだといふことを立証しなければならぬ、そこに私は訴えといふものが生れて来る。その裁定がいかに、向うの五萬円がいかにといふのでなく、恐らくこの裁定に服することができないから訴えが起るのだと私は思ひます。初めから向うは五萬円だ、十萬円だと言つたら、喧嘩にも何にもならない。訴えにならない。相手は十萬円で買らなければならぬ、俺は五萬円より金を出さんと言ふのなら、商談が成立しないのであります。これで訴訟をせよと言ふのは、この裁

定に服さないときに訴訟をせよといふのでありますから、どうしても裁定を下さつた方を相手にして、要するにこの裁定が不公平なりといふことで訴えになると思ひます。が、あなたさんはそういうふうにお考へになりませんでしようか。

○政府委員(平井三郎君)　結局譲渡或いは貸渡をする一番の利害關係人が、通常裁判所で意見を述べ、裁判所の裁判をして、両当事者から見て遺憾のないように盡すべき論議は盡し、主張すべきは主張するといふ機会を両当事者に與えるのが適當であるといふやうに考へております。

○堀末治君　これはおつしやる通りに、両当事者でやれば両当事者がやるに決つておりますけれども、併し当然その両当事者が争ふ場合は、石炭廳長官が裁定したということになつて来る、必らず五萬円を主張した人が法廷に呼ばれて、どこから何を根據としてお前は五萬円を主張するかといふことになつて、証人として出るか、或いは参考人として出るか、必ず出て、それそれ裁判官の前において、はつきりしたことになると思ひます。が、私はどうしてもこの訴訟の由つて来るところは、裁定の金額に不服だから、満足ではないから生れるといふことになるのだから、私どうしても裁定した人を相手にすることが本當だと思ひます。そうなりませんでしようか。

○政府委員(平井三郎君)　これはどうも見解の相違になると思ひますが、一つの譲渡の物件につきましては、一段、それは例へば十萬円を五萬円と言ふ、その間を取つて七萬五千円

隊、それは例えは十万円のもの、五万円と言う、その間を取つて七万五千円

と申しますのは、いわゆる民法上の委任でございますして、いわゆる一つの旅鉦といふものの経営を委任しませう、といふゆる鉦業権の処理については、当然そこに鉦業権の使用権が設定されるというような点が、法律的には勿論構成されて来るわけであります。従つて受託して実際に事業を営むという者が事業主ということに相成ります。

なすことになるわけですね。

○政府委員(平井富三郎君) その通りであります。

○平岡市三君 それから修正案の第十二條でありますが、法文の形式から申しますれば、大体これで全体として差支えないと自分は考えますけれども、これをもう少し実際界に突き込んで我々が考えた場合に、ここに疑問が起きるわけであります。と申しますのは、炭鉱の設備資材を他の事業主に譲渡す、又は貸渡す場合に、この協議が当

を石炭廳長官又は石炭局長が裁定するとなつておりますが、これが裁定する場合において、その結果その價格よりもものは当然これは官廳が裁定するわけでありまして、公定價格で裁定することになるだろうと思ふのであります。ところが現実の問題になりますと、今日の多くの炭鉱というのは、公定價格で配給を受けたものばかりでなく、關資材、關設備というものが非常に多かろうと思ふのであります。そ

かういふことになりましたれば、他へ廻するに寶渡す、或いは關で流すといふやうな傾向が多分に出て來はしないか、かういふふうに心配するのであり

ます。でありますから、却て協議の調わないときに裁定することにより、実際当事者間がどこまでも協議して決める、こういつた方が或いはよいのじやなからうかと思われるのでありますけれども、その結果條文から見ますに、命じたものを放任して置くわけに参りませんから、どうしてもここに裁定が必要となる、けれども裁定することになると、これで開資材その他が横流しになりはしないかと、こういうふうな疑問を持つわけでありまして、その点どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(平井三郎) 裁定の必要性は今お話ししましたように、命令が出まして両当事者の協議が調わないこと、これが実行不能になるということでは十二條の目的が達成されませんので、裁定という制度があります。勿論両当事者間の協議ということに相当な期間を設けて協議せしむるということは当然だと考えます。それから譲渡の價格でございまして、これはいわゆる余剰資材等をどう取扱うかという一般的方式によつて決定するべき問題であらうかと、かように考へる次第であります。

○大屋三三 さつき堀君の御質疑に對して平井さんからの御答弁で、修正案の九條の「監督上必要な命令をすることが出来る」というのと、それから修正案の指定炭鉱の方の二十條にも同じ監督上必要な命令を出すことが出来る、こう書いてあつて、同じ法律上の文言で、「一方は消極的の必要な命令だ、後者は積極的の必要な命令だ、こういうこと何ですが、昨日も私はいわゆる生産補充用の資金又は資材という点

であなたに申上げたのだが、この立法者の法律の解釈は、これは何年か経つたあとに分離上の解釈をしますので、今あなたが解釈上の点を非常によつての法には余計に私は混せておるような氣がするのですが、同じ文句で一方は積極的の命令、片一方は消極的、そんなことは解釈上の問題で、これは全然ラッシュな人が解釈してどういうことは決して生まれて来ない。それは石炭の行政の面にあつておる人の心持をそこに現わしておる。その人が解釈すれば、これは一見さういふつもりで書いたのだから明らかですが、これを全然違つた而も時の違ふ異なる人が解釈したら、私はこれが前者、九條は消極的で、二十條は積極的だ、こういふのが少しこれはまずいのではないかと、こう思う。これが第一点と、それから同時に九條の場合に、消極的の命令にしてはやはり命令を出すためには、相手に命令を守るといふ觀念を強いておるわけですから、然らばその命令なりには、その内容がいけないという場合には、それに対して不服の異議の申立をするということ、指定炭鉱の場合の二十條の場合と等しくやはり設けなければ、どうしても片手落ちでいふやうな非民主的の官僚主義といふやうに、どうしてもさつきから平井君の答弁を聞いておつて感じたのですが、どうも私はまずいと思ふのですが、重ねて一つ御見解を聴きたいと思ふ。

○政府委員(平井三郎) 第九條の方は、先程も申し上げましたように、監査或いは報告といふことを徴した上でこれを行う命令であります。而も一般炭鉱に對しましては、計画の変更といふことはございまして、その他につ

きまして、設備の拡張の命令であるとかといふ積極的な命令は一つも命令権はないわけでありまして、従つて第九條の一般炭鉱の管理という、一般炭鉱の管理全体の幅というのから当然九條の解釈が生れて来るわけでありまして、二十條の方の指定炭鉱の方につきましては、業務計画は石炭局長がこれを指示したことになるわけでありまして、而もこの二十條の書き方は、「指定炭鉱の業務計画の実施上必要がある」と認めるときには、「といふやうになつておりまして、いわゆる監査をなし或いは報告を徴するといふやうな、一般炭炭の管理のやり方と眺み合せての書き方といふことはないのであります、書き方におきましては相當廣く書いておるのであります、ただ監督上必要な命令といふ字句だけが同様であります、この法文の構成上の体裁は、非常に異つたところがあるものであります。従つて二十條の方は、業務計画の実施上必要があるといふことで、非常に廣くなつておりますので、不服の申立をここにしたのであります。即ち業務計画実施上といふ事業主の業務の運行全般に亘つて、監督上の命令といふことが書いて参りますので、その幅が非常に廣くなるという關係上、ここに不服の申立の制度を取るのが適當である。第九條の方は、重ねて申し上げますが、只今申し上げたやうな一般の管理といふ点から、監査といふことが主であり、その他に指定炭鉱におけるやうな業務計画全般の運行につきましての建前が違ふのであります、従つてこれから制限される。かように解釈して申し上げます。

○大屋三三 すると、第九條の場合は、監査に對する必要な命令だから、それに不服を申出る余地のあるべき筈はないと、こういう解釈ですか。

○政府委員(平井三郎) 監査をし報告を徴し、実態の調査をいたしまして、その何と言いますか、非常に不適当な点があるのを是正するといふ程度のものでありますので、これに不服の申立をするといふことは、却て紛議を起すといふことであります、むしろこの監督上の命令といふことで打切つてしまふといふことの方が、法の運用上適當ではないか、といふやうに考えております。

だといふ建前は取つておりません。それにも照應いたしまして、この産休止の許可、不許可といふことは、後に出で参ります損失の補償の対象になつておりません、損失の対象になつておりますのは、この法律によつて命令又は指示といふことで、積極的に一つの具體的な命令指示がありまして場合、通常生ずべき損失といふことに相成つておるのであります。但しこの産休止の問題が、現在の炭價の決め方にも相當影響がありましようし、炭價の問題としてこれは考へる。或いは経営のやり方として、先程申し上げましたやうな各種の方法を取るといふやうな、経営全般に對する総合的な見方からの措置といふことが行はれて、不許可といふことに相成るのであります。

○大屋三三 この十一條の場合に對して、昨日商工大臣の御答弁を求めたのですが、もう一遍、これは平井さんの御答弁を伺いたしたのですが、この不許可の処分があつた場合は、この命令指示の事項には含まれていないのですか。これは若しさういふやうな場合には、通常の損失、五章の規定がありまして、あれと連關して、若し不許可の処分があつた場合に、企業主の意思に反して、炭鉱の経営を継続して行つた場合に生ずることがあるかも知れない損失に對しては、通常損失の條項で補償はされないのですか。

○政府委員(平井三郎) 修正案の十條の問題だと思ふ。この産休止の問題は、先程申しましたやうに、いわゆる炭價の決め方、或いは経営のやり方といふ全般の問題に關聯いたして参ります。従つて前回の委員会におきまして、問題になりましたやうに、炭價の決め方が悪いから赤字が出た、その結果の赤字は、全部國が補償すべき

○政府委員(平井三郎) つまりさういふ場合が多からうと思ふ。事業主が止めるという場合には、引合を止めるという場合が多いと思ふ。それでありますから、これをこのやうにいたしまして、引合わんといふ場合に、経営の合理化をすれば引合

○政府委員(平井三郎) つまりさういふ場合が多からうと思ふ。事業主が止めるという場合には、引合を止めるという場合が多いと思ふ。それでありますから、これをこのやうにいたしまして、引合わんといふ場合に、経営の合理化をすれば引合

炭鉱に對しては、計画の変更といふことはございするが、その他に...

う、或いは経営の合理化をして引合

わない、その場合に炭價をどういふふ

うにしてやるべきであるか、或いは補

給金の点、或いは経営主体をどうする

かという点、或いは経営の檢討い

たしました上、これを休止するなり

廃止するなりということがあるであ

るのかと思ふのです。そのための許

可制でありまして、そういうときに綜

合的措置を取つてやるのでありまし

て、それがためにこの損失を補償しな

いということになっております。一つ

の問題は、いわゆる損失の補償といふ

問題でなくして、炭價をどうするか

経営をどういふふうに行つて行くこ

とがいかという問題によつて解決すべ

きであるといふふうに考へておりま

す。

○大屋三三 今の平井さんの、炭價

をいかに正するか、経営をいかに合

理化するかという問題は、それはどこ

でデイスカスしますか。どこで決め

ますか、生産協議会ですか。

○政府委員(平井三郎) 只今の問

題であります。これは重要な非常

にデリケートな問題であります。が、

勿論今後の取扱の基準となるような問

題は、昨日も申上げましたように、炭

鉱管理委員会に諮つて、商工大臣がこ

れを決定して行くわけでありませう。

その標準となるものは、従来から、一

般炭鉱につきましても監査を行い、或

いは又報告を徴し、常時炭鉱の経営状

況というものを精査しておるわけであ

りますから、これらの点が円滑に運用さ

れるというように考へております。

○大屋三三 そうですと、昨日商工

大臣にお聴きした点に反つてしまふの

ですが、結局管理委員会に諮つて、商

工大臣がその存廃を決めるというこ

となるわけですね。そうすると「諮る」

という問題は、これを十分吟味しない

と、その「諮つて」というのが非常に

曲物ですから、それを解決しないと、

ここはとも分らんのですが、まあ留

保しましょう。

○委員(橋本平太郎) それでは大

体第二章の御質問も……。

○大屋三三 まだ一つあります。そ

れから十條の、新規に着手する場合は

どういふふうに考へておりますか。新

鉱のつまり開発をするような場合です

ね。

○政府委員(平井三郎) 新鉱の開

発は、事業計画等に出て参るわけであ

ります。ただ全然新しい業者が新ら

しい事業を始めるという場合につきま

しては、別段のことではないと思ひます

が、ただ従来の炭業法によつて施業案

の認可をするというふうな点で、調整

を取つて行くという点であります。

○中川以蔵 私は先日、天皇陛下

のお供をいたしておりましたので休

まして、或いは質問申上げることが重

複いたすかも知れませんが、新しい

九條でございしますが、これに監督上必

要なる命令をすることができるとござ

います。この命令に対して、事業主

は不服の申立ができないことになつて

おります。これはやはり不当な命

令が出た場合には、どうでございまし

ようか。それに対して……。

○委員(橋本平太郎) 中川委員、

この問題はたび／＼出たのであります

から、あとで同僚委員からお聴き願

いたいと思ひます。

それでは第二章の質疑をこれで終

ましたことにいたしまして、第三章に

入りたいと存じます。それで第一節を

御審議願ひたいと存じます。指定炭

の指定。第一節について御意見がある

方は御意見を願ひます。

○小林三三 今の第十四條で

す。今の新しい第十三條「商工大臣

は全國炭鉱管理委員会に諮つて、前章

の規定による外、この章の規定による

管理を行ふべき炭鉱(指定炭鉱)を指定

する」というのであります。大体こ

の基準が修正案に載つておりますが、

この前の委員会でもちよつと漠然たる

御質問があつたように思ひますが、

能率、生産費、品位、出炭量というも

のはどういふふうな方式によつてこれ

をお決りになるのであります。それ

を伺ひたい。

○政府委員(平井三郎) この炭

の指定をいたします基準といたしまし

て、ここに四つばかり挙げておるので

あります。基準といたしましてこの

四つのものが総合的にやはり勘案せら

れまして、具体的指定が行われるこ

とになるというふうに考へております

が、總括いたしまして増産の見地から

指定が行われるわけでありませう。従

いて一つ／＼を考へて見ますれば、

能率という点について考へて見ます

と、非常に非能率である。これを指定

炭鉱にいたしまして、能率を上げると

いうことができるという場合には、能

率の点から見ますとそういう炭鉱を指

定して、百パーセント能率を發揮して

おる炭鉱がありますれば、これは一般

炭鉱として置くことに相成るか

と思ひます。生産費についても大体同

様の考へであります。品位につきま

してもその当該炭鉱の品位或いは炭質、

炭種というのから見まして、非常に

重要なものである。従つてこれを増産

させるということが非常な急務である

という場合におきましては、そういう

見地からこれを指定する、しないとい

う基準が生れて参ります。又出炭量、

これにつきましても各山の増産の可能

性等から見まして、非常に出炭余力が

あるという点もこの出炭量とい

ふことから考へられるわけでありまし

て、要するにこの四つの基準が互に

組合わされて、いわゆる増産の見地か

らこれを指定することが必要であると

いう最後の結論に到達した場合に指定

を受けるということに相成るかと思

ひます。

○小林三三 すると今の能率だと

か、或いは生産費だとか、品位だとか、

出炭量とかいふものを査定するわけ

ですね。この査定するといふことがい

る相対的なことになつて参ります

が、むづかしい問題であります。そ

れはどういふふうにして、どういふ方

法によつてやるのでございませう

か、一番根本問題だらうと思ひます。

○政府委員(平井三郎) この指定

につきまして、各種の調査は勿論必要

である。従つて石炭局でありますと

か、或いは管理委員会でありませう

と、そういうような一つの管理機構とい

ふものを整備いたしまして、この法律

の規定によつて必要な監査なり、或

いは必要な報告を聴取し、適正な生

産費、適正な計画といふものを設定し

まして、指定を行ふといふふうによつ

ておるのであります。従ひましてこの

指定を行います場合には、指定の基準

或いは具体的指定、この両者とも全

炭鉱管理委員会に諮つて商工大臣が

決定するといふ方式を取るわけ

です。

○小林三三 今の御説明大変結構な

ようであります。指定の基準の内容

について一々決めるということは、

商工大臣が全國管理委員会に諮つて決

めるのであります。そういうことが

各炭鉱によつて、山に三年いなければ

勝手が分らんといふような状態にな

つておるものを、この山は例へば能

率に低いとか、生産費は非常に高く

なつておるから、これはいかんとか、

或いは品質はいいとか、或いは出炭

量が多かろうとか、余程これは適当な

方法でやらなければならぬと思ひま

すけれども、それはどういふ方法によ

つてやるのであります。調査團でも

やつてやるのでございませうか。

○政府委員(平井三郎) この管理

法が施行されますれば、監査の問題に

しましても適当に組織化したしまし

て、調査團といふような名目で行きま

すかどうかは別にいたしまして、その

山の実情を常に把握するような方法

を講じて行く。又それがこの管理法の

一つの目的でもあると思ひます。

○小林三三 指定炭鉱を決定するの

は大変お決りになるのですが、その

諮問機関である管理委員会でありま

す。果してこういふような、これを決

めるのに公正妥當なことを諮問に應

じて決めることができるでしょうか、こ

ういふ重要な問題を決める、指定す

るか、しないかという境目に……。

○政府委員(平井三郎) これは一

つのこの管理機構として石炭局の構

成、或いは管理委員会の構成という

ことに、全体の機構の運営よろしきを得

るというふうな努力いたしますれば、

十分これらの仕事は適正に行くと

いふ

七

第十二部 鉱工業委員会會議録第二十七号 昭和二十二年十二月五日【參議院】

ように考えております。

○小林英三君 全国管理委員会の構成を見ますと、炭鉱の代表者十人、労働者十人、それから需要者五人、学識経験者五人というふうになっております。これらの人が商工大臣の諮問に應じて、そして本當に公平な指定するに決める上におきましては、相対的なこれは日限を要するし、又全国的にこれを調査研究するということがつきましては、余程これは期間が要すると思つて、こういう際におきましては炭鉱の代表者も労働者側も、又需要者側も全部専門的にこれを調査して決めるのですか。

○政府委員(平井三郎君) これは管理委員会の運用の問題にもよりまゝですが、管理委員会は中央におきましては大体学識経験者でありますとか、或いは大量の需要者でありますとかいふものと、主体になりますのは炭鉱の経営者と労働者の代表といふものであります。この管理委員会の運営につきましては必要に応じて部会を設ける。その場合に特別委員でありますとか、臨時委員でありますとか、或は必要に応じては専門調査の人を臨時に委嘱いたしまして、そういうような調査をいたし、審議をいたすというふうなことも運用上当然考えられて来るのであります。この指定の基準、具体的指定を行ふ際の必要な調査といふことは、石炭課或いは石炭局、管理委員会、それらの機能を十分發揮いたしまして、過剰なきを期したいというふうなことを考へております。

○小林英三君 この指定するとか、しないとかいふことがなか／＼業者といはしましては重大な問題であると思つたのですが、商工大臣が決めることにはなつておりますけれども、そういう全国の管理委員会を使つたり、或いはその下部の組織のものを使つたりする上におきまして、これを決めるとか、決まぬといふその骨子というふうな点、この修正案を見ますと、生産費、品位、出炭量といふことになつております。而もこれははつきりこうだといふようなお決りになつてない。相対的の関係がある。一つの山におきましては、これは非常にその山としては、全体としては相當に出炭量が出ておるけれども、他の山に比較いたしますると、他の山よりも割合に能率が落ちていないといふような、いろいろ／＼相対的のことでありまして、これを四つのものをこんがらかして、そしてこれの指定を決める、基準として決めるということとはなか／＼容易ならざる問題だと私は思つております。それにはいろいろ／＼な弊害が起つて来ますし、又場合によりましては思わぬような問題も起つて来るんじゃないかと思つて、例へば能率なら能率といふものを一つ取つて考へて、能率がよいとか、悪いとかいふことを考へてやりますれば簡単であります。生産費なら生産費が高いとか安いとかいふことを考へてやることは簡単であります。品位もそうでありまして、又例へば出炭量といふことを、そのみによつてやれば、これは簡単でありますけれども、四つのこの項目を按配をして、そして而もその指定炭鉱を決める決まぬにつつきまして、四つの項目をこんがらかして研究して行かなくちゃならぬといふことは、口では簡単でありますけれども、

なか／＼これは容易ならざる問題だらうと思つて、併し今までの原案よりは修正案の方がいい。原案はただ漠然として商工大臣が指定することになつております。修正案においてはとにかくこういう具体的ことが決められておるだけでも結構だと思つております。これを決めるという上におきましては、相當これは大きなそこに難点が起つて来るだらうと思つております。こういう点をもう少し我々の合点できるように一つ御説明できないでしょうか。

○政府委員(平井三郎君) 指定の基準につきましては、只今申し上げたような方針に基いて、一つのなんと言いますか総合的評價を行ひまして、具体的な状況と睨み合せまして、管理委員会等に諮つてこれを決定して行くといふふうに申上げるより現在としては申し上げようがない、さうに考へております。

○小林英三君 それは私の今の指定するしないの問題につきまして、なかなかこれだけの四つの項目を参考として決定するといふことは容易ならざるものである。説明は大體このくらい程度よりできないといふことでありますから、それ以上はその点については追究いたしません。さういたしますと、先ずどういふものを最初基準として、さういふものの中から指定したしまして、どういふものから指定して、さういふ商工大臣の諮問に應じて決定せられるのであります。大體の方針を伺いたいと思つて。

○政府委員(平井三郎君) これは商工大臣からも提案理由の際にお触れになつて御説明申上げたと思つて、大體指定炭鉱の指定といふことは、増産の見地からこれを行うといふことでありますので、先ず増産に最も大きなパートを占めております大きな炭鉱から逐次実施して行きたいというのが第一の考慮であります。その際指定をいたします場合には、一律に何万トン以上の山はこれを指定するといふ方法を採用せずに、能率がよいかどうか、又能率は良いが非常にこの山は増産余力がある。新鉱の開発なり、設備の充實をいたしますれば増産できるというふうな点等を睨み合せまして、具体的に決定して行くことになるだらうと思つて。

○小林英三君 先程の説明によりまして、出炭量の問題につきましても、その山はまだ相當余力がある、余力があるからこれを指定してやらすのだといふ説明でありましたが、指定につきましては、大體なんです、優良炭鉱からやつて行くといふことですか、どういふことになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 優良炭鉱で能率のよい、設備の充實も申分なくやつてゐる炭鉱でありますれば、指定はいたしません。

○小林英三君 さうしますといふと、経営の困難な所で相當これで余力がある、指定してやればよくなるというふうな所は経営困難なところでも相當金が掛つてもやらしてやるということになるのでございませうか。

○政府委員(平井三郎君) さういふ炭鉱が全体の石炭生産上、石炭の需給の面から見まして、その山の増産を不可決にする場合には指定いたします。ただいわゆる不良の炭鉱の救済であるとかいふような観点から指定を

いたすのではなくて、さういふような炭鉱を指定いたしますことが、直ちに増産に役に立つといふような観点からいたしますのであります。

○小林英三君 今度の修正案の第十四條原案では災害その他の事由により」とあり、その場合に指定炭鉱の指定を取消しを行うのが、修正案では「災害その他の事由により」ということを削除してある。削除してあります。私はその災害を被つて減産になるときに、さういふときこそ、私は國家が援助をして行く。そして資金、資材をこれに打ち込んで、そしてこれを育てて生産を上げさすといふことが私は必要じゃないかと思つて、この修正案にはわざ／＼「災害その他」ということを取つておりますが、さういふときこそ私は必要じゃないかと思つて、どうですか。

○政府委員(平井三郎君) さういふ考慮もいたしてこれを削除したものであります。改正案の第十三條におきまして、指定基準といふものは六ヶ月毎にこれを決めて行く、非常に弾力性を持たして行くことに照應して、この「災害その他の事由により」ということが削られたのであります。従つて管理の指定及びその指定の取消といふことが弾力性を以て運用されるというところが、この十三條、十四條、新らしい十三條、十四條の改正の主眼であります。ただ災害によつて、例へば全炭鉱の生産が休止したというふうな場合におきまして、これを指定炭鉱といたして管理をいたして行くといふことの必要性は非常に減退するのじゃないかと私は考へます。さういふのは、その山に取つて必要なのは、資材、

ないとかいふことがなく、業者とい
たしましては重大な問題であると思

究して行かなくちやならんということ
は、口では簡単でありますけれども、

工大臣からも提案理由の際にお触れに
なつて御説明申上げたと思ひますが、

ます。ただいづゆる不良の炭鉱の救済
であるとかいふような観点から指定を

ないかと私共は考えます。というの
は、その山に取つて必要なのは、資材、

資金の補給をどうしてやるかというこ
とでありまして、いわゆるこの業務計
画を設定し、その業務計画の実施につ
いて考慮するということよりは、復興
をどう助成して行くかということであ
りまして、その際の一番の重点は資金、
資材をどう導入して行くかという援助
の問題が一番でありますので、それを
指定炭鉱にして置くかどうかというこ
とにつきましては、尚炭鉱管理委員会
の意見等によりまして十分検討しな
ければならぬというふうに考えます。

○小林英三君 この管理につきまし
て、前章において我が方が研究いたし
たいいわゆる低度の管理、それから指
定炭鉱の高度の管理ということに相成
つておりますが、特に低度の管理と高
度の管理を区別しなくちやならんとい
う理由は……

○政府委員(平井三郎君) 指定炭
の制度を一挙に全炭鉱に及ぼすとい
うことは、非常に画一的な措置であり、
又これを管理して行く管理機構整備充
実という点から相当問題があるかと思
うのであります。従つてどうしても
指定炭鉱と非指定炭鉱というものが当
然出て来るわけでありまして、石炭の
生産というものの全体は、指定炭鉱だ
けの生産を、これを増強すればいいと
いうことではなくして、やはり全体の
炭鉱の生産を増強して行かなければな
らん。それにつきましては、全炭鉱の
事情、全炭鉱の計画というものを一
きりと把握いたし、それに伴つて又資
金、資材等の計画が全般的に備へ得る
ということが必要になつて参ります
ので、一般炭鉱につきましては、低度
の管理を行つた炭鉱につきましては、こ
の章に規定したような管理を行うとい

うことに考えております。

○小林英三君 そうすると、高度の管
理を行つたものにつきましては、特に炭
鉱に必要なところの資金或いは資材を
思い切つて注入しよう、こういうよう
なわけで、高度というところの区別
を……

○政府委員(平井三郎君) 簡単に説
明いたしますと、非常に能率のいい山
が、特に非常に新鉱その他の拡張にも
精進しておる、従つてこれを指定炭
にいたす必要は毫もないというよう
な場合におきまして、一般炭鉱になつて
おつたといつたすれば、その山の括
張計画に必要な資金、資材というもの
を重点的に注ぎ込むわけでありませ
ん。従つて非指定炭鉱、一般炭鉱なるが故
に、そのために不利な取扱ひを受ける
ということではありませぬし、結局そ
の資金、資材の配分というものは生産
増強という見地から配分されるわけ
であります。ただ通常の場合におきま
し、例えば指定炭鉱に対し新鉱の開
発命令その他によつての業務計画、その
他の官の指示等によりまして拡張を
ぐんぐん行なつて行くという場合に、そ
こに資金、資材というものが注ぎ込ま
れます場合においては、これは指定炭
鉱なるが故に注ぎ込まないで、指定炭
で、その指定炭鉱の行つ建設に必要な
資金、資材が入つて行つたというわけ
でありまして、一般炭鉱だから資金、
資材は行かない、指定炭鉱だから故
に、形式的に指定炭鉱のために資金、
資材が優先的に注ぎ込まれるというこ
とは考えられないのであります。

○小林英三君 今の高度の管理をする
上におきまして、資金、資材をどん
どん注ぎ込んで行くということは、や

はり増産を行なつて、この山は非常に
希望があるからやつて行くのだとい
うように取れるのであります。私が昨日
逐條審議に入る前に委員長の許可を得
まして、いわゆる新鉱開発、新鉱の開
題につきまして商工大臣にお尋ねした
のであります。これは私は今政府委
員が御説明になつておるようなこと
で満足しておるかどうかという問題
を合せてお伺ひしたのであります。特にこ
の小倉炭鉱の発見いたして、許可を得
ました。いわゆる新鉱といふものにつ
きまして、これは商工省当局ばかりでな
らずに、全国的に有名な当時雑誌や新聞
を賑わして、我々も非常に意を強くし
たものであります。こつちういふものが
昨日私が大臣に質問しましたような工
合に、小倉炭鉱の新鉱を開発するため
に、中央にありまふところの、つま
り小倉市といふものが公害地になつて
おる。その公害地なるが故にそれば許
可されなかつた。それが今度は新ら
しい内閣の、而も水谷商工大臣の主管さ
れておりますところの商工省において
許可するということになりますと、私
はその小つぽな炭鉱ならどうでもい
いのです。殆んど今後の日本の再建の
何パーセント、或いは何十パーセント
が左右されるようなこつちういふ新鉱が発
見された、非常に社会的に有望なもの
になつてゐる。それを今度は妨害する
ような、結果において妨害するよう
なことになる。これは私は今度の指
定炭鉱と脱み合せて、而も今新鉱の指
定はいづゆる高度の指定をする。そ
うして新鉱を開発して、どん／＼石炭を
増産するといふ考えと脱み合せますと
非常に矛盾があると思ふ。私は昨日水
谷商工大臣にもこの点を申し上げまし

ら、水谷商工大臣も、この点に対して
善処するとおつしやつたのであります
から、この点は追及いたしません。が、
仮にこつちういふように私が質問したこ
によつて浮び上つております第一小倉
炭鉱、それから小倉炭鉱、この問題に
対しまして新鉱開発については、余程
政府が思つたことをやらないとい
ふ、折角のものが世の中に出ないと思
ふ。この小倉炭鉱の発見をしたとい
ふ大きなこの新鉱に對しましては、政府
はどんな考え方を持つていらつしやい
ましようか、ちよつとお答えができた
ら一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 小倉炭
及び第一小倉炭鉱の問題につきま
しての大体の考え方、問題の所在その他
につきましては、昨日御答弁申し上げ
したので省略して頂きたいと思ひま
すが、要するにあの小倉炭田地区の開
発が今後の石炭の増産に取つて緊急欠
けからざるものであるといふふうに考
えておりますので、あの点につきま
しては商工大臣の言明のような方向によ
りまして迅速に処置いたしたいとい
うふうに考えております。

○大屋三三君 この第十三條の修正
された前項の規定による指定の基準がこ
こに四つ程載つておりますが、これは
何ですか、能率は例えば五トン七分
から七分、生産費は幾ら／＼、カロリ
は幾ら／＼、出炭量は幾ら／＼とい
うような工合に、このヘッドインゲの中
味を予め發表して、これの以下のもの
は管理をするといふような工合にする
のですか、或いは炭鉱それ／＼によつ
て、そのコンディションに従つて指定
の基準も物差も高い物差、中位の物差、
或いは低い物差を適用するの、この

つまり適用の工合はどんなふうになつ
ておりますか。

○政府委員(平井三郎君) この修正
の趣旨が一つの画一的な基準によつて
画一的な指定を受けております趣旨か
ら見ましても、例えば能率が五トン七
分以上は指定しない、それ以下を指定
するといふことでなく、やはりその山
の炭層の状況、操業の状況、設備の状
況等から見まして、できるだけ具体的
な判定に基いてこれを決定して行く
ということが適當であらうと思ひま
す。

○大屋三三君 それから一旦その指定
が行われて、そしてその指定したこ
の基準の内容の点がイングループされ
て、そして相當上の基準のものにな
つたという場合には、これは指定の取
消をするのですか。

○政府委員(平井三郎君) 指定の取
消は、その指定をいたします必要が
なくなりましたれば、指定の取消をいた
します。

○大屋三三君 その時期の問題をどう
いうふうに考えますか、私の炭鉱が今
指定をされて、これは六ヶ月毎に定め
るとしてありますが、指定をされて非
常によい能率が出て、その指定を取消
すという場合に、これは六ヶ月とい
う期間になつておるが、仮に初めにこ
の條件に照應して指定をされた。然るに
非常に能率が上つて、例えば四月に指
定をされたのが三ヶ月経つたあとで、
この條件よりも上の成績が出たとい
うような場合には、その事実が認識され
たら、この六ヶ月の途中においてもそ
の取消をするものか、或いはその時期
の關係はどういふふうに考えますか。

○政府委員(平井三郎君) 六ヶ月毎
にいたしますのは、指定の基準につ

に應じて全國管理委員會でお決めるというのですが、それは又或る一つ

追加なり、或いは指定の取消というこ
ともありますが、六ヶ月毎に非常に指
定基準がぐら／＼して行くということ
ではないかと考えておる次第でありま
す。

○小林英三君 その指定の基準という
ものは何ですか。生産費、出炭量とい
うものに基いて、これを六ヶ月毎に決
めて行くということになりますという
と、指定の基準がぐらつくようなこと

○政府委員(年井富三郎君) 今申されました通り、六ヶ月毎に定めるといふことは、六ヶ月毎にその時の状況によ

ば修正して行くといふことの意思を明確にしたものと考えます。従つて六ヶ月毎に非常な変動が起るような基準といふものは、指定炭鉱の指定という性格から考えても起り得ないものであると考えます。

の御答弁では、私が心配したことと結局同じことになって來ます。つまり六ヶ月前の四つの基準によりまして、或る指定炭鉱を指定する。それが六ヶ月毎に定めるということでありまして、その指定した基準が六ヶ月後において

うものについて、その基準について再検討する。再検討されなければそれでいいのですが、再検討されたということになりますと、一旦指定した炭鉱をやはり指定について考え直さなければならぬということが起つて来るのではなからうか。

○政府委員(平井富三郎君) 指定をいたします基準でございますので、そう始終ぐらく非常な大きな変化が起る

ということはないと思ひます。例えば出炭量について例を申上げれば、増産余力のある山を指定して行くという方針は、恐らく三年間から三年間変るまいと思ひます。ただ実際の問題として、指定をして行く順序に、例えば一つの例として申しますれば、先ず十五万トン以上の山について指定炭鉱を指定して行く。次の六ヶ月後は十萬トン以上の山について考えて見るといふことも一つの例でありまして、六ヶ月毎に指定の基準がまるで変わつて、指定炭鉱の指定に非常な変化が起るといふことは、先ず考えられないのじやないかと考えております。

○小林英三君 更にお伺ひいたしますが、その例え指定基準である能率、生産費といふものについて考え、又品位といふものは、その山についてコンスタントでありまして、恐らく変りはないと思ひます。出炭量の余力といふのも大した変りはないと思ひます。併しその山に不幸にして争議が起つた。こういう場合を考えて見る。そうすると、確かに能率は下つたに違ひない。そして生産費も争議が起つたのですから、非常に高くなる。こういう場合を考えると、そういったしますと、争議のために、指定炭鉱は指定を取消されるということでありまして、どうでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 能率が下がるといふことは、無論指定の必要性があると思ひます。争議でありまして、そういう原因で能率が下がるということとは、直ちに指定をするとかしないとかいう基準には絶対にならないと私は考えております。

○榎本治君 先程から大分論議になつ

ておるのは、指定炭鉱の基準内容でございまして、実はこれと同じことがもう一つ考えられるのであります。それは御承知の通り、この間当院に上提されて、常任委員会に付託になつておる経済力集中排除法案、今丁度審議が延び延びになつておるようでございますが、あの際にも各委員からいろいろ質問が出たのであります。いゝゆるあゝいゝゆるとした法律が行われるといふことは非常に困る。その委員会において各委員の質問を聴いておられます。どうかこういふ漠としたものでは誠に痛癢に迷うから、できるだけ幅と深さを明瞭にして欲しいといふことが頻りに申されたのであります。私の基準は、あの経済力集中排除法案の時に各委員から盛んにその質問が出たそれと同じことだと、実はかように思つてあります。これらの、要するにこゝまでには條件が出たならば、成るべくならば、いゝゆる幅と深さをびんとして貰う方が、要するに業者も本心に覚悟ができて安心だと思ひます。経済力集中排除法案もただ骨だけすつと出されて、肉も皮も附いておられない。それは一に持株会社整理委員会の運営如何にあるのだ、かようなことで、要するにその関係の業者は非常に心配いたしておるのであります。それと同じことで、そうしてこの頃になつて、私直接聞いたものではあります。集中排除法案が行われるようになれば、直ちにこれの会社、幾百の会社が指定されるであらうといふことも新聞に出ております。又内容はどこまで本当か分りませんが、初めは凡そ五百ほど排除法案に引掛かる会社もあると聞いておつたのであります。その後新聞紙の報

道するところによれば、二百幾つくらいで終るだろう、又第一次は幾つかの会社がやられる、こういうことが段段明瞭になつて来る。さういふことか、要するに本案の内容がやや具体的になり、實際どこその会社を出されるというやうなところから適用の範囲が、少し私共に分つて来るやうな気がするのであります。私共の会社は実は関係があるので、社員を派遣していろいろ承つて見ますと、君のところは第一次に入つておらないといふことを聞いて来て、実は私共の報告は昨日受けたのであります。多分自分のところは入つておらないと考えておりました。が、やはりいろいろ関係がりますので、深くこれを見ておられます。さういふことで、君のところは入つておらないといふことを、又私の関係する他の会社も当然これは入るだろうと覚悟してはいたが、又あの條文からいふと当らないと思つたのであります。それも入つておらない。こういうことを実は聞くと、さういふとあの排除法案といふものが何程か私共にと分つて来たやうな気がするものであります。さういふことで、この問題については随分各委員からしつこい程の質問が出ておる。政府の御答弁の幾つも分りますが、おぼろげに意図が分りますが、一そのこといかででありまして、大抵これ／＼は第一次指定になるだろうといふことを大体調査ができておたならば、この席上でお話を願われれば、この問題がその次第と比べて、余り論議もなくす／＼と行くのではないかと、実は私はかように思つておられます。それらについて大体お調べがあつたら御発表願ひませんか。この間大臣にちよつ

と事業主が炭鉱管理者になつた場合のことについて、私お尋ね申上げたのであります。まあ十萬トン以上のものは個人は二人程しかいないから、こういうお言葉があつた、して見ると十萬トン以下は入らないのだといふことも想像されるのであります。左様なことでこの機会に……さうでないとなかなかこの問題はいつまで論じ盡されても、要するに果てしがないことですか、一そのこと、大体今調べてあるのはこの辺、或いは幾つかの会社が、或いは幾つかの炭鉱がやられるのだといふことを、こゝだけでもお分りであれば、率直にこゝでお示しを願つたら、案外この問題がすらすらと片附くのじやないかと思ひますが、いかがでありますか。

○榎本治君 以上のこととは一つ御了承願ひます。

○榎本治君 そうですと、十萬トンという話がちよつとあなたのお言葉から漏れたのであります。大体十萬トン以上を管理委員会に掛けようと思召でございましょうか。

○國務大臣(水谷長三郎君) これは商工省案とか安本案とか傳へられておるときは、年額〇〇トン以上といふことで、或いは五萬トン以上、十萬トン以上といふことに世間では傳つておりますが、又商工省におきまして、安本におきまして、さういふはつきりした数字を責任ある者から言つたことはございせん。大体五萬トン以上か七萬トン以上か或いは十萬トン以上かといふやうに、大きな山をどのやうに御解釈になるか知れませんが、併し我が考を率直に申しますと、現在の経済事情の下においては、指定炭鉱といふものは成るべく少い方がいゝのじやないかと、このやうに考えております。

○中川以實君 指定炭鉱の問題はどうも漠然とした感じがするのであります。が、原案より修正案の方がまだ幾らかはつきりして参つたのであります。いづれにしても本法律案は只今商工大臣のお話のごとく石炭増産第一主義になつておりますので、いゝゆる増産のための法律でございまして、もう少し余計石炭を出すといふのであります。が、仮に二十萬トン以上出炭するものがあつて、経営もうまく行つていゝる。労資も協調してゐる。こういう山には資金も例の資金貸付の規則によつて順調に資金も貸出される。そういうところは無理に大勢の役人の手数を掛

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の問題は、この法案におきまして、全國炭鉱委員会に諮つて指定することになつてゐるのであります。その全國炭鉱委員会もできず、従つてそれに諮らないで、商工省單獨でさういふことを發表することは、あなたの言葉を藉りて言へば、一番非民主的なことでありまして、さういふことは断じてできません。

○榎本治君 非民主的と、あなたはさうおっしゃいますけれども、大体要するにこれ／＼のものは管理委員会に諮らうと思つてゐるのだといふことなら、何にも非民主的にならないのじやございせんか。

○國務大臣(水谷長三郎君) これは本會議における根拠の理由の説明の場合におきまして、又委員会におきましても、増産第一主義の立場から、大体大きな山を目標として考えているとい

○國務大臣(水谷長三郎君) これは本會議における根拠の理由の説明の場合におきまして、又委員会におきましても、増産第一主義の立場から、大体大きな山を目標として考えているとい

○國務大臣(水谷長三郎君) これは本會議における根拠の理由の説明の場合におきまして、又委員会におきましても、増産第一主義の立場から、大体大きな山を目標として考えているとい

○國務大臣(水谷長三郎君) これは本會議における根拠の理由の説明の場合におきまして、又委員会におきましても、増産第一主義の立場から、大体大きな山を目標として考えているとい

○國務大臣(水谷長三郎君) これは本會議における根拠の理由の説明の場合におきまして、又委員会におきましても、増産第一主義の立場から、大体大きな山を目標として考えているとい

ところは無理に大勢の役人の手数を掛

に定めますのは基準を定めるわけであります。従つて基準が六ヶ月毎に生産状況を再検討して、適正なるものに弾力性を持たして行こう、こういうのが

趣旨であります。従つて指定は一つの基準にすぎまして、なるべく一つの時期において指定をいたすことが適當であらうと考えております。これは指定さるべき只今炭鉱として残される炭鉱との振合ひもござりますので、成るべく指定をいたします場合には、成るべく一時的にやることが適當かと考えますが、指定基準の問題ではございませう。

せんのてい、法的には外論規の途中で指定を追加して行くことも可能でありますし、又實際上その必要が出ます場合には、具体的指定の方は期の途中でこれを行うということも予想され得るわけであります。

○小林英三君 議事の進行についてちよつと希望したいのですが、先程中川委員からして御質問がありましたのに、

これはもう済んだことだからあとで聞いてくれというようなお話がありました。私は議案の審議につきまして、時間をできるだけ節約して、そうしてやつて行こうという委員長の方針は誠に結構であります。我々も又故意に同じ質問を重複しようとするものではないと思いますが、ただいろいろ関係からいまして、我々委員として、人

の聞聯した質問に対して氣が附かない時がある。その時は我々は委員の權利として、同じような質問に触れない場合もないとも言えないと思います。それを一々政府委員から、これはもう質問したことだから止してくれということ、私は委員の権能を侵害すると

いような気がする。だから我々は努めて重複した質問を避けたいと思ひますし、又時間の尊重もしたいと思ひますが、委員から気が附かず質問がありましたが、折に融れてそういうことがないよう十分にその委員の納得が行くように、簡単にでもよろしいが、納得の行くような御答弁として頂けるようにお取りなして頂きたい。行き過ぎになりますと、委員に対して侮辱だと思ひますから、今中川委員の御質問に対して一言希望を申し上げて置きます。

○委員(堀垣平太郎君) 今の御希望御尤もであります。中川委員の御質問は、この前中川委員が御欠席になつておられます間に、二回、三回に亘りまして同じことが繰り返されて御質問になりましたので、後で私は中川委員には御説明申し上げようと思つておりましたのですが、同じことが三回、四回に亘つて繰り返されるといふことは、外の委員のために御迷惑だと存じて申し上げますので、実は同じ質問が繰り返されております場合でも、角度が違つた場合、或いは又同じような場合でも、私はそう一々御注意申し上げておるわけではございませんから、その点を御了承願ひます。ただ中川委員が御欠席になりましたから、事情を御存じないから後で申し上げようと思つて御注意申上げたのであります。その点は小林委員のお話の通りにやつておるつもりでありますから、その点は誤解のないに願ひます。

○宿谷一君 只今委員長のお話によりますと、これは委員長の御希望であります。後から意見が出て来る場合もありましようが、質疑中に成るべく

意見のないようにという御忠告がありました。併し審議をして行く上に自分はこの考へるが政府はどうか、こういう意味の意見は私は差支ないと思ひますが、そこに拘束が出て来ると、これは審議ができないことになり。ただ政府の御意見だけ聽いて、我々は結論を出さばいいとかいう程度でなく、満足の行くまで話合つてこの重大な問題を極めて行かなければならぬと思ひますが、この点について、ちよつと疑義を生じたので委員長の御発議に対して伺つたわけであり。そのうううう一つ……。

○委員(堀垣平太郎君) 今宿谷委員のお話であります。私の申し上げる意見というのは質疑に關連は無論あることとありますけれども、閣議以上につたような御意見の場合が往々見受けられるのであります。或いは引例等につきましても、引例の方が冗漫になつたりする場合もあつたので、実はそういう点についてできるだけ重複に亘らないように御注意を願ひたい、こういう意味で申し上げたのであります。それから、その点は誤解のないに願ひます。それでは午前中の審議はこれで一應打ち切ります。午後一時十五分からお願ひいたします。

午後一時十五分休憩
午後一時四十一時開会
○委員(堀垣平太郎君) それではこれより再開いたします。第三節は第二節に關係が深いのでございますから、第二節と第三節を併せて御審議をお願いと存じます。
○玉置吉之丞君 新らしいこの第十五

條に、毎四半期の詳細なる事業計画の案を作成して、管轄の石炭局長に出すといふことになつておられますが、この詳細といふのはどういふことなんでしょうか、その内容を伺ひたい。

○政府委員(平井重三郎君) ここで詳細な事業計画と書きましたのは、いわゆる一般炭鉱におきまして事業計画を取るといふことと違ひまして、業務計画の説明に詳細の事業計画と、こう書いたものであります。この内容として考へておられますことは、第一に出炭、炭質、山元消費及び輸送の計画、第二に設備の新設、増設、若しくは変更の計画、いわゆる拡充工事に関する計画、それから資材、資金、労務及び動力の取得の計画、次に労働者用物資及び施設の需要の計画、第五が生産費及び支拂資金の予定計画等を大体予想しておるわけであり。○委員(堀垣平太郎君) 御質疑中ではあります。今法制局長官が見えま

○委員(堀垣平太郎君) それではこれより法制局長官の生産協議会に対する見解について御陳述を願ひたいに願ひます。
○政府委員(佐藤達夫君) この生産協議会は一連の合議体の機関なのであります。御承知のように、この生産協議会といふものは、御承知の通り、協議会といふ名前の附いておるもの、或いは委員会といふ名前の附いておるものもあ

り、その他派山ありますが、委員会といふ名前が附いておるもの、或いは協議会といふ同じ名前が附いておるもの、おの／＼その機関の性格は違つておるものであります。これらの事柄の二つの定義を附けますこと、或いは又これを分類いたしますと、種類を分けるというやうな事柄は、これは恐らくは学者のやるべき仕事であらうと思ひます。で私共といたしましては、おの／＼法制上にどういふ合議体の機関が取扱われる場合におきましては、その法制の目的なり、或いはその合議体の機関が活動すべき活動の任務といふやうな事柄に着目いたしまして、独自の性格といふものを保持しておる。必ずしも学者の分類に應じておる。第一種、第二種といふやうにやつておる。第二種といふやうに測を願へることであらうと存じます。

○委員(堀垣平太郎君) 御質疑中ではあります。今法制局長官が見えま

○委員(堀垣平太郎君) 右について御質疑のおありの方は……。

○玉置吉之丞君 只今の法制局長官の御説明に關聯いたしてお伺ひするのであります。只今のお答へによりますと、過般委員会が水谷商工大臣のお答へになつたことと同じことをお答へになつておるものであります。が、そのうううう、現在においても炭鉱なりその他の事業場において、私的に経営者、労働者との間に経営協議会といふものができておつて、それが円滑な運用を見ておるのであります。その構想から考へて、この生産協議会といふものができたものであると私共考へておるのであります。が、そういう点から行きますと、これを法文化して行く上において、今後のこの運用の上において、そういう諸機関でもない、又決議機関でもない、中間的のものであるといふやうな答へを承つて、まず／＼疑念を深めるものであります。が、もう少しこれを明確にすることができないものでございませうか、その点を伺ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先程前段に中間という言葉を使ひましたために、非常に不明確な感じをお抱きになるかと存じます。その点を補正して申し上げます。只今の御質疑にお答へすることにも相成るだらうと存するわけであり。○委員(堀垣平太郎君) 先程各法制局に独立性を持たしておると言つてもよろしいといふことを申し上げましたが、本法案で申し上げます例えは業務計画の案を決めます際に、生産協議会の議を経なければならぬといふことになつておる。その議を経る手続を執つた後の始末といふものは、この法律自身ではつきり書いておるわけであり。これは業

○委員(堀垣平太郎君) 右について御質疑のおありの方は……。

もありませんが、質疑中に成るべく
○玉置吉之丞君 新らしいこの第十五
会という名前の附いておるものもあ
る。前の附いておるものも、或いは委員
御質疑のおありの方は……。

○委員(稲垣平太郎君) 只今生産協
議会の御審議を願っておりますので、
先程私が申しました第二節、第三節を
議題に供すると申上げましたのを、第
二節、第三節、第四節までを審議の議
題に供するということに訂正いたした
いと存じます。

○大屋三三君 今の法制局長官の解釈
は、これは商工大臣と同じ解釈で、ど
うも純法律的の解釈であるとは受取れ
ないのです。法律的の解釈をあなたに
伺いたい。我々の真意は、この生産協
議会というものがこの中にいろいろふ
らに書かれておる点に対して、法律的
にどういう解釈をするか、その答えが
諮問機関でもない、決議機関でもない
で、前後の條文を見れば、その後の運
用はおのずから明かである。こんなこ
とがあなたにお聞きしておる真意では
ない。法律的に見てあなたのお答えを
分析して見ると、成る程法律学者の解
釈はかよう／＼であるかも知れない。
併し私としてはかよう／＼と申した。

私のあなたに聴く答弁が商工大臣と全
然同じである。それは政治的な解釈で
あつて、純法律的な解釈でない私は
考へるのですが、重ねてどういふ氣持
ですか、お伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私学者でも
ありませんので、正直にこの案の意図
するところを申し上げたわけでありま
す。でありますから法律家的の定義を
述べるということも能力は勿論ありま
せんし、又さういふことを申しますよ
りも、現実的にこの法案に現われてお
りますところによつて、その性格なり、
或いは運用の筋道というものははつ
きりするのであらうということをお答
え申上げております。最近の立法のや
り方は、私共その方の担任をいたして
おりますが、余程アメリカ流と申しま
すか、現実的な行き方というものが最
近の傾向でございます。昔はむしろ
大陸流に行政法学的にいろいろ考へて
立案もし、又條文の配列等も学者の著
書のごとき方法でやつておつた時代も
ありましたけれども、近頃は極く現実
的にとにかく分つて動きさすればい
いのじゃないかという建前ですべての
法案を我々起草しつゝあるわけであ
ります。その辺の事情もお酌み取り願
いと存じます。

○大屋三三君 通辭をアメリカ流にお
つ被せられたのは甚だ不満足でありま
すが、要するにあなたの解釈が政府の
一代弁人という域を出ないと私は断定
申し上げて、これ以上の御答弁がなけ
れば致し方ありません。

○玉置吉之丞君 第十七條の「石炭局
長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指
定炭鉱ごとにその業務計画の案の作成
上基準となるべき事項を定めて、これ

を当該指定炭鉱の事業主に指示しな
ければならない」というこの一作成上基
準となるべき事項」というのはどうい
うことなのでございませうか。

○委員(稲垣平太郎君) 法制局長官
への御質疑ではございせんね。では
堀君。

○堀家治君 今のお話でございま
す。経営協議会と同じような性格だ
というふうなお話を承つたのでありま
すが、そうするとこれは特にこの議を
経るというところである。後には、そ
外のものには、議を経るというふうな
ことはございせんが、特に生産協
議の場合においては議を経る。議を経
られなければ云々という、こゝいうよ
うな條項があるのですが、そうすると
長官は議を経るということ、どうい
うふうに御解釈になりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) この法案の
中には、確か「諮つて」という言葉と
「議を経る」という言葉と二通りござ
います。この「諮つて」の方はこれはも
ういふゆる諮問機関的の扱いをする
という言葉でございます。「議を経る」と
いうのはそれは多少違ひまして、先
程申しましたような性格のものである
というふうな違ひがあるわけでありま
す。

○堀家治君 先程申しましたような性
格というところ、やはりそうすると決議機
関でもある、こゝいうふうな考へるわ
けですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 單純なる諮
問機関としては扱つておりませんこと
は、先程申しました條項でこの議に付
した後の事柄、後始末と申しますか、
事柄を各條文にはつきり書いてありま
すから、さうな点において單純なる

諮問機関とは違つておるということに
なるわけでありませう。

○小林英三君 私は今大屋委員の法制
局長官に対する質問におきまして、法
制局長官におかれては、はつきりした
御説明があるというのを期待してお
つたのでありますが、これは大屋委員
の御説明に對しまして今おつしやるよ
うな答弁しか得られない。然らば法制
局長官をして、これは諮問機関であ
り、又場合によつて見方によつては決
議機関である、こゝいうふうな考へ
であるといひますれば、この協議会
というものが諮問機関である場合に
は、こゝいうところを以て諮問機関と
看做す。それから又決議機関と看做さ
れる場合においては、この動きによつ
てこの協議会のこゝいうところを以て
決議機関と看做すということの法制局
長官としてはつきりと御所見を承わり
たい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先程申しま
したように、一口に諮問機関と言ひ、
或いは決議機関と言ひ、これ自体の定
義というものが、これは何人もそれに
従ひ得る正しい定義というものはござ
いせんから、その言葉を手裏にしてい
て御説明すること自身が私は困難なこと
であらうと思ひます。ただたび／＼の
御質疑に對してお答へすることは、例
えば業務計画の場合で申しますと、生
産協議会の議を経なければならぬとい
書いてありまして、その最後の所に議
を経ることができないときは事業主は
かよう／＼の手続をしななければなら
ないといふことがはつきり書いてあ
るのでございませうから、その間の運
営については何ら學術的の議論をしな
くとも口滑に動き得ると考へるのであり

ます。それであれば立法の目的は達す
るのではないかという氣持を持つてお
ります。

○小林英三君 立法の目的が達すると
か、達しないかというところは問題では
ございせん。私が質問せんとするこ
とは、決議機関には決議機関の機能
がある。又諮問機関には諮問機関の機
能がある。決議機関と諮問機関とはその
運営において違ふと考へる。例えば法
制局長官として、諮問機関であり、決
議機関であり、中間機関であるとい
う言葉であるならば、この法案に對し
まして、この点を以て諮問機関と看做
すのだ、又見方によつては、この点を
以て決議機関と看做すのだといふよ
うなはつきりした御見解を、法文につ
いての御見解を承わりたい。

○政府委員(佐藤達夫君) その中間と
いう言葉自身が非常に曖昧な言葉で申
訳がないのでありますが、要するに諮
問機関というものがこの法文中にあり
ますから、この諮問機関というもの
と、この生産協議会というものは、こ
れは違ひますといふことは申し得るわ
けであります。然らばどういふ名前を
附けたらよいのかと申しますと、正直
に申しまして名前はない。或いは學者
は何とか機関といふような名前を附け
るかも知れませんが、この際我々とし
てはさういふ氣持はないのだといふこ
とを申し上げまして、これが先程申し
ました現実の動きが付けばよいものと我
々は考へましたといふことになるので
あります。

○小林英三君 私は法制局長官とし
て、法案のこの部分にこゝいう條項が
あるから、この点は諮問機関と看做
す、この点は決議機関と看做すとい

ことをはつきりとおしやられたらどうですか、法文について現実にそれを承わりたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもうたび／＼どうも同じことをお答えして恐縮でございますが、決議機関と言ひ、諮問機関と言ひ、その定義の問題に絡まつて参りますのでございまして、この点が諮問機関であり、この点が決議機関であるということをお上げると自身に不正確なことになる、且つ困難なことになると思つております。

○小林英三君 私に聞かんとするとこれは、つまりこれは決議機関でありましたら、生産管理者というものは、この決議を持つた者に対して動かされる。併し諮問機関であれば現実に管理者という者はこれによつて動かされないこともできる。こういうふうに私は考へておりました、この法案について、決議機関であるのはこういう点から決議機関と言へるのだ。それから諮問機関というのはこの点から諮問機関と言へるのだということを、はつきり伺ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 例へば業務計画の場合でありますという、十七條の、先程申しました末頃「生産協議会の議を経ることができないときは、」ということがあります。諮問機関でありますれば、議を経ることができない場合を書く必要がないのであります。

す。この場合は、議を経ることができない場合は、事業主はかような措置を取らなければならないということをおつておるわけでありまして、その点において違ひがはつきりしておるよう思ひます。

○小林英三君 まだ長官の御説明によりましては、はつきりいたしませんで、これ以上はいけないと思ひますから、私の長官に対する質問は打ち切り

○委員(稲垣平太郎君) 長官に對しての御質問がございまして、

○田村文吉君 議を経てという文字が沢山使われておりますが、これは同意を得てとかいうことを全く同じでありますか、或いは違ひ点がありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは文字を使い分けております。ことに、やはり違ひつものであります。

○田村文吉君 その点を少し御説明頂きたいのですが、同意を得てという点とどういふ場合が違ひますか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつとどういふふうに通ひと言ひしても、現実の何か事柄がありまないと分りません。この場合は、要するに生産協議会の議を経るといふのが一番適実なところであらうと、まあ大体なんであるが、そういうふうにお答えする外ないと思ひます。

いうような違ひがあるのではないかと、いう氣持がいたします。

○田村文吉君 甚だはつきりしないのですが、私は同意を得てと同じ用語に全部のものが使われておるものと在來解釈して、この法案を審議して参つたのであります。同意を得てというところ、議を経てということが違ひということになります。尚、この問題につきましては、少し検討をやり直しして頂かなければならぬと、こう考へておりますが、一應はその問題はそれにいたして置きます。もう一つ伺ひたいのであります。労働組合法におきまして、非常に困つた問題になつておりました、実際の運用上に各種のトラブルが起つておるのであります。それは事業者なり、経営者なりの利益を代表するといふ者は、組合に入つちやいかなとか、今度のこの法案では、業務委員といふ者にはさうな利益を代表するようには入れない、こ

ういふことになつておりましたが、この人数から申しますと、最低五人づつおるわけでありまして、五人づつはいるといふことになれば、利益を代表する人も五人いるわけでありまして、この法案をお作りになります場合に、利益を代表する人とは、一体どういふ人をお指しになるのでございましょうか、その点を一つ法制局長官に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは例へばその会計課長でありますとか、秘書課長といふような、そういう利益代表と認められる者は、この利益を代表する者といふふうに通ひ考へておるわけでありまして、

○田村文吉君 この点が常に問題に相

成りまして、労働組合法の運営上に非常な暗影を投げ掛けておるのであります。中労委あたりでも、非常に検討しておられます。政府のはつきりした指示が未だにない。ないのでありますので、又ここにこの用語を使つて参つておるもので、今後この点について非常に困るだらうと、こう考へておりますので、もつとはつきりしたことを御明示願へないか、例へば課長であるとか、或いは係長であるとかいふ人でも、事実その経営者のためにやると、中には課長であつても、実は待遇改善の問題になりますと、やはり賃金を上げて貰つた方がよい、極端に言へば、炭鉱管理者自体も賃金を上げて貰つた方がよい、かような事態でありますから、さうな場合になつて来ると、非常に性格の矛盾が起つて来るのであります。でありますから、事実この問題が常に問題になる個所でありまして、かような法律をお作りになる場合には、もつと迷ひのないよう

に、はつきりした御指示がないと運用上非常に困ると考へるのであります。特に会計課長とかいふのでなく、もつとはつきりした法律的の觀念を與えて頂きたいと考へます。

○政府委員(佐藤達夫君) 実はかような言葉といふものは、只今お話し出ましたように、労働法制等には、こ

う表現を使つておるものであります。かようにいたしておるわけであり

ます。尚、この実体につきましては、必要に應じましては商工省の政府委員からお答え願つてよろしいと思ひます。

○田村文吉君 それじやその問題は保留いたしました。あとで又伺ひたい。

○委員(稲垣平太郎君) 別に御質問

がございせんければ……法制局長官は非常に急いでおられますが、

○岩本哲夫君 ちよつと伺ひますが、生産協議会の議長は、この議題を諮問議題としてやろうか、議決議題としてやろうかといふようなこと、或いは中間的な取扱ひにしてやろうかという裁量は、議長がやれることになるのであります。その点を一つ。

○政府委員(佐藤達夫君) それは、その議長の意思によつて、この機関の性格を結局左右することになりますので、それはできないと思つております。

○岩本哲夫君 そうしますといふと、議長は、この問題は諮問したい、この問題は議決したいと裁量できないといふたら、何もかもみんな全部中間といふものの結末といふものは、どう取扱うのであります。多数の場合と少数の場合と、少数でも採択せにやならん場合もあるし、多数によつて決められるという定義を持つのか、どういふ仕組でありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) この法案の中に、三十三條であります。生産協議会の議決につきまして、出席委員の過半数といふことにしてあります。そして但し書がありまして、三十五條一項の但し書の場合には、全員で決めるということになつておりますから、議長限りで裁量はできないわけであり

○岩本哲夫君 過半数でありまして、これは決議機関と諮問機関の中間であるわけでありまして、敢えて議長が、これを過半数だから、多数であるから議決したい。少数であるから否決したいといふように、結論の議題を

てあります。議を結ぶことができない場合には意思決定がないと言います。成り立たないと申ししますか、そう

ります。

○田村文吉君 この点が常に問題に相

留いたしまして、あとで又伺いたい。

○委員長(稲垣平太郎君) 別に御質問

るから議決したい。少数であるから否決したいというように、結論の議題を

取扱うのは自由であります。やはり多数決によつて表決するのであるならば、完全な議決機関でないわけであり

ますか、この点を伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) お尋ねの趣旨をはつきり把握いたしませんけれども、こういう会議体は、その会議体としてのやはり纏まつた意思を決めなければならぬから、その意思の決め方を過半数にするか、或いは三分の一の多数決にするか、全員一致にするかということは、すべて会議体についての問題であります。上は国会から下は地方議会についても同様であります。これはさうな趣旨の規定であります。

○岩本哲夫君 仰せの通りであります。物を決めようとするれば、多数決が主であろうと思ひますが、併し諮問機関でもある場合があるという御説明もあります。諮問機関である場合には、必ずしも多数の意見によつて物が決まるわけでない、少数でもそれを採択する場合があるが、それらの事項は、議長が採決できますか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつと私の先程申し上げ方が悪かつたのではないかと思います。この生産協議会が、或る場合には、諮問機関でもあるというように私が申し上げましたようにお聴取りになつておられれば、これはどうも私大言不慚が下手なものであります。それが違つておるのであります。生産協議会というものは一つの協議会としての性格を持つておるのであります。場合によつては諮問機関的になり、場合によつては決議機関的になるというやうな意味で私は申し上げたのであります。生産協議会としては独自の性格を持つておるといふこと

で、その性格は先程申しした通りということでもあります。

○岩本哲夫君 その独自の性格というのは、段々の各委員からの結論を集約いたしますと、結局決議機関になるやうに解釈できますが、さうな意味でありますか、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは先程申しした決議機関でもなく、諮問機関でもないといふことでございます。

○大屋三三君 どうも法制局長官の答弁は前と後と少し變つて來た。あなたは私の質問に対して、これを断定を強いてしよつとすれば、中間体であるが、この前後にある條文を見て、さうしてこれは諮問機関である、又これが決議機関であるという性能が生れる。その他の條文によつて生産協議会の性格がそこに反映して行くという説明をなすつたが、今岩本委員の質問に対してすつかり變えてしまつた。あなたの表現では、確かにさう取れます。

○政府委員(佐藤達夫君) それは私が言葉使いが下手なのでございまして、後で申上げました通りに考えております。生産協議会は場合によつては決議機関になり、場合によつては諮問機関になるというやうな趣旨で申し上げたものではございません。

○大屋三三君 それでは一体あなたの解釈は、いわゆるその中間の固定体と、こつちの意味ですね。諮問機関並びに決議機関にもあらざる中間の、両方の性格を帯びた固定したものではないといふことですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 固定と申しますか、場合によつてはどうなるというやうなことではなく、やはり只今お

つしやるやうに固定でございましょうか、固定の性格を持つております。

○岩本哲夫君 そうすると段々の各條文によつて議を経て、やはり多数決によつて決められるといふことになりま

す。今申す通り中間的といふやうな言葉を法制局長官ともあらうやうな人がおつしやるのは、天下にはちよつと言つた話ではない。はつきり決議機関なら決議機関と一應おつしやつたならいかでございしますか。(その通り)と呼ぶ者あり)

○政府委員(佐藤達夫君) これは結局私の能力の問題になるかと思ひますが、無能で誠に申訳ございせんけれども、決議は過半数で行くとか、多数決で行くとかといふ問題は、これは諮問機関でもあることであり、決議機関でもあることで、これは一つの共通の問題であり、生産協議会の性格は又別の角度から決めらるべきものであるといふふうに考えておる次第であります。

○平岡三三君 中間機関といふことが非常にしつかり……或いは折衷機関と申上げたいかがでしようか、この考え方は……

○政府委員(佐藤達夫君) これはどうも折衷といふことと、ちよつと感じが違つたやうな感じがいたしますが、中間機関といふのも、実は私はよい言葉ではないと思ひます。率直に言つて、言ひ現し様がよいのですから、中間機関といふ言葉を拜借しておるわけでありまして、これは條文を見て頂く外はないといふことに、どうも結論はなるのでございします。

○中川以蔵君 そつちしますと前の二十三條、原案であります。これに指定炭鉱も炭鉱の管理者を選任する

場合には、生産協議会の賛成を経なければならぬといふことになつております。これが若しも生きておるといたしますと、只今長官のおつしやつた通りに、中間体のものであり、又諮問機関でもあるといふ意味でございします。これはどういふ精神でございしたか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは原案におきまして「生産協議会の議又は従業者の賛成」でございまして、「賛成」といふのは、これは従業者の賛成であります。でありますから生産協議会に關する限りにおきましては「協議会の議を経なければならぬ」といふ言葉に通ずるわけでありまして、

○委員長(稲垣平太郎君) それでは法制局長官に対する御質問はよろしうございしますか。

○岩本哲夫君 質疑もありませんが、折角ながら長官の御答弁は承でございせんが、時間が経ちますから打切ることにいたします。了承することはどうもでき難いと思つております。

○委員長(稲垣平太郎君) それでは玉置委員からお聴けを願います。

○玉置吉之丞君 さつき伺ひました第十六條につきまして、局長の御答弁を願ひます。

○政府委員(平井三郎君) 十六條の指定炭鉱がその業務計画を設定する場合におきまして、その案の作成上必要といたしまする資材の注入量、或いは資金の注入量等、計画設定の基礎となります事項を炭鉱の事業主に予め指示をいたしまして、大体計画設定の一つの基準といふものを與えて、爾後の計画設定を適正ならしめる、便宜ならしめるという狙ひでございします。

○玉置吉之丞君 そつちしますと、その基準となるべきものといふのは、前に十五條によつて提出を求めております詳細と共通するものであると解釈してよろしいと思ひますが、そつちしますと、この計画について生産協議会に諮り、それが一つ成案を見て石炭局長の手許へ行き、石炭局長がこれを認めるということに相成つて、さうして仕事に掛かるのであります。その場合におきまして、補充のことはその外に資材を伴うものと思ひます。例えば坑木であるとか、火藥であるとか、コンベアーであるとか、いろいろものが要るであらうと思ひますが、さういふものの明細がその中に入つておつて、それをお認めになつた以上は、これは石炭局長と申しますか、政府において責任を以てこの資材の供給をしてやらなければならぬと思ひますが、さういふ点についての責任は、これはどちらにあるのでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 基準を指示いたしましたして、それに基きまして事業主としては尙詳細な計画を立てるわけでありまして、從つて資材の場合には、例えば鋼材は甲の炭鉱については五千トンの大体供給ができる見込である。その五千トンの内容につきましては、事業主が具体的に業務計画を設定いたします場合には、或いは五千トンが五千五百トンになる場合もありまして、或いは品種的に見まして、レールが植えたり、或いはパイプが減りまして、品種的にも増減が必ず出て來るものと思ひます。要するに基準を示すといふことは、その計画設定が資材の供給或いは資金の供給量とかけ離れた計画ができたものでは何にもなりません。

ので、その後の業務計画を設定する場合における必要限度において、成るべく詳細な基準を指示するのであります。こういうような経過で業務計画ができて上りまして、これをこの法規の定めるところによつて決定をいたし、実施をいたすという場合におきましては、資材の割当は又それ／＼の法律の規定によつて、或いは切符の割当によつて、或いはいわゆる統制のない物資も中にはございましょうし、それぞれの物資の取得の手續きによつてこれを獲得いたすわけでありまして、その際大體におきまして問題になりますような資材というものは、大部分原則としてこれは割当制度、切符制度の原因になつておるわけでありまして、従つて先ずこの基準が示され、業務計画が正式に決定されれば、それに基き資材計画ということも同時に決定され、それに対していわゆる政府が切符を発売いたすわけでありまして、例えば鋼材等について申し上げますれば、その発売された鋼材の取得というものは、勿論政府といたしましては業者が獲得いたしますように十分の斡旋をいたすというように考へております。具体的に申し上げますれば、例えば鋼材類のような規格の多いものにつきましては、個々の発注ではなか／＼入手がしにくいという場合は、その炭鉄の必要とする鋼材の種類というものを、鋼材のメーカーとの間に斡旋しまして、これを共同発注するなり何なりするような、同じような効果を以て生産者の生産の計画にそれを載せてしまふ。そしてその取得を拡充するといふような斡旋をいたしておるわけでありまして、それ／＼の物資の取得の方法、取得の手續、そ

れに従つてこれを獲得する。その間政府といたしましては、或いは専門の斡旋官或いは協力官といふようなものがありまして、その取得を積極的に斡旋するものもございましょうし、或いは切符制度だけでうまく運用できるものは、それに委せてありましようし、それぞれの資材の取得のやり方に即して資材の購入をして行くわけでありまして、従つて政府が斡旋をする場合については、政府としてその斡旋について全力を盡すのでありますが、勿論事業主としては盡さなければならぬ分野においては、事業主として責任を持つて獲得して貰ふということに相成つておると思ふのであります。

○玉置吉之丞君　そういたしますと、事業主が明細を出して、そしてそれに対する基準を出す。それに基づいて政府が検討をいたして、それ／＼の資材を割当てる。そしてその切符を出す。こういうやり方は今日までもやつておると考へますが、それが殆んど空文に終つて、切符は貰つたけれども現物が入らないといふために困つておるということとは、ひとり炭鉄ばかりでなく、全体の我が國産業においては、そういう面が多々あるものであります。すでに又政府が本委員会にお出しになつておられる炭鉄に関する資材の資料等に徴しても、計画の通りに入つておらんことは、これは事実であります。そういたしますと、今までと違つてこういう炭鉄が悉く明細な書類を出し、その基準となるべきものの詳細なものを政府で出しておるから、何らの資材等に余地がないと思ふのであります。すが、それを検討して案を立てて、そ

うして切符だけで物が廻らないという事態に即して、石炭が出ないという責任はこれは事業主の負うべきものでない。この資材の世話をするところの私は炭局長なり、政府がこの責任を負うべきものであるといふことを考へておるのであります。その点はどうかあります。

○政府委員(平井三郎君)　私の申し上げますのは、すべての資材の購入はすべての責任が政府にあるといふふうには私共考へておりません。企業主として盡すべきことは十分盡すというのが企業主の責任であらうと思ひます。従いまして切符制度の運用全体につきまして、政府としてこれが円滑に行かんという場合の統制的責任は勿論政府にあると私は考へております。その限りに於いて、政府としましては、或いは行政の運用につきまして、監察委員会その他によつて十分行政の運用につきまして監察を行い、必要な処置を取つて行く、これが運用を誤ります場合の政府の責任といふものは、勿論政府として十分取るべきであると思ひます。併し資材の購入につきまして、すべての全責任が政府にあるのじやないか、企業主はただ必要量を計算して、石炭局長に差出して切符を貰つた、それを貰つて入らんの企業主には何も責任がないのだ。こうばかり言えない点がありまして、企業主としてやはり切符によつて資材を獲得するといふためには、やはり十分努力をして貰ふなければならぬのであります。努力の点につきましては、企業主にもやはり責任があるのであります。従つて資材の購入が、資材の調達の手合が悪いといふ場合におきまして、切符制度全般と

しての統制的な責任を政府において運用すべき手續等を運籌或いは過失、これらに基づき責任は勿論政府が負うべきであると思ひます。併し同時に現在の物資の取得の手續といふものは、政府とその供給者と、それを購入する者三者が共同して切符制度を円滑に行なつて行くといふことが前提になつておりますので、その点それ／＼の分野においてその責任は当然負うべきだ、かように考へております。

○玉置吉之丞君　それは段々お話を伺つておれば、まあ今までやつておつたことと変りないことと思ひます。政府も骨は折るが、事業主も自分の力で努力しろ、それで入らない結果の責任は事業主にある。或る部分のものは政府に責任があるといふような意味のお答えであります。それであれば敢えてこういうものを、法文化してむすかしく並立てなくても、前とちつとも変らないことになりまして。

○政府委員(平井三郎君)　私の申し上げておるのは、玉置委員の御質問が、資材が入らないといふことは一切政府の責任であるといふふうな御質問の御趣旨かと思ひましたので、現在の資材の取得のやり方について具体的に御説明申し上げた次第であります。従つてこの國管が実施された場合においては、政府の斡旋する分野が非常に増加する。例えば炭鉄その他につきましても、協力官等を設置して、炭木の供出輸送、これらについても政府として各関係官廳に連絡すべき事項は政府として連絡して、これを促進して行く。鋼材につきましても只今申し上げましたように、事業者と生産者との間に政府が斡旋をいたしまして、いわゆるメーカー

のロールの計画にはつきりと優先的に炭鉄のいわゆる発注計画が乗るようになっています。或いは機械の製作につきましては機械のメーカーと需要者の間を取らちまして、これは現在非常な効果を上げておるのであります。各メーカーの発注を発注別の計画を立てまして、納期等も政府においてそれ／＼督促をいたしまして、これを事業主に早く渡すように努力をいたしておるのであります。今後そういう面における努力といふものはますます／＼強化されて行く、それによつて現物化ということが從來より非常に改善されて来る。これは事実であり、又國管を実施いたしました場合に当然打つべき手であらうかと思ふのであります。この國管を実施いたしまして、資材の点については從來のやり方に放置して置くのだという意味で申し上げておるのではなくして、政府といたしましては、政府で斡旋すべきこと、政府において斡旋すれば非常に改善されること等につきましては、まず／＼政府としては万全の努力を盡してこの現物化に努力して参る。こういう決意をやつておる次第であります。

○田村文吉君　今の業務計画或いは事業計画と申しますか、これが基準が決められて、いよ／＼業務計画が各種の手續を経まして決定するまでは、政府では凡そ何ヶ月ぐらいお掛かりになる御予定でありますか、これを一つ伺いたい。

○政府委員(平井三郎君)　これは結局企業計画の場合に申し上げた次第であります。余り早く取りましますことは、本務的な処理を続けるには便宜でありすが、計画を設定いたします時期と、

事務的な処理を続けるには便宜であります。計画を設定いたします時期と、

な恐れはおおえになりませんか。

○政府委員(平井富三郎君) これは資金の支拂総額の予算を取るわけであり、従つて資金を具体的に幾らにするかという問題ではございませんで、大体この程度の支拂資金総額として、いわゆる生療コストの総額がこのぐらいになるのだという支拂の予定計画を取るわけでございます。具体的資金

の決定につきましては、大体従来申上げましたような経緯で、生産協議会においてその基準が決定されておりますので、その決定によるわけであります。又業務計画が決定した以後、労賃の値上の要求があつたという場合におきましては、当然その問題について生産協議会で議するわけであります。この予算をこう出したから、その期についてはもう賃金の値上の交渉は一つもできないのだということにもならないというように考えております。

○田村文吉君　そうしますと初めの基準をお示しになります場合に、やはり

そういう点についての御指示はないの
でございませうか。

○政府委員(平井富三郎君) これは賃
金対策につきましては、只今の現状で
申上げますれば、当然炭價、賃金を据
置くという政府の方針が明確になつて
おります場合には、これは政府の一つ
の大きな方針として、炭鉱には当然連
絡すべき事項であらうと考えます。

○田村文吉君 もう一つ伺いますが、
先刻のお話の中に資材の獲得について
は、大体優先的に炭鉱に対しては配給
しておるのだから、そう大した差はな
ないということで行き得るであらう。
こういう御説明があつたのであります
が、先刻の政府委員から御説明があつ

たように、実際炭鉱ではそう申しながら、資材の獲得については、皆銘々が非常に努力しておる。非常な努力をしなければならぬのである。それが昨今御承知のように、例えば坑木を一つ手に入れるにいたしても、事実上輸送難にある。計画を立てるといふことが困難だ、こういう場合が多いと考へておるのでありますので、私はこの詳細な業務計画とおつしやるものから、例えばこの三ヶ月はお前の所の石炭は幾ら出せ、幾ら出しよう、どんな輸送方法でやるか、こういうふうなことをお決めになるならば、又話が分るのだが、詳細な業務計画と御希望をお持ちになったところで、二ヶ月も審議が掛かつて実際の事情に即したものができようわけはないと、こういうふうにお考えますから、それで詳細な業務計画云々とお考えしますので、特に先程佐々木委員からも質問がありましたので、お伺いいたしましたのです。が、事実上不可能ではありませんかと、こういう心配をするのであります。

○政府委員(平井三郎君) 詳細なという文字は、いわゆる一般炭鉱から取る事業計画よりも詳細なという意味でありまして、それを業務計画と称するのであります。いわゆる企業といたしまして、三ヶ月ごとに当然計画を立てることが必要であり、又一般の物資の需給計画は三ヶ月が単位になって、各産業別の割当が決定されておるのであります。ただそれが切符に変わります。基本は現在三ヶ月ごとに、物資の需給計画は設定されて参るの、あります。従つて炭鉱からもやはり一

四半期を単位とする生産計画及びそれに伴う資材の計画、資金の計画といふものを提出して貰ひまして、その一四半期でどの物資需給計画に確実に納り込むといふことは必要であらうと思ひます。そういう意味におきまして、やはり業務計画といたしましては、或る程度の余裕を持つて、資材計画、資金計画、生産計画といふものが決定されて行くように努力して行かなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○田村文吉君 今の業務計画が、大体資材の獲得とか、そういうものが主たる問題となつて行くものと私は考へておりますが、さうな場合に、今御説明を伺いますと、資金の問題については、責任をどうしようというわけではない、ただ大体の歳入歳出と言ひますか、そういうものを決める程度である、こういうことであるということ、殊更に労働組合の同意を得なければならぬという、生産協議会にこういうふうな問題を諮る必要が全然ないのではないか、というふうに考へるのであります。これについて、どうしても生産協議会にまで掛けて、日数を延してまでもやらなければならないことについて、何だかその必要のない問題ではないかという感じがいたすのであります。御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 労働者に對しまして、やはりコストとしてはこの程度掛かる、炭價としてはこれだけである、会社の経理の状況といふものをやはり知らせる、そういうことが資金の類発的な要求ということを抑える

途であるかと考へますので、やはりその業務計画といふものにつぎましては、一種の経理に関する計画と申しますが、会社の経理のやり繰りの大綱と申しますか、そういうようなものが、労働者の側にもやはり十分納得が行くといふことが、資金の要求を控へ目にさせる、或いは能率を向上しなければ資金が上らないのだといふことについての認識を深めて参るゆゑんであるかと思ひますので、業務計画として、單に資材とか、或いは生産計画とかいふ物的な面のみならず、一つの経理の面につぎまして、この程度の計画については、包含せしめて行つた方がよろしいかと考へるわけであります。

尚この業務計画の内容でございますが、非常に細かな計画を取るといふことはございせんので、この様式は、勿論命令によりまして様式が決定されるのであります。当然企業としても建てなければならぬ、或いは先程申し上げましたように、物資の需給計画等を設定するに必要限度において、この様式を定め、報告を徴するのであります。その点非常に業務計画の指示をいたしますために、必要以上の細かな計画までも取るといふふなことは、運用上いたさないように考へておる次第であります。

○中川以夏君 新しい十五條であります。指定炭鉱の事業主は、毎四半期の詳細な事業計画の案を立てて出すといふことになっておりますが、炭鉱の経営は長期に亘つておりますので、いずれの炭鉱も長期計画を持つております。それをただ単に四半期の計画だけを見て、管理委員会等で議論

されるということ、炭鉱によつては非常に迷惑をするのではないかと、例えばこの四半期に生産量が少くても、將來の長期計画の準備のために、僅かな出炭量しかないという場合もあると思ふ。これには少くとも向う五ヶ年ぐらゐの簡単な概括的の計画でも添附させておくことが必要じゃないかと思ふのであります。そういう点は御考慮になつておられますか。

○政府委員(平井三郎君) 十五條の規定は、一般炭鉱に關する事業計画の徴収と重複いたしますので、毎四半期に取ります事業計画については、これを適用しないというように、新しい十五條に書いてございませう。その事業計画と申しますのは、毎四半期ごとの事業計画でありまして、一般炭鉱の管理の第五條には、毎年度の予定事業計画を取ることになつております。それによりまして、その山の毎年度の予定事業計画といふものは、この法律の規定によつて、当然徴収するわけでありまして、第五條の「命令の定めるところにより」といふことで、提出の時期、方法、様式等を決定するのであります。これは午前委員会で御答へ申上げましたように、一年度の計画といふもの、少くともその山の数年掛かつて一つの拡充計画を持つといふような場合には、それらの拡充計画と脱み合せ、長期計画と脱み合せた計画であるといふふうになります。それを、その命令を制定いたします場合に考へて参りたいといふふうにお考へております。

○中川以夏君 そういたしますと、長期の計画といふものは、一應命令の中

に取ることを規定なさるといふお考へでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 毎年度の予定事業計画は、これは一回取るわけでありまして、その際に、長期の計画も合せて添附して出すといふような運用に、十分行得るというふうにお考へております。

○中川以夏君 そうすると、十五條の二項の「指定炭鉱については、前章中事業計画に關する規定は、これを適用しない」といふ言葉は、これはどういうことになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 第五條には、一年度を通じてのものは、予定事業計画といふ文字を使ひまして、毎四半期の計画を事業計画と稱してありますので、毎年度の予定事業計画につきましては、第五條は、やはり適用があるわけでありまして。毎四半期の分は、この業務計画がダブつて参りますので、毎四半期の分だけは適用しない。こういうふうに解釈いたしておる次第であります。

○中川以夏君 それから次の十六條についてでございますが、これは指定炭鉱に對します資材の輸送、切符の現物化等につきましては、政府が極力御援助になることは、当然であらうと存じます。この資材の輸送、切符の現物化等につきましては、指定炭鉱をして優先的におやりになるというふうなことでも進んでございませうか。

○政府委員(平井三郎君) 例へば資材の点につぎましては、資材の割当について、午前中に申上げましたように、形式的に、指定炭鉱なるが故に、これの取得を容易ならしめるということとは、考へておりません。結局、例へ

あります。従つて炭鉱からもやはり一
金の類案の要求とすることを抑える
おられます。それだただ単に四半期の計
画の計画というものは、一應命令の中
には、考えておりません。結局、例え

ば非常に能率のいい炭鉱は、一般炭鉱
として存置するという場合におきまし
て、その能率のいい炭鉱の必要とする
資材というものは、むしろ能率の悪い
指定炭鉱よりも優先的に充足する必要
性のある場合も考えられる次第であり
まして、それらの全般的な見地から検
討して参るべき問題であらうと考えて
おります。

○中川以真君 今のお話を承つて、
安心をしますのでございますが、とか
く只今非常に能率のいい炭鉱で指定炭
鉱にならぬがために、これが離子扱い
を受けて、せつかく能率を上げておる
ものが、資材の難産等がうまくいかな
いために、殆んど資材を指定炭鉱に持
つて行かれて、その炭鉱が今度は減産
するというようなことがありはせんか
というところが、非常に懸念されるので
あります。この点は十分十分に御注意
をお願いしたいと思います。今の御言明で
もつて非常に安心をしたわけでありま
すが、これが徹底するように私共は希
望する次第であります。

それから新しい二十二條でありま
すが、炭鉱管理者を選任いたします場
合に、これは中小炭鉱でございます
と、事業主がそのまま炭鉱管理者にな
るといふことがあつて存じますが、そ
ういふ場合は差支ないものであります
か。

○政府委員(平井三郎君) これは差
支ございません。

○中川以真君 次に新しい二十三條
でございますが、この第二項が修
正でもつて全部削られておるのでござ
います。炭鉱管理者の業務計画
の実施に對しましては、従業者は協力
しなければならぬという二項がここに

あつたのでありますが、これがどうい
うわけで削られましたかよく分りませ
んが、この法文を通じて見まする
場合に、事業主並びに炭鉱管理者はい
ろいろの面において制約を受け、制裁
規定等にも載つておるのであります
が、いかに事業主或いは炭鉱管理者が
懸命に努力していても、従業者が協力
してくれなかつた場合にはなかく成
績は挙げ得ないのであります。これ
は従業者の協力いたします規定並びに
これに對しますところのいろいろの制
裁というものが当然伴うべきじやない
か、無論これは事業主或いは炭鉱管理
者を擁護せんがために申すのではな
く、むしろ眞面目なところの労働者
を擁護するがためであります。是非と
もこういう規定がなければ炭鉱の経営
がうまく行かぬではないか、無論悪い
事業主或いは不誠意の炭鉱の炭鉱管理
者は当然やめて貰うとか、或いは炭
の事業を他に貸借をさせるというよ
うなことが出来るのであります。が、勞
務者の悪い者があつた場合には、何
ともこれはいたし方のないようなこと
になつておられますので、労働基準法
その他の法令の規定に拘らず炭鉱事業
に對しては、何かの一つの制裁規定と
申しますか、制約がなければいかんよ
うに私は思ふのであります。こうい
う点についてはどういふように考へて
おりますか。

○政府委員(平井三郎君) 二十三條
の二項を削りました意味は、炭鉱管理
者が第一項におきまして、その業務計
画の実施の責に任ずるといふ、業務計
画実施のために万全の努力を拂つて行
かなければならぬという一つの地位を
はつきりさせましたことについては問

題ないのでありますが、ただこの法案
全般を通じて、炭鉱管理者は事業
主がこれを選任して参るといふような
関係で、いわゆる事業主と炭鉱管理者
という関係を企業と現場との一体化と
いう点から相当の修正をこれに行つて
おるわけでありまして、それに関連いた
しまして、この規定はむしろ必要ない
のじやないかということ、従業者が
業務計画の実施に對し協力しなければ
ならぬということも当然である
。経営者といつたにしても、炭鉱管
理者を自分が選任して選んでおるので
ありますから、炭鉱管理者を指導し、
監督し、援助し、この炭鉱管理者の仕
事の仕振りというものを對して、全面
的ないわゆる協力という言葉を使いま
すれば、これも当然であらう。ただこ
う書きましますことが何か企業の中に事業
主の外に炭鉱管理者というよりな一つ
の大きな独立的な存在ができたような
感じを與えるという意味において衆議
院において削除した。かように考へら
れますので、この従業者が炭鉱管理
者に協力をいたすという実体について
異議があるというので、これを削除し
たのではなくて、今申しましたように
事業主と炭鉱管理者の調整の關係か
ら、当然の規定として削除した、こう
いふふうに解釈するわけでありまして、
それから従業者に対する罰則の点であ
ります。この法案におきまして、事
業主に罰則が参ります場合には、具体
的の事項、例えば新鉱の開発の命令が
出た場合に開発しない、或いは一番輕
く言いますれば、必要な報告を命ぜら
れた場合に報告をしないというような
場合に、それに違反した場合には事業主
に對する罰則が規定されておるのであ

りまして、具体的に一つの命令に對す
る違反行為というものが対象になつて
おるわけでありまして、従つて経営者の
いわゆる経営上の責任、業務計画が指
示されまして、その遂行率が八割にな
つた。どうして百パーセント行かない
というところで直ちにこれを罰則をかけ
るというようなことは考へておらない
次第であります。つまり業務計画を遂
行するといふことは、この法案におき
まして事業主なり、炭鉱管理者といつ
たしましては、その実施の責に任ずると
いう一般的な宣言規定はございまして
、これは二十パーセント、或いは三十
パーセントに達しなかつたと言つ
て、直ぐそれに対して罰則が行くとい
うことは考へておらないのでありま
す。即ち生産責任といふものは、これ
は一つの社会的或いは道徳的な義務で
あります。これを直ちに刑罰の対象
にいたすといふことは不適當であら
う、かように考へる次第であります。
労働者の生産責任、労働責任について
も、大体同様に考へられるわけであり
まして、労働時間の延長ということに
つきましてはやはりそういう趣旨から
取扱われておりまして、労働者のいわ
ゆる生産責任、経営者の経営責任とい
うような抽象的な事項を直接刑罰の對
象にするといふことは避けておる次第
であります。今度の非常増産対策要綱
においていろいろの労働対策が示され
ておりますが、これらはやはり全体と
しての労資の間の話し合いによつてこ
れを進めて行く、それがうまく行かん場
合において初めて法的な措置を講ずる
といふことになつておりまして、現在
のところ各種の措置によりまして出炭
も相当増加しておりますし、労働時間

延長に關しても現在進行中のものが相
當ございますので、大体労資の間の話
合ひでこの点が大体解決でき得るとい
う見込であります。従つてそういうよ
うな労働対策が行詰りました場合にど
ういふ措置を取るか、どういふ法的措
置を取るかといふような問題はそれと
きの事情によつて考へるべきであらう
と、かように考へておりました。この
國管法の中には労働者の生産意欲の高
揚といふことは今の労働対策要綱に示
された精神によつて処理すべきものと
思ひますので、いわゆる事業主の経営
責任がここに掲記してないのでありま
す。尙事業主は命令によつて十分遂行
する意思があつても従業者がサボる。
例えば報告を聴取する場合に、事業主
は出せという命令を下したに拘ら
ず、従業者が故意にサボつて出さな
かつたといふ場合におきましては、事業
主は命令違反をいたす意思がないので
ありません。これは反意がないこと
になりますので、当然刑事責任がない
といふことに相成るわけでありまして、
○中川以真君 どうもそこに私共は罰
り切れないところがあるものであり
ます。この点がどうも片手落ではない
か。これは眞面目なる経営者、眞面目
なる労働者に對しまして甚だ不都合で
はないかと思ふのであります。例え
ば眞面目なる経営者が一生懸命努力
いたしまして、労働者の方が協力しな
い場合には、その炭鉱は融資を受けら
れない。成績も挙げられない。従つて事
業主は非常にこれは損害を被むるので
あります。罰則規定が假にないとい
たしまして、これは非常な迷惑を事
業主は被むるというようないふことに相
成るでございまして、こういう場合にその

延長に關しても現在進行中のものが相
當ございますので、大体労資の間の話
合ひでこの点が大体解決でき得るとい
う見込であります。従つてそういうよ
うな労働対策が行詰りました場合にど
ういふ措置を取るか、どういふ法的措
置を取るかといふような問題はそれと
きの事情によつて考へるべきであらう
と、かように考へておりました。この
國管法の中には労働者の生産意欲の高
揚といふことは今の労働対策要綱に示
された精神によつて処理すべきものと
思ひますので、いわゆる事業主の経営
責任がここに掲記してないのでありま
す。尙事業主は命令によつて十分遂行
する意思があつても従業者がサボる。
例えば報告を聴取する場合に、事業主
は出せという命令を下したに拘ら
ず、従業者が故意にサボつて出さな
かつたといふ場合におきましては、事業
主は命令違反をいたす意思がないので
ありません。これは反意がないこと
になりますので、当然刑事責任がない
といふことに相成るわけでありまして、
○中川以真君 どうもそこに私共は罰
り切れないところがあるものであり
ます。この点がどうも片手落ではない
か。これは眞面目なる経営者、眞面目
なる労働者に對しまして甚だ不都合で
はないかと思ふのであります。例え
ば眞面目なる経営者が一生懸命努力
いたしまして、労働者の方が協力しな
い場合には、その炭鉱は融資を受けら
れない。成績も挙げられない。従つて事
業主は非常にこれは損害を被むるので
あります。罰則規定が假にないとい
たしまして、これは非常な迷惑を事
業主は被むるというようないふことに相
成るでございまして、こういう場合にその

延長に關しても現在進行中のものが相
當ございますので、大体労資の間の話
合ひでこの点が大体解決でき得るとい
う見込であります。従つてそういうよ
うな労働対策が行詰りました場合にど
ういふ措置を取るか、どういふ法的措
置を取るかといふような問題はそれと
きの事情によつて考へるべきであらう
と、かように考へておりました。この
國管法の中には労働者の生産意欲の高
揚といふことは今の労働対策要綱に示
された精神によつて処理すべきものと
思ひますので、いわゆる事業主の経営
責任がここに掲記してないのでありま
す。尙事業主は命令によつて十分遂行
する意思があつても従業者がサボる。
例えば報告を聴取する場合に、事業主
は出せという命令を下したに拘ら
ず、従業者が故意にサボつて出さな
かつたといふ場合におきましては、事業
主は命令違反をいたす意思がないので
ありません。これは反意がないこと
になりますので、当然刑事責任がない
といふことに相成るわけでありまして、
○中川以真君 どうもそこに私共は罰
り切れないところがあるものであり
ます。この点がどうも片手落ではない
か。これは眞面目なる経営者、眞面目
なる労働者に對しまして甚だ不都合で
はないかと思ふのであります。例え
ば眞面目なる経営者が一生懸命努力
いたしまして、労働者の方が協力しな
い場合には、その炭鉱は融資を受けら
れない。成績も挙げられない。従つて事
業主は非常にこれは損害を被むるので
あります。罰則規定が假にないとい
たしまして、これは非常な迷惑を事
業主は被むるというようないふことに相
成るでございまして、こういう場合にその

労働者に對しまして何ら手が打てないという事になつておりました、悪い経営者に対しましては断乎として排撃し、又悪い労働者に対しましては、これを排除するといふ何か法文の中にそういう意味のものがはつきり指示されましたら、初めてこゝで眞面目な労働者、誠意のある経営者も喜んで石炭の増産に邁進したのではないかと思ふのであります。その点がどうも私共は腑に落ちないのであります。

○政府委員(平井三郎) 労働者のいわゆる労働責任につきましては、只今申上げましたように、これは現在の労働関係の処理の原則というものが、労働権を中心にしたもので、やはり団体協約によつてこれを推進して行くということが主でありますので、直ちに労働時間を延長すべしということを法規によつて強制し、これに従ふ場合は、直ぐ罰則に行くというやり方よりも、先ずそういう労資の間の話し合ひで、これを進めて行くことは、やはり労働者の生産意欲を盛ならしむる所以である。これは労働問題の特質から見まして、多数の労働者を相手にいたすことでありますから、個々の具體的な経営の責任にある事業主という者と、大分性格も變つて参りますし、これに一つの法規によつて強制し、従ふ場合は直ちに罰則に行くという方法で行くと、労働者の生産意欲を低下させるという弊害が多くなるのじやないか、従つて現在の労働対策におきましても、先程申上げましたような團體的な協約といふことによつて推進することを原則とし、それで行かないぎりぎり結着の場合は、どういふ法的な強制措置を取るか、その時の原則の状況

に即した法的の措置を研究いたすといふ一つの機動的な方法、その状況に合つた具體性を持った法的措置を取るといふことの方が適當であると考へておる次第で、この法案の中には労働者の労働責任といふものに關連した命令なり、罰則といふことにいたした次第であります。

○中川以重君 マツカーサー元帥の書簡の中に、石炭の増産を妨げる者はこれを処罰するといふような意味の書簡があるものであります。あれに對しましても、やはりなにか明確なる規定がなければならぬと思ふのであります。それがこれについてはどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(平井三郎) これは只今申上げましたように、現在のところあの中心になります労働時間の延長につきましては、大体順調に推移いたしておりますので、現在のところ法的措置によつて強制する必要はない、かように考へておる次第であります。今後、推移によりどうしても法的措置によらなければ事態の收拾ができないという事情に立ち至つた場合に、その事情に即した措置を取ることが至当である、かように考へておる次第であります。

○中川以重君 私は労働時間だけを指摘して申上げるのではなくて、いろいろな意味において、石炭の増産を妨げる者が出て来ると思ひます。それは單に労働者だけでは無難ないのであります。が、こゝういふ者に対しまして、何か法的措置をその場合になつて取るという考へでありますか。太法律があくまで石炭の増産を第一主義としてやつております以上は、初めからそういうこと

ははつきりしておりました方が、増産に励む者が本當に氣持よくやれるのじやないか、こゝういふふうに考へます。そういう法的措置を著しもしよゝとなつてお作りになるとすれば、どういふものをお作りになるような御腹案でございましょうか。

○政府委員(平井三郎) その点につきましては、この労働対策の行き詰りがどういふ形で現れて来るかといふ事情によつて考慮すべき問題でありまして、現在具體的にこゝういふ方法によつて強制して行くといふ具體的な方策は持つておらない次第であります。ただ方針としては、この非常増産対策要綱を妨げるという者に対しては、特に労働者に対する關係においては、これが自發的な協力をせよといふ点を第一主眼的に置いて施策をやつておる。それが順調に現在推移いたしておりますので、どういふ具體的な法的措置を取るのかといふ具體的な事項はまだ申上げかねる時期であり、又その手段について具體的な検討をいたす段階ではないといふように考へておる次第であります。尙ほそういう一種の生産責任と申しますと、例えば経営者につきましても、経営者に対する罰則といふようなことも關連して参りますが、私は経営者のいわゆる経営者といふ点が一部の方面から言われておりますが、これもやはり法的に經營者に対するから、いわゆる具體的な命令に反したとかいふのでなくて、全般的に經營者である。或いは故意にサボつておるのかも知れないといふようなものを、この刑罰の対象にいたすといふことは、不適當であると存じておるのであります。これがやはり一つ

の社會的、或いは道徳的な責任として、生産意欲をおの／＼向上して行くようにして行くことが至當であると、かように考へておる次第であります。

○中川以重君 労働対策が行き詰つてから、始めて考へるといふようなお答えであります。行き詰つてから考へたのでは、もう遅いのではないかと考へます。現に労働対策が相當に行き詰まらけていて、壁にぶつ突かりかけているのではないと思ひます。この際早く事前にそういう対策を講じて頂きますと、仮にそういう規定ができましても、それを使われないように政治をやつて頂ければいいので、これは早くからそういうふうに指導し、運営如何によつては、いかなる対策を早くお作りになりましたか、それがいわゆる傳家の宝刀を抜かねで済むといふところに手をお打ちになる必要が私にはあると思ひますが、それについては、必要はないと、ぶつつかつてから始めて作るんだといふお考えであります。どうか、それはつきり伺ひたい。

○政府委員(平井三郎) 現在の状況におきましては、そういうようなことを予定いたしまして、これを法制化したといふようなことは、現在の段階における労働対策としては、却つて非常に拙い結果になると考へておる次第であります。

○中川以重君 もう一つ、今の説明では、私といたしましてはともまだ得心が行きませんので、一層我々も研究いたしたいと思ひますが、政府としても研究して頂きたいと思ひます。

○大屋三三君 議事進行について、今夜も勉強するんですから、この辺で二十分ばかりの休憩を……。

○委員長(橋本平太郎) 今こゝの準備中でありまして、こゝでこゝヒーを用意しておりますから……。

○大屋三三君 部屋へ行つて休憩させていただきます……。

〔大屋君の動議に賛成いたします〕と云ふ者あり〕

○委員長(橋本平太郎) コーヒーを持つて参りますから……。

○岩本哲夫君 私はほんの簡單ですが……生産費の問題と、事業計画に關連してお尋ねしたいと思ひますが、炭價といふものはいつまでぐらゐ据え置くのですか。當分といふのはどんなお見通しですか。

○國務大臣(水谷三郎) これは非常にむづかしい問題です。私もこれまでたび／＼答へたのでありますが、あのマツカーサー元帥の書簡に答へて、政府が決定いたしました、石炭非常増産対策要綱におきましても、炭價の問題は、当面これを行わないといふことを講じておるのであります。この当面といふことは、一体どういふことだといふ工合に、いろ／＼追及されたのでございまして、我々としたしましては、大体あの七月の炭價の改定の際におきまして、四方八方の意見を聞きまして、大体あれでやつて行けるという日度の下にやつたのでございまして、その後業者の方からは、これでなかなかむづかしいといふような意見もありましたので、九州並びに山口地区の炭價を調べさせましたが、黒字の所もありまして、又赤字の所もございまして、更に常磐、北海道も調べてみても、それよりしてそのいろ／＼の調査結果によりまして考へたいと思ひますが、只今のところでは炭價は、これを

ぎり結着の場合、どういふ法的な強制措置を取るか、その時の原則の状況

石炭の増産を第一主義としてやつてお

ります以上は、初めからそういうこと

いふことは、不適当である。石炭の増

十分ばかりの休憩を……。

が、只今のところでは炭價は、これを

動かす方法はございません。併しなが

らそれによりまして、生産に悪影響を

與えるというようないことがあつてはな

らないと思ひまして、岩木さんも御案

内のように、炭鉱の金融方針を決定し

たしましてですね、今生産を続けてい

るといふような状態でありまして、こ

れは私個人の希望が知りませんが、で

きるならば、三月一杯まではこの炭價

を保ちたいという工合に考えておる次

第であります。

○岩本哲夫君 生産費というものは

わゆる生産コストを意味しております

のか、出炭量との比率において勘案す

るのか、この生産費というものが指定

炭鉱の基準の一端になつておりますの

は、どういふものを實際の狙いとい

しておるのでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 指定の基

準といつたしまして生産費を取りますの

は、一つの炭鉱の経営の内容を明確に

いたすのであります。生産費が非常

に高いということは同時に能率が悪い

ということだろふと思つております。

○政府委員(平井三郎君) 同時に又能率の問題以外に、特

殊な事情によつてコストが高くなつて

おる。何らかの手を打たなければなら

んといふ一つの判定の材料になるのじ

やないか、そういう意味において指定

の基準の一つの材料として生産費とい

うものを挙げております。

○岩本哲夫君 もう一つお尋ねいたし

ますが、事業計画を立てる場合には、

生産協会の議を経なければならんとい

うことになるわけですが、その

中で生産協会は労働条件、まあ事業

計画に関する事項もありますが、労働

条件その他安全保障各般のことがあり

まして、相当これにかがる基本計画

を立てるにつきては、事業計画を

立てるにつきては、支出面という

ものは結局どういふ協議会では決して

縮小されることなく、増大して来ると思

つておるわけでありまして、炭價が若

し振盪きままだといふことになりま

す、この事業計画といふものにおき

まして支出は多くなるが、炭價は据置

きである。或いは経営が不能に陥ると

いつたような場合に對しまする政府の

三者一体、事業主の立場も考慮したよ

うな増産目的といふものと、事業経営

が成り立つて行かないといふような場

面と、いろいろ非常にむづかしい問題

が起ると思ひますが、事業計画とい

うようなものに關連した炭價の決め方

という考慮はないのでありますかどう

か。

○政府委員(平井三郎君) これはそ

の炭鉱の事業計画、及び事業計画を実

施いたしました業務の状況の監査とい

うことについて、炭鉱の経営内容、炭

鉱の経営の内容、能率の内容といふよ

うな点がはつきりして参りますので、

この國管法が実施されて、この運用

がよろしきを得ますれば、炭價の決め

方といふことは、從來のように暇がか

かり、從來のように不正確な資料によ

つて決められて行くといふことが非常

に是正をされまして、炭價政策の上

におきましては非常にはつきりした態度

を取り得る。かように考えておる次第

であります。

○岩本哲夫君 そういたしましたると、

この増産目的を完遂するための炭價管

理をすることは事業計画、事業の実体

を監査した結果、このコスト、この炭

價ではどうしても増産ができない。事

業経営ができない。即ち労働者に對し

まする労働条件も好条件を持ち得ない

といふような観点から、炭價といふも

のはそういうものを基礎としてこれか

ら改訂をしようといふ解釈にしてよろ

しゅうございませうか、如何ですか。

○政府委員(平井三郎君) 炭價の決

定はいわゆる生産者の方の条件とい

うものと、炭價によつて循環して参りま

する物價面、或いは一般の經濟現象と

關連を考へて行くべき問題と二つ

あると思つております。いわゆる生

産条件の面から見ました点につきては

は、管理を実施いたしますことによ

りまして、炭鉱の経営の内容、経営の

内容が明確になりますので、只今申

上げましたような、非常にはつきりし

た基礎の上に立つて、生産者價格はか

くあるべきだといふ点がはつきりして

参ります。それから物價政策から見

まして、これがまあ安定物價政策にし

る、低物價政策にする、或いは釘付け

政策にする、そのときの經濟の一般的

な施策に照應したいわゆる一つの物價

政策が立ち得るのであります。根本

の問題は具体的に言へば石炭の増産と

いふことが第一に考えらるべき問題で

ありますので、いわゆる一般の物價に

及ぼす影響といふものと、増産によつ

て得られる好影響といふものとを合

わして炭價の決定がなされて行くも

の、かように考える次第であります。

仮に一時的には炭價を非常に急激に引

き上げるといふことによつて非常な利

潤が得られるといふことは、一時的に

は勿論生産者を刺激し、或いは炭鉱

労働者の賃金を殖やし得て、一時的に

増炭の結果を生じます。それが逆

に物價面におきましてインフレを刺激

し、そのために一般の物價体制が崩れ

て来るといふことになりますると、そ

の面からの又石炭産業への非常な救

べからざる悪影響が起つて来るのであ

りまして、その間の脱み合せによつて決

まるべき問題であると考えておりま

すが、とにかく生産条件の側におきま

しては、管理によつて石炭産業の内

容、経営的にも経営的にもはつきりし

て来ますので、非常に大きな前進をし

得る。かように考えておる次第であ

ります。

○岩本哲夫君 そういたしますと、

生産条件を第一条件にしますが、一般

物價政策の線において考慮を拂わなけ

ればならんといふことになりまして、

こうした状態から若し経営が不能に陥

つて来た、或いはこうしたことによつ

て労働条件は優遇して行かなければな

らん。いろいろの経費は高くなつて来

るといつたように、経営が非常に困難

になつた場合に生じた損害といふもの

は、通常生じた損害と言つていいかど

うか、或いは経営不能に陥つた場合の

政府の処置は、こういう炭價政策の結

果陥つた場合にはどういふ処置を行う

のでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 炭價の決

定によつて赤字の出ます分は、これは

一般的な公定價格制度の運用による損

失と認むべきものであります。いわ

ゆる炭價政策、炭價を改定するなり、

或いは補給金を出すなり、そういう炭

價面における措置によつて処置すべき

問題である。かように考えておる次

第でございます。ただ物價の面から見

まして現在の炭價を引上げない、現在

の炭鉱の赤字の内容等につきては、現在

の等が、從來までのところによりまし

ると、とかくその間にいろいろな解釈

ができておるのであります。この國

管によつてはつきりした態度で、その

経営内容をはつきりして参りますれ

ば、炭價の改訂等につきては非常に

に大きな力を以て、政府としては自信

を以て、例えば炭價の改訂もしなけれ

ばならんといふ一つの考え方にも固ま

つて来るところである。かように考

えております。

〔暫時休憩を願います〕と呼ぶ者

あり

○岩本哲夫君 そういたしますと、石

炭の國家管理法といふものと炭價と

いふものは關連性を政府は持たれるわ

けであります。一般の物價政策とい

う線を重点的に行かれますのでありま

すか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 國家管理

の実施によりまして、國家が炭鉱の經

営状況の把握を把握するわけであり

ますから、炭價政策を大いに合理化す

るに非常に役立ち得る。かように考

える次第であります。ただ炭價政策の結

果いわゆる企業者が出ました赤字とい

うものをいわゆるこの國家管理法の補

償で片付けるといふことではなく、む

しろそれは炭價政策の面において調整

すべき問題であり、又十分調整し得

る、かように考えておる次第であり

ます。

○委員(堀江平太郎君) それでは三

時四十分まで休憩いたします。

午後三時十九分休憩

午後三時五十二分開会

○委員(堀江平太郎君) それではこ

れより再開いたします。引き続き御質疑

を願います。

○炭價調整 先程の炭價の問題に連関いたしましてお尋ねいたします。只今物價の統制は終戦直後施行されましたために確かなボツダム勅令で行われておると思ひます。それから物價の統制はやはり新憲法前の議會で物資調整令によつて運用されておると思ひます。私はこの二つのものはいずれも新憲法前のものでありますために、行政に對して委任しておる範圍が廣過ぎまして、物價に對しまして、國會は殆んど何の發言權も持たない。又物資の調整につきましても、國會は殆んど何ら發言權も持っていない。現に生鮮食料品等につきましても、世論の沸騰はすでに明白であるに拘らず、殆んど何らの國會の自由討議も權威も持つていないというやうな狀況であります。これは極めて遺憾と思ひます。この三つの法令は總動員法に見ましたやうな總括的な委任立法であります。が、これに對しまして、私は少くとも次の議會までに國會がその要点だけは握るやうに改正せねばいけないのではなからうかと存じております。炭價の問題もその一環といたしまして、数ヶ月も不適正な炭價が放任されておる。物の値段と申しますのは、經營にとりまして、最も重要な中軸をなすものであります。これをいい加減の狀況に置いておきまして、増産ができる筈がないことは申すまでもないことでございます。この炭價の問題に對しまして、國民の聲がどういふやうに政府に反映するやうになるのでありましか。政府当局ではすべて何々の關係で等々と申すけれども、そうして國民の世論が長い間無視されることによる、かくなるのであります。第一にはこの

欠である、というやうな見當を行なつて行くものと、かように解釈いたしております。

○炭價調整 只今の問題は結局全國炭價委員會の機能、權能等に連関する問題でありますので、それに連関した問題は後程御質問することになります。

○炭價調整 私ののは頗る簡單な質問でございますが、この十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

それから炭價の決定は、單に石炭増産の面からだけでなくして、同時に総合的な物價体系の面からも勿論考えられねばなりません。この適正なる炭價の設定につきまして、民意を盛り込む、そうして官僚機構を防止するといふことにつきまして、今後どういふやうなお考えでございましょうか。それらの点について伺ひたいと思ひます。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

○炭價調整 十六條に「業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて」というのであります。確かにこれはこの要綱の中の様式第四号ということになつておりますが、別に様式第四号或いは五号などというやうな様式は、この要綱には一つも示されておりませんが、こんなのはいつお示しになるおつもりでありますか。

くあるのでありますが、第一にはこの

る、かくすることが石炭の生産上不可

せしたので、ずれておるのであります

一ヶ月程度の余裕を考へておるという

ります。ただそれだけを申上げて置き

續いてその一番最後の項に「前項の

うな場合に、在再手を扶くということ

を審査した上で、地方炭鉱管理委員会

でありまして、その点がいわゆる指定

を駄目だといつて協力しなければ、結

場合において、生産協議会の議を経る

では決定いたしましたので、この末項

に諮つて、当該指定炭鉱の業務計画を

炭鉱になりまして、一般炭鉱と

局駄目だということになりますね。政

ことができないときには「云々と、こ

に事業主が案を作成して、これを石炭

決定し、これを指定炭鉱の事業主及び

の一番大きな違いでありまして、その

府がやかましく言つて見たつて、これ

あるのでございますが「事業主は、

当該業務計画の案を作成して提出する

というものは、國の要請というものと

企業家意思との両方の合致点をここで

見出して行きたいというように考へま

と共に「こゝろまあ大まかにいふこと

として附けてあるのですが、これもど

うも僅かの細かい問題であります

で、この点につきましては、この不服の

申立制度を認めず、この業務計画を

無駄なことではなからうか。何もそ

に附けて作られてなからうか。御丁

寧に附けなくてもよからう。実はこれ

が、この間までの実情なんでありま

す。が、やはりそういう結果にこれがな

も、同時に又ここで命令の定むること

ろによりと、こゝろ言うてあるのをご

さいます。けれどもどういふ命令をこ

こでお決めのなるのか知りませんけれ

ども、政府はどういふ命令を出しに

なるおつもりなんですか。

○政府委員(平井三郎) 期間の点

についてちよつと申上げて置きたいと

思ひますが、生産協議会において、業

務計画の案を審議する期間であります

いわゆる國の計画といふものと企業
の計画といふものが合致したとして、
從來のようないろ／＼な経営者の案
だ、石炭廳の案だ、石炭局の案だ、或
いは労働組合の案だといふようなこと
が防げる。又防ぐように運用して行か
なければならぬ。かように考えておる
次第であります。

○堀家治君 政府のお考え方は分りま
す。併し私重ねて申しますが、果して
政府の意図する通りにその数字を皆が
呑み込めば結構ですけれども、呑み込
めないことが必ずあり得ることだろ
うと思ひますが、併しその辺は何ぼ申し
ても何です。この辺で止めます。

○堀家治君 続いて十九條に移ります
が、これは要するに事業計画の変更の
停止の事を取決められたものと思
ひますが、この変更の場合でも生産協
議会の議を経る必要があるか、いかが
でございますか。

○政府委員(平井三郎君) これは十
七條の規定を運用しておるので、変更
の場合にも生産協議会の議に付する必
要があると思ひます。

○堀家治君 その次に「石炭局長は」
云々といふ「指定炭鉱の業務計画を」
変更し、これを事業主及び炭鉱管理者
に指示することが出来る。こうなつて
おりますが、この場合は不服の申立を
許されましようか、許されましません
ようか。

○政府委員(平井三郎君) 業務計画
の指示は、先程申し上げました理由によ
つて行われますので、変更指示につい
ても同様と考えております。

○堀家治君 第二十九條は監督上の必要
命令でございますが、これははずと早
くに命令と指示の質問を平岡君がした
と思ひますが、あの時も聴いたと思
ひますが、よくあの内容が分りま
せんが、もう一遍あの内容をおし
やつて頂けませんか。

○政府委員(平井三郎君) この二十
條の法制は、午前中申上げましたよう
に、「指定炭鉱の業務計画の実施上必
要がある」と認めるときは」といふこと
で、いわゆる前の一般炭鉱に対する命
令よりも範圍が廣くなつて参ります。
従ひましてすべて監督上の命令とい
ふことのみで措置するといふことは、却
て非常に重くなりましますので、指示と
いう制度を設けまして、指示の制度を
活用して参りたい。これによつて起
りました損失の補償等につきましては、
命令と同様の効果を持つわけでありま
す。一々罰則にかけてやつて行くとい
ふことの煩瑣の点が省かれるわけであ
りまして、大体は指示で運用して参り
まして、指示によつては運用できんとい
う場合に監督上の必要な命令が出る
わけでありまします。これはその指示命令
の出します範圍が、第九條の一般炭
鉱に対する監督上の命令よりも、業務計
画実施全般に亘つて参りますので、こ
ういふ制度を設けた次第であります。

○堀家治君 これにはやはり最後に
「命令の定めるところにより、商工大臣
に對して、不服の申立をすることがで
きる。」かういふことになつておりま
す。何か要綱で見ると、二週間以内
に文書を以てと云うようにあるように
思ふのでありますが、そこでございま
したろうか。

○政府委員(平井三郎君) これは実
施上の指図でございますので、前の事
業計画の変更に対する不服の申立と違
ひまして、期間を限つて早く不服の申
立があれば片付けてしまふといふこと
が必要でありますので、今のようない
容を指定することになつたのでござ
います。

○堀家治君 こういう條文は罰金附き
で、五十九條の適用を受けることにな
ると思ひますが、かういふのはなるべ
く命令の定めるところなどと言わず
に、明らかに文書を以て、二週間以内
に不服の申立をすることが出来る、こ
う明記する方が迷いがなくていいのじ
やございませぬでしょうか。

○政府委員(平井三郎君) この不服
の申立の、命令の定めるところにより、
という命令は、別にこれはただ施行令
で決める、かういふだけの意味でござ
います。罰金その他はこれには關連
ないわけでありまします。ただ二週間以内
にこれをしなければならぬという運用
は、これは法の運用上の問題でありま
して、或いは十日がいいとか、或いは
一週間がいいとかないかといふような
点もありませんので、これらに弾力性を
持たせまして命令に譲つた次第であ
ります。

○堀家治君 これは私只今申上げま
す通り、この命令に違反した者をいう
で、五十九條で大部分罰金を受けるよ
うなことになるのでありますから、私
はかういふ罰則を設けるようなものに
對しては、命令でなくやはりはつきり
と、要するにそのことを決めて置く
といふことが、私は非常に法文を明瞭化
するのじやなからうかと思ひますが、
いかがでございませうか。

○政府委員(平井三郎君) 監督上の
命令に違反します場合は罰則がござ
います。その点をおしやつておるわけ
でございませうか。

○堀家治君 そういふわけでありま
す。

○政府委員(平井三郎君) それはそ
の通りであります。二週間以内にな
るか、十日にするか、これは運用上の
問題でございませうし、実体的問題で
ございませぬので、むしろ命令に譲
ることが適當であらう、かように考
えておられます。

○堀家治君 それから第二十一條でござ
います。この條項と第七條の條項と
はどういうふうな關連を持つてござ
いませうか、一般炭鉱の方の關係だ
と思ひますが……

○政府委員(平井三郎君) 一般炭
鉱につきましては、第七條の規定によ
るわけでありまします。指定炭鉱につ
きましては、第二十一條の規定による
わけでありまして、全般的に第十五條
の二項によりまして、事業計画に關する規定
は適用しないといふことで、重複を省
いておるわけでありまします。

○堀家治君 私第二節の質問はこれ
で終らせて頂きたいと思ひます。

○委員(堀家治君) 今四節まで
やつておりますから、それは構ひませ
ん。

○田村文吉君 只今第三章第五節まで
よろしいという御意味であつたのでし
ようか、成るべく順序で進行する御予
定であつたのでございませうか。

○委員(堀家治君) 先程法制局
長官がお見えになつて、例の生産協
議の話がありましたから、議題として
そこまで持つて行きますといひませ
んの、四節までと申上げたわけであ
ります。四節まで議題にいたしてあり
ます。

○田村文吉君 成るべく順序に従つて
伺いたいと思ひます。

○堀家治君 節ごにもう一遍改めて
頂けませんでしょうか。

○田村文吉君 私でもきたら成るべく
順序よくお進みになつた方が進行が早
いのじやないかと考えるのでありま
す。

○堀家治君 節ごにもう一遍改めて
頂けませんでしょうか。

○田村文吉君 私でもきたら成るべく
順序よくお進みになつた方が進行が早
いのじやないかと考えるのでありま
す。

○堀家治君 節ごにもう一遍改めて
頂けませんでしょうか。

○田村文吉君 私でもきたら成るべく
順序よくお進みになつた方が進行が早
いのじやないかと考えるのでありま
す。

○堀家治君 節ごにもう一遍改めて
頂けませんでしょうか。

四半期毎の計画が、期を繰るに従います。この法律は、午前中申上げましたように、「指定炭鉱の業務計画の実施上必要

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員(國澤平太郎君) それで結構であります。二節といたしまして、二節の御質疑を願います。

○田村文吉君 二節の中で、今の二十條の、これは字句だけの問題になるかと考えますが、「地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の事業主に対し、監督上必要な命令」云々とありますが、その二項に参りまして「指定炭鉱の事業主又は炭鉱管理者は、このようにして、炭鉱管理者は事業主の委任を受けて仕事をしておりますので、全く同一の人格である筈であります。不服の申立をするというふうな場合に、前は炭鉱管理者であつたものを、事業主も入れて、又炭鉱管理者も入れるということが意味をなすかと思ひますが、この点はわざと事業主又は炭鉱管理者というのを残しになりました意味に何か御趣旨がありますか。

○政府委員(平井三郎君) 修正案におきまして、事業主に炭鉱管理者との関係を修正した点は勿論あるものであります。併しながら炭鉱管理者が業務計画の実施の責任を任ずるというところは修正案においても明記されております。その業務計画の実施に必要な権限はこれを委任しなければならぬという條項も、いわゆる法定支配人の條項の代りに、むしろ裏から書き現わすような意味におきまして規定されておる次第であります。従つて炭鉱管理者というものは、修正案におきましてこれは企業主の選任するものであります。同時に一定の権限の委任を受けまして、業務計画の実施の責任を持つ、こういう立場にいますので、不服の申立のような事項については命

令を受けました直接の事業主、現場において業務計画の実施責任者である炭鉱労働者も亦不服の申立をすることができるといふことが便宜であるという趣旨から、この点は原案通りにいたした次第であります。この外に業務計画の指示、或いは変更の指示等も、事業主と炭鉱管理者を並べておりますが、やはり同様の趣旨によつて原案通りにしたような次第であります。

○田村文吉君 さような御解釈とも考へておりましたが、すでに修正案によりまして、政府と炭鉱管理者と直接するようないことが趣旨においてよろしくない、かような意味から修正が試みられたと考へておりましたが、まあ丁度とにかく直接や工合が悪いから、まあ主人がやるからお前はそこに出ないようにして置いてくれという、こういうふうな行き方になつております。この第二節、第三節に参りまして、特に炭鉱管理者というものが大分この條文からは削られております。削られておりますが、炭鉱管理者は、修正案から参りますと、即ち事業主と一心同体であるというふうになつて来ておるのであります。今更未練がましく炭鉱管理者というような言葉を並べにすること自体が何かしらはつきりしないような感じがするのであります。若しこれが全部事業主になりまして、どういふ実質的に都合が起るであらうか、それに對しての御見解を承りたいのであります。

○政府委員(平井三郎君) 業務計画の指示につきましては、事業主と炭鉱管理者の両者に指示する、これは時間的のセーブであらうと思ひます。本店

が東京にあり、事業場が九州にあるというふうな場合に、石炭局長が事業主を經由して炭鉱管理者に指示するといふ煩瑣を省く意味におきまして、事業主と炭鉱管理者に同時に指示したといふことで十分意味があると思ひます。又同様な場合におきまして、本社が東京にあり、現場が九州にある炭鉱管理者が、大幅の権限を受けてこれを實施するといふ場合におきまして、炭鉱管理者にその不服の申立をさせるということが手つ取り早い方法ではないか、事業主と炭鉱管理者の大筋の關係につきましては一体の關係で所要の修正をいたしておりますが、これらの問題は、物事を運んで行くに便宜の問題であり、どうすることが一番管理に適當かという点から解釈判断せらるべき問題であります。要は今申上げましたような理由で、特に事業主のみに限定するよりも、その原案のまま置く方が便宜ではないか、又適當ではないかといふふうに解釈された次第でございます。

○田村文吉君 すでに炭鉱管理者に對する委任の條項も今度決まようということに相成つておりますし、在來の炭業代理人にいたしましてから、その炭鉱の事業主から申しますと、その炭鉱の事業主にやるべき書面もすべて委任されておるといふ意味で、炭業代理人のところすべてを併せておるが、併し宛名は、常にその事業主に宛てて書類を出しておる。こういうような具合で、實際が一体のものでありますから、殊更に炭鉱管理者というやうなことを持ち出してやる必要が何もないのではないか。併し初めの原案でありますと、炭鉱に直結という政

府の方針があつたのでございます。それから、これは意味をなしておつたのであります。すなわち、炭鉱に直結するといふことがなくなつて来たといふのに、尙且つ炭鉱管理者と全く同一の人格であるべき人に対して、別々に規定するといふやうなことがはつきりしません。で、未だにこの原案の炭鉱管理者と政府とが、成るべく直直ぐにつくつ附いて行きたいといふやうな感じを残していらつしやるではないかと、こういうやうな感じがいたしますので、實質的にどういふ違ひがあつてこゝういふのを残しにしなければならなかつたのか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 炭鉱管理者と事業主との關係を調整いたしました修正案の提案者の氣持においても、こうすることが便宜であるといふ意味から残しておるのであります。これは事業主と炭鉱管理者との、いわゆる企業の一體的な運用という面と、別段抵觸するものでもございませんし、こうすることが便宜である、適當であるといふ場合におきましては、何ら支障がないのではないかと、かように考えます。

○田村文吉君 支障のないといふお話は分りました。なぜそれが一つのもつと見て置いて又支障がある、こゝういふふうにお考へになるのであります。

○政府委員(平井三郎君) 事業主に限定いたしましたも別に支障ありませんが、こゝういたしますことも別に支障がないといふのは、こゝうした方が便宜な点があるといふ点から、この案の方が敏活な業務運営ができるという点で

やつておるのであります。これを管理者が共同の指示を受ける、或いは不服の申立をするということができるといふことが、いわゆる未練がましくこゝう規定を残して置いたといふ氣持は、一つも提案者にもございせんし、これを受取りました政府においても、そういう一種の何と言ひますか、少しでも肚を残して置きたいといふやうな氣持でやつておるのではないのであります。して、いわゆる指示をする場合に、東京の本社をわざ／＼經由して行くといふことをせんども、同時に指示して行く。炭鉱管理者といふものはこの法律の中にも一つの地位、一つの節を設けて規定されておるものでありますから、それでも十分行けるのじやないか、又そうした方が便宜じやないかといふ点から、この規定が原案通りになつておる次第であります。

○田村文吉君 分りましたが、別にこれは事實の上から言つて事業主だけになつても差支ないのだと、ないのだが、その方が文書の送達等から言つてもあつた方が便宜ではないか、こゝういふ輕い程度に解釈してよろしうございせんか。

○政府委員(平井三郎君) 法案といひましては、この方が適當である、かように考へております。

いう上から言つて、成るべくそういうものはない方がいいのだと、こういうふうにかつての通りありますが、併しこれが実質的にはつきりとしなければならぬ状態のものは、これははつきりと御区別なさるの結構だけれども、実質的に害もないか知らんが、何ら実益のないものを、こういうふうにと更に残しておき置かなくてはならぬ、何かしら誤解を招く恐れがあるのではないかと、こう考えましたので、何か外に実質的に便宜があるのですか、どうですか。

○政府委員(平井三郎) これはただ残して置いたというだけではないのでありまして、この方が便宜ではないかと、いわゆる積極的にこの方が、両者に指示し、両者から不服の申立をする事ができるというようにすることが、現在の炭鉱経営の運営から言つて便宜であり、適当である。かように考へておる次第でありまして、これを残すために事業主と炭鉱管理者との一体的な関係が壊れるというふうにも考へておられませんし、又そう考へることがむしろ実質上の運用の便宜を見ませんで、事業主一本という一つの考え方によつて、実質上の必要性も、私の方から言いますれば、或いは無視しても事業主一本に固めて行くのだというふうな考へがいたすのでありまして、これらの点は、別に事業主、炭鉱管理者との関係という本筋の考へ方を離れまして、こうすることが便宜であり、適当である。かように考へておる次第であります。

○玉置吉之丞君 この第二十一條の「指定炭鉱の事業主は、命令の定めるところにより、業務計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならぬ」とありますが、この「命令の定めるところ」という意味は、どういふこととありますか、それを具体的に一つ伺いたいと思つておられます。

尙原案では「炭鉱管理者」とあつたのを、修正案では「指定炭鉱の事業主」とされておりますが、我々の考へによりますと、こういう業務計画の実施の状況を報告するのが、炭鉱管理者からすることの方が実情に即しておるのではないかと考へておられますが、この修正は、指定炭鉱の事業主になつておるのであります。これに対する政府の考へ方を一つ伺つて見たいと思ふのであります。よく私共が法令を読んで「命令の定めるところ」といふ個所が所々にあるのではありませんか、ここに含まれておる「命令の定めるところ」といふのは、具体的にどういふ所を指すかといふことを伺つて置きたい。

○政府委員(平井三郎) 命令は、御手許に配付いたしてあります施行令要綱の第十四條を御覧願ひますと、「毎四半期の終了後一月以内に様式第五号により、これをなすこと」とありまして、いわゆる提出の時期、様式等を決定いたしました。この法律に現れております命令は、原則としてそういういふゆる手続的な規定を命令で規定をいたす、政令若しくは商工省令を以て規定いたす、こういう意味でございます。それから報告につきましては、これは事業主と炭鉱管理者の点を調整いたしましたので、この修正案の提案者といひましては、業務計画の実施の状況といふことは、非常に重大な事柄でございますので、特に事業主がこれを行うというふうに明白にいた

したものと考へております。

○委員(稲垣平太郎) 第二節は、それではよろしうございませうか。

○大屋三三郎 前の規定による指示があるまでは、指示がなかつたときに、炭鉱業務の実施を事業主がやります場合には、その業務計画は、つまり生産協議会の議の得られなかつた業務計画を以て事業計画を遂行して行くといふことになると思つておるが、大衆生産協議会の議が経られなかつた場合には、即ち労働者がその業務計画を承諾しなかつたという場合でありますから、そのときに事業の実行の責は事業主にありまして、而も労働者が、俺はそんな事業計画には承諾を與えないのだから、そんなものを遂行するのには協力する必要がないというやうな場合も、細かく考へれば想定されますが、そんな点はどんなふうに考へておられますか。

○政府委員(平井三郎) この点は、今御指摘のやうな点で非常に揉めたのであります。この指示があるまでには、企業主の案で行くか、或いは現場の生産協議会において纏まる案で行くか、この点につきましては、相当法案作成の時期におきまして議論されまして、大次第であります。この修正案におきましては、一應業務計画の設定及び遂行といふものにつきまして、事業主といふものが最終の責任を負うという意味におきまして、事業主の立てた計画を取らず実施して行くというふうな決つた大次第であります。尙この過渡的な取扱いは、勿論石炭局長にいたしまして、案の提出がありまして、特に生産協議会の議が経られ

なかつたやうな場合における取扱につきましては、迅速に処置いたしまして、この過渡的な期間をできるだけ短縮して行くといふふうに努力して参りたい、かように考へておる次第であります。

○大屋三三郎 それで一應その処置は分つたのですが、さうな過渡的な期間を短縮することに努める必要は勿論あつて、それならばならぬわけですが、そのギャップの間に、仕事を事業主が遂行して行つて、私が只今指摘した労働者と、この頃はたださへもいろいろな紛争の事態が多いのであります。それがしつくり行かないで、その結果事業主が業務計画遂行上に多少の失敗ができる。従つてそのために損失が発生するといふやうな場合に、その損失の取扱ひ方乃至事業主の責任の取扱ひ方といふやうな点は、政府はどう考へておられますか。

○政府委員(平井三郎) この管理法の業務計画の設定といふこと、生産協議会の議に付するといふことは、いわゆる従業者の経営参加の途を開いた大次第でありまして、この際に議論が纏まらないといふ場合の経過措置は、こうするのだといふ一つの國家の意思を明白にいたしたのであります。従来生産協議会におきましては、業務計画が議論せられ、その議が纏まらん場合に、企業主の案を実施して行くといふ場合に見られますやうな紛争は起ることが余りないのじやないか、要するにこれは國家が一つの制度を決めて、実施して行くのであります。労働者の経営参加といふことに関連して起る一つの措置でありまして、このやり方に対しては、労働組合としても十分承して進行して行くものと確信しておる次第であります。

であります。

○大屋三三郎 若しそのとき起きたらどうしますか。起る場合が絶対にないとは言えないでしよう。

○政府委員(平井三郎) これは労働組合が、一つの輿論的に見まして、非常に不利の立場に立つと考へております。

○大屋三三郎 強いてこの節で御質問申上げなくてもいいのですけれども、平井さんから、只今の田村さんか玉置さんかの質問に対して、様式第五号で云々という話があつたのですが、そこでつまり管理方式で炭鉱の管理者、或いは事業の事業主なりがいろいろ、いわゆる報告書なんかを出さなければいかんと思つておられますが、これは一体このフォームがどれくらい、何号式くらいまであつて、何枚くらいあつて……これは我が過去において非常に困つて来た、役所からいろいろ監督を受けるといふと、沢山の書類ばかり提出を命ぜられ、その書類を調整するのには紙とかトラクタの手数といふものは夥しいもので、なか／＼これは煩雜な問題ですが、何かそんな点で、様式といふやうな、私の申上げた点で何かお答え願ひしようか。

○政府委員(平井三郎) 私共は逆に考へまして、こういうやうな法案がございませぬ場合に、各官廳が計画を持たずに、勝手に報告を徴集するといふことのために起る弊害が多いだらうと思つておられます。こういう管理制度を布きまして、法律の規定によつてはつきりした様式を決めてこれを取る。いわゆる計画的に報告を徴集するといふことになりまして、報告を徴集するものもおのずから決定されて参ります。

このにより、業務計画の実施状況を所

がこれを行うというふうに明白にいた

た場合、特に生産協議会の議が経られ

進行して行くものと確信しておる次第

もおのずから決定されて参りまして、

他の官廳が必要とする場合には、石炭局長にその資料を照会し要求するといふようになりまして、非常に整備されて参りまして、不必要な報告を勝手に各方面から求められるという弊が是正されるものと考えております。又そういう趣旨から言ひまして、いわゆるこの管理の目的が、実体把握ということでございますので、従つて当然この報告を徴することは、企業主としても作成しなければならぬ実施状況の取極め程度のものを予想しておきまして、この報告を取るために、非常に大きな手数が掛かるということのないようにして参りたいということを考へておる次第であります。

○大屋三三三 その問題は、ただ言葉の上で、あなたはそういうふうに御答弁下さつても、ちよつとびんと来ないので、實際問題として、きょうなところは在来よりも、現在のまより、この管理法が仮りに通過して実施された場合には、非常に届出文書といふもののウェリウムが殖えるのじやないかと私は心配しておる次第であります。これはお答え願わなくてもよろしくございます。

○平岡市三三 ただ一つ皆さんのお聴きにならんことをお聴きたいと思ふのでありますが、第十九條に關係のあることではあります、事業主が業務計画の変更案を提出する場合に、変更の指示があるまで、提出せる変更案によつて業務を行うのか、それとも元の業務計画によつて業務を行うのか、この案のこれだけだと、その規定がないやうでございしますが、どちらの業務計画でこれを行うことになりましようか。

○政府委員(平井三郎三郎) 変更の案を提出いたしました、指示があるまでは、従前の計画案で進む、こういうことになりまう。

○平岡市三三 そうですねとすると、ここに炭鉱の事業主といふものが、重大な止むを得ざる理由によつて変更を申し出ておるにも拘わらず、前の業務計画で以て仕事を継続するとなすならば、この業務には非常な支障を來さうと思ひます。私はこの場合においては、原案によらず変更案によることの方がいいと思ひるのでございしますが、その見解はいかがでございしますか。

○政府委員(平井三郎三郎) これは事實の問題として、法の趣旨が、業務計画は炭鉱局長が指示したという点でありますので、企業主の主観的の判断のみによつて、これを變更するといふことは、又その方面からも弊害が出て参ると思ひます。尙変更の申請がありまして、速に處理するといふことによつて十分カバーし得るものであらう、かように考へる次第でございします。

か、やはりこの條文通り行くという建前でございまいしょうか。

○政府委員(平井三郎三郎) これは今の御設例のような場合は、自然的にその御設例の通りでございまして、計画を變更するものでありまして、計画を變更するしないに拘わらず、自然の状況によつて当然業務計画の遂行が不可能になるものと思ひます。計画の変更とは關係はないと思ひます。ただ計画を變更するといふことが、計画的にはつきりさせるといふ意味を持つことに相成ると思ひます。

○小林三三三 今の各炭鉱から提出する書類の問題で、大屋君からちよつと先程本條に關係して御質問がありましたが、今政府委員の答へによりまして、むしろ簡単になるというやうな感じを受けたのでありますが、私は自分の調査したところによりまして、一つ一つの炭鉱が例へば労働基準法に關する書類を出すといふことだけでも大変である。それから炭鉱法によるものだけでも約二百通の書類が要する。その一通がなか／＼むずかしい書類である。今度は本案が若しも実施されるといたしますと、これもやはり百五十通とか二百通とか要するのじやないかと思ひます。なか／＼これだけのものを炭山持てるのは、大きな炭鉱では人間を炭山使つてやるのでしよから、何百通といふやうなむずかしい書類を、それだけの手数を要するといふことは、場合によつてはできるかも知れませんが、小炭鉱なんかはなか／＼容易にやないと思ひますが、こういう点について政府は御研究になつたことがありまうか。

○政府委員(平井三郎三郎) これは報告を調整する場合に、他の方の關係によつてこういう報告が來ているかといふ点も勿論調査いたしました、決定いたしましたしたが、要するにこの法律の規定によつて実情が把握できるという必要な最小限度によつて報告を取るわけでありまして、その際に他の關係におきまして徴集している報告等は十分整理をいたしたいと考へております。

○小林三三三 その次に二十條ですが、二十條にはこれは十條にはないのでありまして、命令と指示との區別は罰則の適用のあるなしに拘わらずと解していいのですか。

○政府委員(平井三郎三郎) さうでございます。

○小林三三三 そういたしますといふと、むしろ指定炭鉱でなしに、一般炭鉱の方が嚴格に過ぎるというくらいはないのですか。

○政府委員(平井三郎三郎) これは先程詳しく申し上げましたように、第九條の命令は非常に消極的な範圍について出されるわけでありまして、いわゆる業務計画実施上の指図に類するやうな命令はない、指示はないうわけでありまして、從つて監督命令一本で行きまして、指定炭鉱につきましては、業務計画は炭鉱局長が決定して指示すると、炭鉱局長が決定して指示するといふ形になりますし、業務計画の実施上に全般に亘つての命令といふことになりまして、指示の制度を置いた次第であります。

○小林三三三 それから十九條の第三項であります、炭鉱局長は第一項の規定及び業務計画云々、業務計画を變更する必要があると認めるときは、遅滞なく炭鉱管理委員会に諮つて云々となつておりますが、この遅滞なくといふことは、これは字句はこの通りなつておりますけれども、これによりまして、つまずき炭鉱局長がやもしますと、断断で以てこれを變更するといふやうなことになるが、ちやうどと思ひますが、遅滞なくといふのは……

○政府委員(平井三郎三郎) これは變更の理由にもよりますが、先程御説明のあつたやうな落盤で計画が止むを得ず變更して來るというやうな場合には、これは問題ないと思ひます。ただ例へば一つの拡張計画といふやうなものを止めるというやうな意味の事業計画、業務計画を變更するといふことがありまう場合は、炭鉱管理委員会に諮つてこれを決定するといふことになりまして、これを決定するといふことになりまうので、いわゆる断断専行といふこととは、かように考へます。

○委員(稲垣平太郎) そういたしますと、二節はさう程度にいたしました、第三節の御審議をお願いいたします。

○平岡市三三 第二十四條の第二項であります、これが法文として甚だ不備であるやうに私考えらるのでありますが、生産協議会の委員の定数の過半数に相當する委員が炭鉱管理者を著しく不適当であると認めるときは、その旨を誰が所轄の炭鉱局長を経由して商工大臣に申立をするか。申立をなす人間、即ち申立をなす主格、サブジェクトがここにない。誰が申立を行うことになつておりますか。

○政府委員(平井三郎三郎) これは生産協議会の委員でもよろしいのであります、生産協議会の委員定数の過半数に相當する委員が不適任であると認める時には、炭鉱局長を経由して商工大臣に申立てることができるといふことになつております、定数の過半

数に相当するものが決議をいたしなすれば、その中の委員が申立をすることができるといふに解釈しております。

○平岡市三君 それでは申立をなす人は生産協議会の委員一人でも申立をなすことができる。こういう意味でございませうか。

○政府委員(平井三郎君) この規定が適用される場合は、何といひますか、連名で申立をするということになります。

○平岡市三君 やはり二十四條であります。事業主が炭鉱管理者が著しく不適任である場合には、どういふことか、若しも事業主が炭鉱管理者が著しく不適任と認める場合には、任意に解任し得るものと考えてよろしいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 政府当局者のお話であります。常に炭鉱管理者は事業主と一致するように御説明でありましたけれども、私は必ずしも一致しない場合もあり得ると思ひます。こういう場合には、やはり事業主と炭鉱管理者というものは一致する場合でありまして、これは性格的には別にしておりますものでありますから、そういう條文がありませんから、事業主が炭鉱管理者が著しく不適任である場合には、任意に解任し得るものである。こういうふうなことを考へて差支ないでよろしいか。

○政府委員(平井三郎君) これはその通りであります。選任につきまして企業主が企業主の責任において選任したものであります。解任についても同様であります。それから事業主と炭鉱管理者が兼任の問題は、企業の規模によつて大体違つて来るのであります。例えば本社が東京にありますならば、東京につきましては、事業主と炭鉱管理者の兼任というものは先ずない。中小の炭鉱におきまして、事業主と炭鉱山長といふか、炭鉱管理者になるような人が同じオフィスにおられるという場合に、事業主と炭鉱管理者が兼任するといふ事例が多くなるのではないかと。そういう意味で商工大臣は申上げたのであります。

○平岡市三君 二十五條に移ります。指定炭鉱の事業主は、業務計画の実施に關し、命令の定めるところにより、必要な、権限を炭鉱管理者に委任しなければならぬ。このいふように業務計画の実施に關し、命令の定めるところによつて必要な権限を炭鉱管理者に委任するようになつております。そういういたしますと委任事項につきましては、事業主に代つて業務計画の実施を行うことになりまして、結局罰則規定に炭鉱管理者に対する罰則規定が見当りませんけれども、委任事項に關して炭鉱管理者が命令に違反した場合に、当然懲役又は罰金に処せられるものと考へますが、やはりそういうふうなことを考へてよろしいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) この二十五條の規定によりまして、業務計画の実施に關して権限を委任されたといふことは、業務計画の実施の責任に任ずる者は、この修正案におきまして、炭鉱管理者は二十三條に明記されておるのであります。その業務を行うに必要な権限、例えば資材を購入する代表権を受けたといふようなことが、この極端な例になるのであります。命令指示

というものは原則として事業主にあるわけでありまして、炭鉱管理者に直接命令指示が行くのではなくして、事業主に行くことが原則であります。業務計画の変更の指示が管理者と事業主に併行して行くといふだけでありまして、事業主がすべて命令を受領するといふような關係上、炭鉱管理者については罰則を設けなかつた次第であります。

○玉置吉之丞君 炭鉱の管理者は、当該炭鉱の責任者として能率を発揮するために業務計画の実施の非常な重い責任を持つておられることを第二十三條に示しておるのであります。又只今お言葉のあつたように、生産協議会で過半数以上の委員が炭鉱管理者を弾劾することができ、極めて賁いたといふことを申出た場合、極めて賁いなければならぬような建前になつておるのであります。非常な重い責任を持たされて、全責任を管理者が持たなければならぬ。そしてその責任を果すために生産の場において非常に強力を発揮しなければならぬといふようなことが起り得ると思ひます。それが、それを実行に移すために何か労働者の側なり、従業員側の忌避に觸れて弾劾されて賁めさせられるといふ立場に置かれておられることは、甚だ石炭の増産という目的を遂行する上には私には不可解な條文ではないかと思ひます。これにつきまして商工大臣の所信を伺つて見たいと思ひます。

○國務大臣(水谷三郎君) これは事前に生産協議会の同意を得る、そうして事後に弾劾を受けるということになつておりましたので、事後に弾劾を受けるというので、事前のいわゆる権があるといふことがなくなつて、同意を得るということがなくなつて、事後の弾劾だけということになつたのであります。これは今度の新憲法によりまして弾劾権といふものが、神聖なる裁判官に対してでも認められておられる規定でございまして、或いはこれを濫用するといふようなことになりましては、御指摘のような弊害が起ると思ひます。併しこの弾劾権といふものの運用よろしきを得ますならば、却て關係者が協力態勢を整える上におきまして非常に益するところであらう、こういう工合に考へておる次第でございませう。恐らく玉置さんの御質問の要旨は、この弾劾権が濫用された場合に非常に弊害があるのじやないかといふような面でございませう。そういう点は又一應考へられますけれども、我々は弾劾権の適當なる運用によりまして炭鉱關係業者の協力態勢を整へて行かうといふところが狙ひに外ならぬのでございませう。

○玉置吉之丞君 私の心配いたしておりますことは、一定の生産目標を生産管理者が與えられたその責任を取るために、相当強硬な力強い指導をせんければ所期の目的が達成できないといふ場合に、強く出なければならぬ場合があると思ひます。そういう場合にそれをやらねばやつたために弾劾されて賁めさせられる。而もこの條文によりまして一方的に炭鉱管理者を著しく不適任であると認めるときは、その旨を所轄石炭局長を経由して商工大臣に申立てをすることができ、この場合には、商工大臣は指定炭鉱の事業主の意見を徴した上で、全國炭鉱管理委員会に諮つて、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることができ、こうなつております。これは欠席裁判を受けるわけ

であります。一生懸命仕事を、そして部下から弾劾されたら、呼出しを受けて事を賁さず首を切られる、こゝういふようなむごいことになつております。その点は一体どう考へになりますか。

○國務大臣(水谷三郎君) 先程の御質問に對しまして少し私は説明が足らなかつたのであります。生産協議会の委員の過半数といふことになつて、半数が労働者側、半数が経営者側といふことになつておられますから、この弾劾権を行はされる場合におきましては、自分と同じ立場に立つておられる方から総すかんを受けるということになる。この生産協議会の定数の過半数に相當する委員といふものが弾劾するといふ場合には、俗に言ういわゆる経営者側からも労働者側からも総すかんを食ふ。そういういわゆる炭鉱管理者といふことになるのでございませう。故に、先程申しましたように、このいわゆる弾劾権といふものが濫用されるといふようなことは、委員会の過半数を占めなくてはならないといふことによつて非常に抑制されて、殆んど絶対不可能である。このように前の答弁は訂正して頂きます。更に又勿論そういうことをして商工大臣に申立てることができ、この場合には、商工大臣は指定炭鉱の事業主の意見を徴した上で全國炭鉱管理委員会に諮つてなすといふことになりまして、大体指定炭鉱の事業主と一体をなしておられる炭鉱管理者の身分上のことに関して、指定炭鉱の事業主の意見を徴することになるのでございませう。故に、俗に言う欠席裁判といふようなことは行われなないのでございませう。指定炭

も同様であります。それから事業主と炭鉱管理者が兼任の問題は、企業の規

受けたというようなことが、この極端な例になるのでありまして、命令指示

権があるというので、事前のいわゆる同意を得るということがなくなつて、

を命ずることができ、こうなつてお

俗に言う欠席裁判というようなことは行われないのでございます。指定炭

の事業主の立場から申しまして、弁護する余地のない炭鉱管理者、即ち生産協議会の総すかんを食ひ、又指定炭鉱の事業主からも忌避されておる炭鉱管理者が初めて弾劾されるということになるのでございまして、十分踏むべき道は踏んで極めて納得の行く民主主義的な弾劾権である、このように解釈しております。

○玉置吉之丞君　そうすると事業主はこの管理者を不適任であると認めて、それを押し通す時にどういふ摩擦が起りますか、委員会の半数は管理者を否認しておる。併し事業主はその管理者を信任してこれをやれという場合、そこに一つの摩擦が起ると思いますが、そういう場合はどういふお取扱になりますか。

○國務大臣(水谷長三郎君)　そういうことは一つの過程として起るでございまして、併しその事業主の利益を代表するところの生産協議会の委員も不適任であると認める場合において、そういうことは実際上としてあり得ないと私は思っております。

○玉置吉之丞君　私はこの際商工大臣の所信を伺つて見たいと思ふことがあるのであります。御承知の通り近頃官廳において職員組合があちこち問題を起しておるようであります。私の縣におきましては税務署の中に二つ程署長を排撃しておつて、而も課長までが職員組合に混つて問題を起しておることを、最近知りまして聞いたのであります。が、こういう場合にこの法の中に織り込まれておる精神からいふと、その職員組合が財務局長に對しそういうことを上申して運動しておるようであり、そういうような場合に、こ

れは所管が違ひますが、財務局長がその署長が悪いからというやうなことを大蔵大臣に上申して來たら、それを辭めさせなければならぬ、この法の精神からいふと、そういうことになるのであります。あなたは國務大臣として今日の官廳内に起つておるこの職員組合の行動、それらの行過ぎた事柄に對して、こういう法そのものの精神と睨み合せまして、一体どういふ考えを持つておられますか、この際伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君)　労働組合、職員組合というものは、これは憲法上認められたところの権利に基いて組織された団体でございまして、而もその団体が行つておる行動が行過ぎであるかどうかというものは、そのいろいろ具体的事実を徴して判断せなければならぬと存するものであります。只今の御指摘の和歌山の例は違ひところでもあり、又私の所管でもないもので、果して事實に照らして行過ぎであるかどうかは知らないでございしますが、商工省に關する職員組合といたしましては、商工大臣として極めてその健全化を図る自信を持つております。

○玉置吉之丞君　私はこの生産協議会というものの機構、その狙ひ方につきましては、何と云うても私はこれに社會党的イデオロギーが含まれておると、こう思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)すでに一日の当委員会において……

○委員(稲垣平太郎君)　玉置委員にちよつと発言中ですが、その次の節へお入りになつておられますか。

○玉置吉之丞君　ここに生産協議会の問題が出て來ておりますから……

○委員(稲垣平太郎君)　生産協議会のときに一括してなすつたらどうですか。

○田村文吉君　只今の玉置委員のお尋ねになりました弾劾権の問題ですが、これは御承知の上で大臣が答えになつておいでになるならば、それ以上は意見の相違ですから別でございまして、實際の産業界におきまして、官廳におきまして、職員組合がボイコットするといふことは非常に多いのであります。多いのと同時に勢力争いといふ場長とか炭鉱管理者になるのだといふやうな位置にある人が相当にありまして、常に暗躍をする、こういう虞れが多分にある。そこで一人でもやばりその職員の中でこれを薩に廻つて使

は考へておるのであります。そこで炭鉱管理者に似になる人は、成るべく一つ皆に氣に入るやうにして行こう。事業主は弾劾される心配はないから、自分がかくいい者になつて置いて、そして労働条件の問題でもそういうことで行こう、こういうことになりま

すから、常に大抵多数の人は成るべく一つ皆に氣に入られるやうなふうに行つて行こう。こういうことになりまして、秩序が放緩になるやうな場合が非常に私は多いといふことは、過去のいろいろの実例の場合において遭遇して

おるのであります。考へられるのであります。そこまでは承知の上でこれはどうしてもやるのだと、これ

は議論の相違でありますからこれは別でありますけれども、非常に私はそういう点を心配するのであります。い、いわゆる事業場の秩序といふものは、實質的にはさうなことがあつてもこれは止むを得ない場合がありま

す。いわゆる佐倉宗五郎でありますから、實質的に悪い炭鉱管理者がやつておる場合には、そんな法があるやうがあるまいがやつてもいいのであります。これを法的にかやうなことを認めるといふことは、いわゆる産業の秩序、生産の秩序を結局破壊することになるのであるが、その点について私はいろいろ考へてなつたことであらうとは

考へますが、實際の事業場の上から言つて、非常に心配の余りでありますので、敢えて再び大臣のこれに對する御見解と御所信を伺ひたいのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君)　只今田村さんの御指摘になつたやうな事實を万承知の上で答へておるのでござ

います。御指摘の事實は、若し労働組合の弾劾権だけで炭鉱管理者という地位が侵されるというのならば、田村さんのいわゆる御心配の点は御無理もないと思ひます。併しながら生産協議会

は議論の相違でありますからこれは別でありますけれども、非常に私はそういう点を心配するのであります。い、いわゆる事業場の秩序といふものは、實質的にはさうなことがあつてもこれは止むを得ない場合がありま

す。いわゆる佐倉宗五郎でありますから、實質的に悪い炭鉱管理者がやつておる場合には、そんな法があるやうがあるまいがやつてもいいのであります。これを法的にかやうなことを認めるといふことは、いわゆる産業の秩序、生産の秩序を結局破壊することになるのであるが、その点について私はいろいろ考へてなつたことであらうとは

考へますが、實際の事業場の上から言つて、非常に心配の余りでありますので、敢えて再び大臣のこれに對する御見解と御所信を伺ひたいのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君)　只今田村さんの御指摘になつたやうな事實を万承知の上で答へておるのでござ

います。御指摘の事實は、若し労働組合の弾劾権だけで炭鉱管理者という地位が侵されるというのならば、田村さんのいわゆる御心配の点は御無理もないと思ひます。併しながら生産協議会

ございますが、これはどの程度どういふことをおやせになる御予定でありますか。この際尙申し上げたいのは、例えば炭鉱を経営して参りますと、物を買い、資材を入れる、輸送する、万端のことがありますので、従つて資金が相当要るのでありますが、本社の資金が足りないかも知れません。これは随分我々が事業をやつております上から言つても、工場長にはどこまでの権限を與えるかといふことが始終問題になる。そこで実は工場長の中にも、割合に有能な人があつて、大体のことは委して置いていいという人もあれば、中にはあの工場長では十分委してならんという人もある。数多くの人でありますから、必ずしも最適任の人が常に得られるというわけじゃない。そこで今の権限の委任といふことが、どのくらいの範囲でどういふものをお決めにしようという御趣旨でありますか、これを伺いたい。

○政府委員(平井三郎君) 企業の内閣といたしまして、炭鉱管理者の地位は、二十三條及び生産協議会の議長になりまして、各種の業務の実施に當るわけでありまして、ここで問題になります点は、御指摘のように資金の借入れでありますとか、資材の購入でありますとか、つまり外部に対して活動する場合の問題が中心になるわけでありまして、これは一つの炭鉱管理者の業務の遂行に當りまして、炭鉱管理者をして資金の借入れ、或いは資材の購入をせしめるということが、現場の業務を迅速ならしめるといふ観点から委任しなければならぬという規定になつておりますので、いわゆるその代表、外部に対する代表権の範囲を決定する場

合には、その炭鉱の位置、本社と炭鉱との距離的な関係その他の点等が重要なポイントになつて参ると思ひます。即ち炭鉱の位置が金融を受けるに便利などところがあり、十分炭鉱の現場においても融資を受け得る、金を借入れられるという場合においては、金を借りさせることが適當であらうと思ひます。ただ例えば復金から相当大きな拡充資金を受けるということは、本社がやる方が能率的であるというやうな場合には、その権限は本社に留保して置くといふことが適當でありまして、要は本社と現場との業務の分配といふものをどういふふうにするかといふ企業全体の能率を發揮できるかといふ観点からこの代表権の範囲、代理権の範囲を決定して行くべきものであるといふふうに考へております。一番問題になります事項は、資材の購入につきましても、九州にある炭鉱の九州地区の工場から資材の購入をするという場合におきましては、その代金の支拂いであるとか、資材の購入の契約であるとか、その事務等第三者に關連する業務といふものは、これは炭鉱管理者に委任して、現場即決でよろしいであらう、こゝういふふうに考へられる次第であります。その事項によりまして、本社と現場との業務を合理的に分配調整して行くという観点から、この問題が解決せらるべきものである。かやうに考へております次第であります。

○田村文吉君 そうしますと、これはただ命令で必要な権限を委任するといふことだけを命令でお決めのなる御趣旨でありますか、必要な権限を或る程度お命じなさるといふ意味ですか。

○政府委員(平井三郎君) 命令の内

容に代理すべき権限といふものを詳細に決めるということとは、これはできませんと思ひます。ここでは命令で予定しております事項は、この法律が施行された後、炭鉱管理者といふものを選んで場合、いつまでに委任をして行かなければならぬかといふやうな委任に關する一種の手續的な規定を命令で決めて参りたいというやうに考へております。委任の範囲といふものは、只今申し上げました本社と現場との事務の按配といふものが、最も合理的に動き得るといふ点を基準にいたしまして決定して行くべきものである。かやうに考へております。

○田村文吉君 そうしますと、その事業主の自由裁量によつてそこまでは委任する。ここまでは委任しないといふことはやつてもいいんだが、とにかく必要などだけは委任せざる、こゝういふ命令だけは出さう、こゝういふ御趣旨ですか。

○政府委員(平井三郎君) この規定は、一つの事業主に対する法律上の義務を課しておるわけでありまして、つまり炭鉱管理者は二十三條によつて、業務計画の実施の責に任ずるわけでありまして、それに必要な、例えれば代表権をこれに與えて行かなければならぬ。併しその代表権、その業務の実施といふものにつきましての分配は、いま申し上げました限界から決定するべきもので、第一次的には、その事業主が先ず必要と認めました権限を委任して行くといふやうな運用に相成つております。

○田村文吉君 例え事業主の見解によりまして一つだけ委任せざる。お前には自分の所では、炭鉱管理人に借金したりするやうなことは委任されないといふ

やうなことでもよろしいのでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 只今申しましたように、本社と現場との合理的な事務分配といふことから委任しなればならないという規定になつておるわけでありまして、運用上は、先ず第一段には、事業主の判断によつて委任の範囲が決定して参るわけでありまして、但しその事業主といたしましては、この法律によつて必要な権限は委任しなければならぬといふ一種の道德的な義務を負うわけでありまして、これは直ちに罰則に掛かるということではございませんので、この炭鉱管理者の地位に相當な権限を委任しなければならぬといふので、事業主がただ故意に権限を自分に留保して、結局現場は一銭の金も借入れられない。資材の購入も一トンを雖も一々本社の許しを得なければならぬといふ場合に至りましては、これは石炭局長から、もう少し権限を委任してはどうかといふ指図が出ることは予想されますが、その一段目といたしましては、事業主の決定によつて委任の範囲が決して来るわけでありまして。

○田村文吉君 これはもと登記することになつておりましたが、今度は登記がないのです。必要な権限を委任した場合に、この法律によつて委任されたのであるからといふことで、第三者に対抗する場合は、どういふことにお考へになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは支配人の地位でございせんので、登記の必要はございません。登記の必要はあ

りませんが、法律にはこゝういふように決めてある。現場を委した、委任したと言つても、第三者から考へるといふと、あの人が委任を受けたと言つておるけれども、俺らは信じられない。こゝういふやうな場合に、第三者との契約が起つた場合に、一体、第三者に対抗するやうなことができるのでありますか。

○政府委員(平井三郎君) それは委任の普通の原則によりまして、委任状で行うことになつております。

○田村文吉君 了承しました。一々委任状でなければ第三者に対抗できないわけですね。

○政府委員(平井三郎君) 第三者が疑ひますれば、委任状を出すということになります。

○田村文吉君 それから二十三條の「炭鉱管理者は、所轄石炭局長の監督を受け」といふことになつておりますが、そこでこの二十條の「石炭局長は、指定炭鉱の業務計画の実施上必要がある」と認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の事業主に対して、監督上必要な命令をし、こゝうなつておりますので、第二十三條から行くと、事業主に対して監督上必要な命令が出せるのであります。第二十三條に参りますと、所轄石炭局長の監督を受けるといふことで、殊更にここにエンファイズされておるのでありますが、この点がちよつとはつきりしないのであります。修正案は以前の國家が指定炭鉱を直轄しておられた場合を想定された條文が、そのまゝ残つておるのである。この点おかしうな感じがいたしますが、この点おかしうな感じがいたしますか。

○政府委員(平井三郎君) 炭鉱管理

部に對する代表權の範圍を決定する場
○政府委員(平井三郎) 炭鉱管理
者が行います場合には、生産協
會の議長といたしまして、業務計
劃の實施に關しまして、生産協
會を運営して行くものでありま
して、これらに對して、全般的に
は局長の監督下にあるという意
義を現わしたものであるとあり
ます。

○政府委員(平井三郎) 炭鉱管理
者が行います場合には、生産協
會の議長といたしまして、業務計
劃の實施に關しまして、生産協
會を運営して行くものでありま
して、これらに對して、全般的に
は局長の監督下にあるという意
義を現わしたものであるとあり
ます。

○政府委員(平井三郎) 炭鉱管理
者が行います場合には、生産協
會の議長といたしまして、業務計
劃の實施に關しまして、生産協
會を運営して行くものでありま
して、これらに對して、全般的に
は局長の監督下にあるという意
義を現わしたものであるとあり
ます。

○政府委員(平井三郎) 炭鉱管理
者が行います場合には、生産協
會の議長といたしまして、業務計
劃の實施に關しまして、生産協
會を運営して行くものでありま
して、これらに對して、全般的に
は局長の監督下にあるという意
義を現わしたものであるとあり
ます。

○政府委員(平井三郎) 炭鉱管理
者が行います場合には、生産協
會の議長といたしまして、業務計
劃の實施に關しまして、生産協
會を運営して行くものでありま
して、これらに對して、全般的に
は局長の監督下にあるという意
義を現わしたものであるとあり
ます。

で、管理法上において與えられた一つの地位とも見得るのであります。従いましてこの選任、解任という場合は同時に炭鉱管理者は事業主の一つのスタッフとして活動したすべきものでありますので、この修正案においては、選任、解任は事業主の意思に任したわけでありまして、ここで解任と言いますのは、いわゆる雇傭関係を切つてしまふ。或いは役員たる地位を退かしてしまふという意味ではないのであります。炭鉱管理者たる地位から退かせらる。こういう意味でございます。即ち炭鉱管理者を解任せよという場合も、一應選任、解任という言葉に入るわけでありまして、解任という言葉は、いわゆる取締役の地位を剥奪することか、或いは従業者たる雇傭関係を断ち切つてしまふということとは別に考えております。

○小林英三君 委員長、私の動議をお諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(稲垣平太郎君) 一應食事にしたいという御動議と、この第三節だけは食事に済ましたらどうかという御動議があるのですが……(食事賛成)と呼ぶ者あり

○小林英三君 私はいつもそう思うのですが、これは委員長は成るだけ早い時間にやろうという氣持は分りまするけれども、まだ……相当質疑があるからひと先ここで休憩したらどうかと申しておるのであります。

○委員長(稲垣平太郎君) それは承知いたしております。大分あるという話であります。ただ切りがいいということ、同じ質問を繰返すことのないようにしたいと思ひますから……。

○藤井丙午君 折角ここまで運んだのでありますから、第三節だけ一應済まして、それから休憩にしたらいかかと思ひます。

○委員長(稲垣平太郎君) いかかでございますまいしうか、よろしくございまいしうか。

○委員長(稲垣平太郎君) それでは第三節の質疑だけ済ませましよう。

○大屋三三君 継続するならば私にやらせて貰ひたいと思ひます。今は分りました。この第二節において又本修正案におきまして、事業主と管理人の關係が大変修正をされまして、事業主が事業を經營して行く権限が、相当に尊重されて参つたのであります。然るにも拘わらず、第二十三條、原案の二十四條で「炭鉱管理者は、所轄石炭局長の監督を受け、当該炭鉱の最高能率の發揮を旨として、業務計画の実

施の責に任ずる。」というので、やはり現場の事業計画の全責任を管理人の方に相俟らず重点を置いておるようになつてゐるのですが、その点はどういふふう

○政府委員(平井富三郎君) 炭鉱管理者は常時山にありまして、決められまして業務計画実施に十全の努力を拂つて行く、こういう地位に在るといふことを二十二條において鮮明にした次第であります。従つて炭鉱管理者は生産協議会の議長になりまして、業務計画実施に必要な事項を生産協議会の議を経つて、これを円滑に実施して行くという法律的な一つの重要な地位は、修正案においても行われておる次第であります。その關係におきまして石炭局長との交渉も生じますし、「監督」という字句を使つておる次第であります。

○大屋三三君 問題はそこなんです。管理人はその事業の系統におきまして、事業主のスタッフであるといふことは、これは嚴たる事実であります。然るにこの條文におきまして「石炭局長の監督を受け」そうして事業を遂行するといふことが強くこれは響くのであります。さてこの場合に、炭鉱管理者は石炭局長の監督を主として受けて仕事をやつておる精神か、或いは自分の事業体の直屬の指揮者である事業主の監督を受けてやつて行く義務もここに在るわけなんです。つまりその兩者の關係を政府はいかに考へておるのか、この点は一つ十分に拜聴したいと思ひます。

○政府委員(平井富三郎君) 只今申上げましたように、炭鉱管理者は事業主がこれを選任、解任をいたすものであり

りますから、事業主のスタッフといったしまして、事業主の監督を受け、指導を受け、監督を受け、この炭鉱にありまして、業務計画の実施を行なつて行くわけでありまして、それで石炭局長が必要がありまして命令指示を出します場合には、事業主を通じてこれを行なうといふことにいたしておるんですが、同時に炭鉱管理者が生産協議会の議長となりまして、各種の事項を生産協議会に付議いたす。その結果に従ひまして、この業務計画の実施を行なつて行くわけでありまして、その際業務計画、作業計画その他の事項につきましては議が経られんという場合におきましては、現場の事項につきましてはその裁定を石炭局長に持つて行くという關係に在りまして、この關係においてやはり石炭局長と交渉を持つわけであり

ます。併し炭鉱管理者が事業主の第一のスタッフとして、炭鉱にありまして仕事をやつて行くことになつて参りますから、生産協議会で纏まらなかつたといふことを、事業主のいわゆる決定に任ずといふことでは、生産協議会の意味を成しませんので、裁定という意思決定は局長がいたすという關係に相成りますので、この關係において石炭局長と炭鉱管理者といふものは、生産協議会の制度と言ひまうもの、一つの労働者と経営者といふものと合議体という關係から、その議の纏まらんような場合には、事業主に聴くことができないので、性格上どうしても石炭局長の指示を仰ぐといふような点が出て参りますので、こういうような点においてやはり石炭局長の監督の中にあるのだといふ点を先ず明示した次第であります。事業主の一般上の指揮を受け、

現場の事務処理において必要な命令、指示は事業主を通じてこれが行われるのであります。その間の企業内における地位、これは法律が何ら変更を加えておりませんので、当然ここにその企業内の通常のあり方によつて処理されて行くといふことがはつきりいたしたさいでも明確であるという見地で、特に規定がないわけであり

○大屋三三君 その生産協議会に付してやる事業計画の案件に對しまして、その案件の發現する場合は、石炭局長から事業主を通じてその炭鉱管理人の所へやつて来る。そうするといふと自然生産協議会の議を経て、炭鉱管理人がそれをその決議に應じて処理する。その筋はそれでいいのですが、さて石炭局長から、今あなたの御説明のあつたように、直接来た場合の、つまり問題が事業主の意思と相反するような場合に、勿論結果は生産協議会にかけられるようなことになるでしょうが、一体そういう場合は予想しておりませんか。命令が二途に出て非常に困るんじやないかといふような感じがするので

○政府委員(平井富三郎君) 事業計画、業務計画について事業主は、先程御説明したように両方の指示がありまして、更に又不服の申立等は石炭局長にこれをなし得ることになつております。炭鉱管理者が業務計画の実施に關しまして各種の事項を付議して、そうして運営を行います上においてその議が経られなかつたという場合に石炭局長との交渉が出るのであります。これは企業主の監督を排除するものでもなければ、それと矛盾するものでもな

この第三節だけ審議を終つてから休憩を願いたいと思ひます。

局長の監督を受け、当該炭鉱の最高能率の發揮を目的として、業務計画の実

げましたように、炭鉱管理者は事業主がこれを選任、解任をいたすものであ

という点を先ず明示した次第でありま

これは企業主の監督を排除するものでもなければ、それと矛盾するものでもない

い、かように考へております。

○大屋三三郎 とうとうと、結局要約しますと、あなた様のお考えでは石炭局長の命令と事業主の命令とが余り格別ない。それを受ける管理人が余り困るようなことはないという考へ方なんでしょう。

○政府委員(平井三郎) 炭鉱管理者が同者の命令によつて右するか、左するか迷うようなことは、この法制上はあり得ない、かように考へております。

○小林三三郎 この修正案の二十四條の、商工大臣は彈劾の問題につきまして事業主の意見を徴せられるということがこの二項にも書いてありますが、この事業主の意見を徴するといふ問題は相當重く用いるわけでありませうか、或いは單に意見を聴き置く程度でありますか、重大問題でありますから……。

○政府委員(平井三郎) これは特に炭鉱管理委員会に諮るといふことと同様に「徴した上」と書いてあるのであります。十分事業主の意見といふものを徴して、聽いて處理をいたしたいと、かように考へております。

○小林三三郎 そういたしますといふと、一方におきましては生産協議会の委員の過半数によつて著しく不適任であると認めて、これを石炭局長を通じて商工大臣に申出る。商工大臣は一應事業主の意見を尊重して聽いて、事業主はどこまでも私は立派な管理者だと思ふといふことを具申するといふことになりまして、商工大臣は困りはしないかと思ふが、どうでしょう。

○政府委員(平井三郎) これは商工大臣が解任を命ずる場合におきまし

て、關係両当事者の意見を聴くことは当然であります。同時に事業主の意見も聴取し、管理委員会における一般的な意見といふものも徴するといふ慎重な手續を経て決定をするといふことが、彈劾權の行使を適正ならしめる意味において必要であらうと思ふのであります。相反する意見が商工大臣に強く出るといふことは、むしろ彈劾權行使といふものの性質上當然起るべき問題であるし、又それを十分咀嚼いたしまして措置すべき事項である、かように考へておるのであります。

○小林三三郎 その場合に商工大臣が両者の意見を聴いてこれを全國の管理委員会にかけると。こういう場合におきまして両者の意見を聴くのは商工大臣が先ず聽いて、そしてその旨を全國管理委員会に諮問するのであります。か、或いは全國管理委員会に諮問された上で両者の意見を聴くのであります。か、この委員会の過半数の意見といふのは……。

○政府委員(平井三郎) これは運用の問題でありまして、この法文の通りを見ますれば、先ず事業主の意見を徴した上で管理委員会に、自分はこういう意見を持つておるといふことを諮るわけでありませう。

○小林三三郎 その第二項にありますが「商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認める」といふ意味であります。これは商工大臣が、客観的に不適任であると認めるという意味であります。

○政府委員(平井三郎) これは商工大臣が、炭鉱管理者が著しく不適任であると認めた場合に、この解任命令が発動されるわけでありませうが、特に

これにつきましてもやはり事業主の意見を徴し、又は全國炭鉱管理委員会に諮つて行われるのであります。その間商工大臣が独断でやるという点は十分防げようと思ひます。尚この規定は万が一のいづれ傳家の宝刀の規定でありまして、これが濫発される、いふやうなことは考へておりません。いわゆる指定炭鉱といたしまして、この業務計画の実施上重要な地位にある炭鉱管理者の地位といふものに対する國家管理の一つの発動として行われるのであります。この管理者の地位が、企業主のスタッフとして認められたといふ点から見ても、先ず事業主の意思によつて選任、解任が行われる。又それが著しく不適任であるといふ場合におきましては、企業主の解任の外に、生産協議会における彈劾權發動、これが大体予想されるのであります。第三項は、何らかの理由によりまして、生産協議会の議を経ないで、企業主もそのまゝにして置くといふ、非常に不活潑な、なんと言ひますか、経営に對して余り熱のない態度が全般的に企業内にあらうといふような場合に、こういう規定が発動されることもあり得る。又そういう場合には發動する必要もあるだらうといふ意味におきまして、これがあらうのであります。

○小林三三郎 私が今二項につきまして「商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認める」といふ意味なんでしょうが、これは商工大臣が、一々方々の管理者が不適任であるか否かといふことを認めるというやうなことは、實際の場合にはあり得ないと思ひます。炭鉱から聞くとか、或いはそういう噂があつたとか、或いは

方々からそういうことが耳に入つたとさういふことを私は想像しておるが、それを私は聴いておるのであります。

○政府委員(平井三郎) これは單に一、二の者があの炭鉱管理者は著しく不適任だといふことを言つて、商工大臣がすぐ發動するといふことは全然私共考へておらないので、相當客観的に見て、炭鉱管理者の業務の施行振りの監督その他によつて、炭鉱管理者の業務の運行振りが悪いといふことの具申を、商工大臣が監督なり何なりを通じて得ました場合に起る得るのであります。

○小林三三郎 私が最初申上げたのは客観的に見て不適任かどうかといふことを聴いたものでありますが、そういうことを客観的に見て商工大臣が、この炭鉱管理者は著しく不適任であるといふことを認めるという條項がある以上は、最初の一項目は要らないのではありませうか、客観的に見て不適任であるといふことは、こういう商工大臣が権限を持つておれば、第一項は……。

○政府委員(平井三郎) 第一項と言ひますと、生産協議会の……

○小林三三郎 そういふものを全部含めて……

○政府委員(平井三郎) 今申上げたものは、第二項の方はいづれ傳家の宝刀でありまして、先ず炭鉱管理者の異動につきましては、企業主といふものと、生産協議会における彈劾權、これが大体において運用されるものであります。商工大臣がそういう事實を握つて、それによつて直ちにこれを發動して行くといふことではな

くして、或いは企業主の措置、或いは

生産協議会の措置に待つて、而もそれで行い得ず、その仕事が継続されるという、万止むを得ない場合にのみ發動するといふことで、企業の一つの人事權と申しますか、そういうものを尊重した行き方であらうと考へる次第であります。

○中川以良君 企業主が若しも彈劾されるという場合にはどうなつていふか。○政府委員(平井三郎) これは法律の規定がありません。事實上の問題として處理することになると思ひます。

○中川以良君 先程承りましたときに、中小炭鉱においては企業主が即炭鉱管理者であることがあり得るといふお答えがありました。その場合には直接企業主が直接彈劾されることになつていふか、そういう場合にはいかなる措置をお取りになるか。

○政府委員(平井三郎) この場合には事業主としての立場を彈劾するといふのではなく、法律的に言ひますれば炭鉱管理者としての不適任といふ点についての彈劾であります。○中川以良君 さらゆる点から検討して、そういう不適任なる事業主が存在してもよいのでございませうか、又極めて不良なる事業主がいた場合には、政府はどういうふうに処置を取りますか。

議會といふものが企業主の何と言いますか、余りだらしのない点を是正して行くように持つて行くということが適当であるかと、かように考えております。

○中川以重君 その逆を申ししますれば、再三私が申して水掛論になります。これは事業主といひましたも、炭鉱管理者といたしましても、何らこれを排除するところの権限がないのであります。これは先程政府委員から伺つたのであります。何かこれに対しては商工大臣はお考えかどうか、例えば労働政策が行き詰つてからそれを何か新なる一つ法令を設けようというふうなお話でありましたが、そういうことでは、どういふような一休準備をお持ちでありますか、それから又この法案の中に入られなければ、石炭の増産のために特別なこういふ法律を出すのでありますから、これとは或いは別に石炭の労働対策につきましても、労働基準法その他の法令に因つたところの別個の労働の法令を準備をされるかどうか、その点を一つはつきり伺いたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 中川さんの度々の御質問でありますから、私からざつとばらんにお答えいたします。石炭非常増産要綱の最後に、以上のような増産はあらゆる自主的協力によつてやるということをしておる。それがうまく行かないときには適當な措置をやる。これはマッカーサー元帥の警備にも同様な施行を妨げる者は断乎として所罰せよというふうなことを書いてありますし、更に又石炭の非常増産対策要綱の最後にも、故意の妨害

者は断乎として処罰するといふことが書いてあります。あの石炭増産要綱の中に作業規則を設けるということが書いてありますが、即ち健全なる労働組合を育成する、労働組合の育成化という原則に則りまして作業方針を決め、そうして作業規則を決めることになつておるのであります。この作業規則が決まりました以上、その作業規則に違反する者は山から下りて貰うということができるようになるのであります。更に又そこまで行かない場合におきまして、最近北海道で行われておるやうとしておりますように、いわゆる或る一定の時間を働か、一定の生産量を挙げた者に対しては、これ／＼の報奨をやる。その代りにそれ以下の者に対しては、これまで保障しておつたいわゆる主食の配給その他の点においても手を加えるというふうな方針でもつて臨むというふうなことをしておるのであります。ところが、中川さんのおつしやるのは、いわゆる今から何かやういふような法文を準備して置かなければ、いざという場合に間に合わんという意味だと思つておられますが、私がずつと現地の報告によりまして、只今の臨時金融方針の場合によりまして、イロハの作業方式でそれを擧げることになつておりますが、更に又今度特別調査團が行きまして各山毎に作業方針、作業方式の調査推進をやりまして、大体十一月、十二月にはこれらのものが一切終つておるといふ状態に置かれると思つておる。いわゆる自主的に行われておるのであります。そういう過程におきまして政府が労働者側の問題に対してこゝろいふような法的措置を取つておるといふような内容を発

表したり、或いはこゝろいふような準備を具体的にするとしようか、これは折角自主的に進行しておるその態勢を崩して、却て弊害が起るのではないかと、こゝろいふのが私の確信のない考えでございます。従ひまして今折角繰返してその点をば重ねて御質問されておりましたも、政府といたしましてはそれらの法的措置の内容、そういうふうなことをここで述べるといふことは差控へたいと思つておりますやうな次第であります。

○中川以重君 そういう法的措置というものは遠からず決まるのでございませうか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 繰返して申し上げますが、いわゆる十一月、十二月の推移を見まして、これ以上自主的な協力においては、或いは時間の問題とか、その他の作業方式というものが決まらない。そして何か経営者の方にも法的措置のつかえ棒でもなければどうすることもできないといふことがはつきりしたときに考えたいと思つております。

○國務大臣(水谷長三郎君) 私もおつぱりいふ／＼お尋ね申し上げたいと思つておつたのであります。幸いに私がお尋ね申し上げたいと思つた事項は殆んど皆さんからお尋ねになりました。それを聴いておつてよく分つたのであります。ただ皆さんがお尋ねにならないところが、局長の監督を受けるということでございます。これは従つてその石炭局の構成にもよるのでございしますが、この監督をするために局長自身が全部の山へ行つて一々監督するといふわけにはな／＼参らんだろうと存じます

が、実は各山々に特別に局員でも派遣して置くといふようなことにでもなるわけでございますやうか。

○政府委員(平井重三郎君) これは石炭局の構成が、例えば九州につきましては福岡に石炭局が設置されまして、重要な炭田別に支局がございまして、そこに所要の人員を配置いたしまして山と折衝をいたすといふようなことになつております。

○國務大臣(水谷長三郎君) これは私共随分この戦時中に苦しい経験を嘗めたのでございまして、大部分その監督をしに来る御連中のお若い方々が、何にも経験のない御連中が来てい／＼なことを調査し、監督して行くのであります。その報告によつてい／＼な命令が出た。誠に実情に適さない命令が出て来た。それはもうそんな命令は増産の妨げになるから、社長の私が受けてはならん、私がかように嚴重に言うてあるのであります。ところが私が幾ら言うても、今度は現場に持つて行つて、若い人が言い付ける。こゝろいふ事例があつたのであります。今度の、いづれその組織にもよりますけれども、どうせあらゆるこゝろした沢山の山を局長が全部把握するといふことはな／＼以て容易なことではないので、結局そういう若い経験のないお方の報告が基礎になつて、い／＼な監督事項が生まれて来るのだらうと、かように思つておる。そうしますと、な／＼事業主としては非常に経験もあり、どうせこゝろいふ事業をしておる人にはそれ／＼長い経験を持つて、その道のエキスパートの人が事業の主になつておるのであります。その事業主の意見を模範のけて、そして直接現場に持つて行つ

て命令を下すといふ事例が今日まで非常に多いのであります。これらの点に対してどうお思ひになりますか。

○政府委員(平井重三郎君) 石炭局の章で御説明申上げる事項かと思ひますが、石炭局の構成は、大体におきまして石炭局長も民間人、構成員の半数は民間のエキスパートをそれに充てるといふことにいたしまして、いわゆる少数精鋭主義を採つて行きたいといふやうに考えております。従つて従来の監督官制度のように、若い監督官、経験のない者を工場、事業場に配置いたしまして、これが直接い／＼の指図をするといふやうな方式を全然採つておらんのであります。エキスパートを石炭局長以下石炭局員にいたしますと共に命令なり指示なりは、炭鉱管理委員会の議を経てから発令されるわけでありまして、石炭局の構成は、炭鉱管理委員会の活用といふことによりまして、その弊は十分完全に拂拭される、かように存じております。

○國務大臣(水谷長三郎君) 御趣旨のようには是非運営して頂くことを希望いたします。そうでございますと、どうしてもこれは二重監督になつて、恐らく管理者は非常に仕事に困る、恐らく管理は非効率になる、何卒御趣旨のようになつて頂くことを希望いたします。尙この外、生産協議会の委員の問題で、大分皆さんから御質問が出ましたが、これはこの前にも大臣の御説明がありまして、尙今又中川委員の御質問に對してもいい御説明がございまして分りました。いわゆる事業主その者が管理者になつた場合、これはな／＼面倒なことだらうと思ひますが、先程の御説明で大体了承いたしております

が、実は各山々に特別に局員でも派遣して置くといふようなことにでもなるわけでございますやうか。

書いてありますし、更に又石炭の非常
の問題に對してどういふような法的措
置を取つておるといふような内容を發
山へ行つて一々監督するといふわけに
はなか／＼参らねたらうと存じます
あります。その事業主の意見を發ねの
の御説明で大体了承いたしております

が、これらのことについても、特に運

のでありますが……

○政府委員(平井三郎) ここで監

督いたしました点は、先程も申し上げ

ましたように、生産協議会といふもの

の議長になりまして、各種の案件を生

産協議会に付議いたしまして、業務計

画の実施をして行くわけでありませ

その際に生産協議会の議が結られん

といふような場合にございまして、やは

石炭局長の裁定を仰ぐといふような関

係でございまして、そういう意味にお

きましては石炭局長の一つの監督に属

すといふことも言われ得るのでありま

す。只今私が堀さんの質問に對して、

御答弁申し上げた趣旨は、いわゆる監

官みたいなものが事業場に常駐して、

それが直接に事業場に命令して行く

といふようなことではないのであるとい

ことを申し上げたのであります。

○玉置吉之丞君 そなたはと、

それ／＼の機関を経て事業主を通じて

必ず行くんだ、こういうことに了解し

てよろしいでありますようか。

○政府委員(平井三郎) その通り

でございます。

○玉置吉之丞君 直接炭鉱管理者に對

して命令するといふことではないと心得

てよろしいでしようか。

○政府委員(平井三郎) 命令指示

は絶対にございせん。

○玉置吉之丞君 ありませんか。

○政府委員(平井三郎) ありませ

ん。ただ業務計画の指示が先程申し上げ

たように、事業主及び炭鉱管理者に指

示する……

○玉置吉之丞君 事業主ですよ。

○政府委員(平井三郎) いや業務

計画の指示及び変更の指示、それから

不服の申立、これは事業主、炭鉱管理

者……先程田村さんからも大分御質疑
があつた点であります……
○玉置吉之丞君 二十條はもと炭鉱管
理者になつておりましたのが、指定炭
鉱の事業主に對し、監督上必要な命令
をし、又は必要な指示をすることが
できる。ただこれに不服のあつた場合
には、事業主、或いは炭鉱管理者両方
やれる、こういうことになつておりま
すから、監督上の必要な命令といふこ
とになりますから、今の所轄石炭局長
の監督を受けといふことは、事業主が
経営して、すべて監督を受けるのだ、
こういうふうに解釈いたしてよろしい
か、こういうのであります……
○政府委員(平井三郎) その通り
であります。
○玉置吉之丞君 その通りですか、は
つきりいたしませんと……(笑聲)
○政府委員(平井三郎) その通り
でございます。間違ひございません。
○委員(堀垣平太郎) 第三節はこ
れで一應審議を了したといたして
よろしいでございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(堀垣平太郎) それではこ
れで一時間ばかり休憩いたしまして、
七時半きつかりに始めたいと存じま
す。
午後六時十六分休憩
午後七時三十九分開会
○委員(堀垣平太郎) それではこ
れより再開いたします。第四節の御質
疑を願ひます。
○堀垣治君 私この四節の審議に入る
前に、一言政府委員にお願いいたした
いのでございます。それは先般東北海
道の出炭不足について政府の方で調査

をなさつた。その報告が少くとも三日
頃には本委員会に報告されるだらう、
こういうことでございしたので実は
その報告を待つておりました。段々こ
の委員会も審議が終了に近附いて参つ
たのでございしますので、是非ともそ
の間にその報告を承りたいと存じて
おります。今日はもうすでに五日にも
なつておりますし、大抵三日か乃至
四日にその報告ができる、こういうこ
との政府の御答弁でございしましたの
で、この機会に、今日は晩いからで
ませんでございしますが、明日あたり
は是非その御報告をお願いしたいと思います
が、いかがでございませうか。
○委員(堀垣平太郎) 明日中に御
報告できるだらうといふようなお話で
ございませうか。
○堀垣治君 できるだらうといふこと
でございませうか。
○國務大臣(水谷三郎) 口頭であ
れば明日午前中にできる予定です。
○堀垣治君 そうですか、口頭だけで
資料は出ませんわけですか。
○國務大臣(水谷三郎) それはち
つとばかり困難だらうと思ひます。
○堀垣治君 さようでございませうか、
それでは口頭だけでも結構でございま
すから、成るべく一つ詳細に御報告の
程をお願い申し上げます。尚資料もこの
委員会がい／＼討論に入り、採決に
入る前にでき得ることならば、その資
料をお願い申し上げますが、その資
料がございませうか。
○國務大臣(水谷三郎) それはち
つと私まだその調査團の人に会つてお
りませんので、ここではつきり申し上げ
ることはいふことができません。
○政府委員(吉田三郎) 北海道に参

りました調査班の方々はすでにばら
ばらになりまして三日、四日頃歸つて
おります。この前に歸つた方もありま
す。今日午後商工省へ来て頂きまし
て、大体お歸りになつた方だけで一應
報告を伺ひまして、明日午前中にこ
らへ代表した方がお見えになりまして
お話し準備いたしてあります。そ
ういふわけでございしますので全部揃つ
ておりませうので、資料等も完全なも
のはでないと思ひますので、大体廻
つて來られた方が自分の受持の範圍内
においてお話しするように御相談でき
ておると思ひますのであります。従いま
して印刷等の資料につきましては、まだ
はつきりしておりませうので、成るべ
くならば間に合ふようにいたしたいと
思ひますが、大体は口頭でい／＼な
資料等もお話があることと思ひます。
要旨等は私共の方で書き留めてお配り
しても結構であります。
○堀垣治君 これは総括質問の際にも
私申し上げたのであります、これは大
臣からたび／＼御答弁を頂いたので、
十月の末には報告できるであらう、実
はかようなことでございしました。実
はそれを私毎々申し上げます通り北海道に
は特に關係が深いのでありますので、
非常に調査の資料を参考にいたしたい
と思つて心待ちに待つておつた。その
後頭十月にはできないうで、何かの都
合で十一月の初めまで待たなければなら
ない。審議に間に合はすように、こゝう
いふことでございしましたし、又間に合は
すのが當然政府のなさなければならな
い御責任であると実は私お察しいたし
たのであります。どうかさうなことで
ございませうので、明日はできるだけ
詳細に御報告がございすように、特に

この機会にお願い申し上げます。

○五廣吉之丞君　この生産協会の中には先般からたび／＼問題になつたといふゆる社会党のイデオロギ―も含んでおると私はこう思うのであります。一昨日の当委員会において藤井委員の質

○國務大臣(水谷長三郎君) この問題は
は何遍言うても同じことです。生産協
議会は、これは社会党のイデオロギー
ではなしに、経営協議会を法制化した
ものです。

○玉麗言之丞君　私はそうでないと思
うておるのですが、何遍言うても同じ
ことで(笑聲起る)こういうようなこと
をおつしやるのでありますから、これ
以上は、この審議の期日が切迫した際
に申上げても仕方がありませんから、
又他の機会において申上げたいと思ひ
ます。

○小林英三君　私は今主査委員の御質問に對しまして、商工大臣がどこまでもこのイデオロギーによつてではなない、生産増強のために石炭の増産のためにやつたものだというお話でありますから、一應それは大臣の言うことであるということ信じまして、ただ生産協議会が果して労働者の生産意欲を向上して、これによつていわゆる國營案の生産意欲になるといふことにつきまして私は質問を申上げて見たと思ひます。尙この生産協議会の問題に關連いたしました、多少國營案全体の質疑になる点もありますけれども、これは前以て逐條審議に並行して全体の質問もお許し願つておるのであります。が、この生産協議会のこの第四節において、生産協議会を中心にしたもので最後に御質疑をいたしたいと思うのであります。

私は凡そ新憲法下におきまして強権を發動いたしまして、私企業を政府の手に収めて、その意思によつてこれを管理経営せんと、こういうことは余程これは私は思い切つた重大なる措置と

業を取上げるためには、私は少くとも私企業のなし得ざる力を國家がそれを附與するという理由の下に発足をしなければならん。即ち炭鉱を國家管理いたしますためには、先ず石炭生産のつしやいましたが、仮に商工大臣の言葉を負なりといたしまして、商工大臣のお腹の中は確かに石炭増産のために石炭國管案は設けられたのであつて、生産協會会というものは労働者の生産意欲を増強するためにあるのだ。

重大なる要素になつておりますところの資材、資金、勞力につきまして政府の取るべき決心と、政府の取るべき手段、これを明確にして、然る後に初めて私企業の領域に踏込んで、これを眞の公共の利益のために管理するということが私は当然のことであると考えらる。然るに私共の見たところによりますと、私共の審査するところによりますと、法案のどこにもこうした政府の強力なる意圖を発見することができないのであります。私はこの法案の全條を通じて、全條を流れておるものは、炭鉱をいかにして統制管理するかという嚴しい鉄の掟であつて、これに違反しました場合には、第八條でありまするか、罰則の規定によりまして、事業主は三年以下の懲役又は禁錮に処せられるということになつておる。私は凡そ独立自存の精神というものは事業経営の根幹であると思う。少くとも私は独立自存の精神というのは、事業を經營する根幹である。これが中心であると考えております。私はこの國情案なるものは全條を通じて見ましても分るように、これには増産に必要な資材、資金、勞働力というものを的確に炭鉱に投入せられるということの保証がはつきりと條文の上に現われていない。妄りに他人の努力の結晶の私企業を官僚の膝下に奪わんとする結果に相成るようになつておるのであります。私は只今商工大臣の御答弁でもお

わりまして、私のこの最後の生産協議

第十二部 鉦工業委員會會議錄

二十七号 昭和二十一年十二月五日

100

三ナ

四分の一を占めた。これは工業新聞
委員と云うものは只今お話のよう
かといふことは、我々は余程検討しな
くちやならん。つまり、この大きな喧
れが今日の私は状況だろと思う。而
て、十二月の四日のこれは工業新聞

に、いわゆる全般的の炭鉱業者がこれ
に反対してゐる。ただ最後に残されて
おる問題は労働者の生産意欲の問題で
あります。労働者の生産意欲の問題が
今日私はこの生産協議会に終んだ大
きな問題であると考えております。労働
者の生産意欲といふものは、終戦後炭
鉱の現場の労働能率は非常に低下して
おることは事実であります。又ややも
すれば、経営が非常に地獄だとも事
実であります。そうして敗戦に伴いま
して、深刻且つ急激な精神的の衝動を
我々国民全般が受けると同時に、炭
労働者もこの敗戦によりますところ
の急激な精神的の衝動を受けておる
ことも事実であります。それから又一
番炭鉱の生産の止らないという問題
は、封建的國家からして民主主義國家
への轉換に當りまして、つまり民主主
義を穿き違えて、いわゆる無責任なる
放縱勝手な考え方が一時一般國民全
体、或いはこれもやはり炭鉱國家管理
法の中にも入つていて、そうして自己
の主張のみを主張して、勤勞義務を
怠つて、又現場の職員も労働政勢に
押されがちでありまして、指導監督に
氣兼ねする。そうして実際の労働時間
といふものも五時間何分というように
相成つておるのであります。これが今
日終戦後におきまして、生産の上に非
常なる喧嘩いがあるというに相成
つておるのであります。私はこの生産
協議会の問題につきまして、水谷商工
大臣に薦め承わりたいと思つて、それ
果して生産協議会によりまして生産意
欲が増大できるかどうか、生産協議会
によりまして生産意欲が増大できるか
どうかといふことであります。労働者
が生産協議会を通して経営参加ができ

ることによつて、又國家管理になるこ
とによつて、そういうことのみによつ
て、大臣が常におつしやるような、炭
鉱労働者が國家的の自覚、そうして自
分の地位に自覚して生産意欲を増大で
きるか、而も生産協議会に参加する者
は、炭鉱の何千人の人も全部が生産協
会に参加して、そうして自分たちがこ
の経理に参加できるのではなくして、
何千人の内、或いは何百人の内、山に
よつて違ひましようけれども、とにかく
全部の炭鉱労働者の或る一部分の人
のみが経営参加ができるのでありま
す。多くの人は経営参加はできない
のであります。この生産協議会には
参加できないのであります。自分たち
の一部分の代表者のみが参加できる、
そののみを以て私は全体の労働者が、
本當に國家的の自覚と地位に自覚する
ことができるであらうか。私は
その点は極めて疑わしいと思つて、こ
れをまずこの点につきまして、こ
の経営協議会の問題につきまして、一
部の人間のみが参加しておるのである
が、全体の人間が同じように経営参加
の問題について生産意欲が向上でき
るかどうか、地位に自覚することがで
きるかといふことにつきまして、大臣
にお尋ねをいたしたいと思つて、
○國務大臣(水谷長三郎君) 只今小林
さんの御意見は、山の全労働者が生産
協議会に参加がでなければ、勤勞意
欲が振興しないのじやないかというお
説でございますが、私はそういうよう
な筆法から申しますと、日本の國の政
治は、八千万の國民が直接にいわゆる
政治にタッチする、お互に國民の代表
としてタッチするようでは、全國民の
政治意欲が起らないという議論と全く

同じであります。私は遺憾ながらあ
なたのお説に賛成するわけには参りま
せん。
○小林英三君 私は水谷商工大臣が今
のような考え方で生産協議会をお考え
になつておるから、尙更この問題に私
は反対したいのであります。私は今の
ようなお考え方で生産協議会によつて
労働意欲が向上できるというお考えで
あります。ならば、私は大変な間違で
あると思つて、私は日本の國民全般
の道徳水準なんてそんなものじやな
い。國家管理になつたからと言つて代
表者の一部の者が経営に参加する形を
取つたからと言つて、それによつて私
は生産意欲は絶対に起らぬと思つて、例
えば普通選挙の場合であつてもそうで
す。普通選挙が許された時に、本當は
長年の國民の希望であつた。その時に
普通選挙にしたつて莫大なる棄権者が
あつた。これはやはり日本の政治意識
といふものがそこまで発達しないから
だ。私が聴かんとするところは、今日
の労働者にいたしまして、それだけ
目覚めておるかどうか。今水谷商工大
臣は私にそういう反感を以て仰せられ
たやうでありますけれども、私はそ
ういふ見方に対しては又反感を以て言
いたい。今日新憲法の下で我々は國民
全般の選挙によつて出でた。併しあ
の補欠選挙はどうであつたか、我々の
選挙権はどうであつたか、全國の棄
権率といふものは相當な大きなもので
す。私はこれを問ひたいのです。それ
から又日本の道徳水準が発達すれば、
或いは私はそういう問題を解決できる
と思つて、ただ経営参加、経営参加と言
ひましても、一部分の者のみが経営参
加しておることだけで以て全体の労働

者が満足するとは決して思わない。そ
の点についてもう一遍お尋ねしたいと
思ふ。
○國務大臣(水谷長三郎君) あなたと
理論闘争をいたしますと見解の相違に
なりますから、事實を以てお答えいた
します。例えば炭山労働者において一
番大きな賃金問題、この場合において
一体四十二万の労働者が全部一緒にな
つて、いわゆる資本家と相談するか、
そうでございませぬ。少数の者が東
京において団体協約をいたしまして、
それで決定いたしますれば、四十二万
の炭山の労働者は一糸乱れずその決定
に従つておる。これがいわゆる事實で
ございませぬ。
○小林英三君 私はかかる精神主義的
な考え方は今日の経済法則の前には殆
んど効果は望まらぬと思ふ。私はむしろ
生産意欲を向上する上におきまして
は、働く者も働かざる者も、一律平等
の収入でなくして、一定の固定給の外
には能率給制度を大幅に深く組み入れ
まして、いわゆる炭鉱の坑内夫をどん
どん殖やして、坑外夫を減らして、そ
うして戦時中のように、日本の炭鉱は
六〇%が坑内夫、四〇%が坑外夫であ
つたのが、今日は殆んど逆になつてお
る。こういう問題を大修正をして、そ
うして働く者には働くような給料を與
える。こういうことが私は今日生産意
欲を向上する根本であると思ふ。そう
いふやうな何千人、何百人の中で、僅
かな人間が生産協議会に参加して、そ
うして代表として参加したからと言つ
て、全体の人間が生産意欲を向上する
なんといふことを考えるのは、甚だお
目出たい話であると思ふ。この問題に
ついて商工大臣に御意見を伺ひたいと

思ひます。
○國務大臣(水谷長三郎君) 組織にお
ける代表制度を否認されるということ
は、これは民主主義政治のイロハに関
して根本的に認識が違つておりますか
ら、私はあなたの説には賛成がござい
せん。
○小林英三君 私は代表権を否認した
のではない。代表権によつて果して全
体が生産意欲を向上できるかどうか、
それよりもむしろこういう方式によつ
た方が生産意欲が向上できる。代表権
を私は決して否認しない。その点をお
聴きしておるのであります。
○國務大臣(水谷長三郎君) そのあな
たのおつしやるいわゆる生活給と能率
給をどのようにやつて行くか、或いは
坑内夫と坑外夫との差等をどうする
か、そういうことが全部生産協議会で
相談されるのであります。あなたが
つしやる議論も、例えば賃金の問題を
決めるにいたしまして、坑内坑外の
労働者を決めるにいたしまして、全
部の山の労働者と相談しなければなら
ないといふやうな考え方でございまし
て、若しそういうやうなことで行くな
らば、こういうやうに民主主義に組織
された労働組合の、いわゆる本質それ
自体を否認されるという考えになりま
すので、私は労働組合の名譽のために
おいても、そういう考え方には断じて
賛成するわけには参りませぬ。
○小林英三君 今の商工大臣のお話に
よりますと、私の申し上げておることを
非常に誤解しておると思ふ。私は労働
者の代表、労働代表といふものを決し
て否認いたしておりません。そういう
ものは生産協議会においてやらなくて
も、労働協約でどん／＼できる。団体

加しておることだけで以て全体の労働
者が満足するとは決して思わない。そ
の点についてもう一遍お尋ねしたいと
思ふ。
○國務大臣(水谷長三郎君) あなたと
理論闘争をいたしますと見解の相違に
なりますから、事實を以てお答えいた
します。例えば炭山労働者において一
番大きな賃金問題、この場合において
一体四十二万の労働者が全部一緒にな
つて、いわゆる資本家と相談するか、
そうでございませぬ。少数の者が東
京において団体協約をいたしまして、
それで決定いたしますれば、四十二万
の炭山の労働者は一糸乱れずその決定
に従つておる。これがいわゆる事實で
ございませぬ。
○小林英三君 私はかかる精神主義的
な考え方は今日の経済法則の前には殆
んど効果は望まらぬと思ふ。私はむしろ
生産意欲を向上する上におきまして
は、働く者も働かざる者も、一律平等
の収入でなくして、一定の固定給の外
には能率給制度を大幅に深く組み入れ
まして、いわゆる炭鉱の坑内夫をどん
どん殖やして、坑外夫を減らして、そ
うして戦時中のように、日本の炭鉱は
六〇%が坑内夫、四〇%が坑外夫であ
つたのが、今日は殆んど逆になつてお
る。こういう問題を大修正をして、そ
うして働く者には働くような給料を與
える。こういうことが私は今日生産意
欲を向上する根本であると思ふ。そう
いふやうな何千人、何百人の中で、僅
かな人間が生産協議会に参加して、そ
うして代表として参加したからと言つ
て、全体の人間が生産意欲を向上する
なんといふことを考えるのは、甚だお
目出たい話であると思ふ。この問題に
ついて商工大臣に御意見を伺ひたいと

思ひます。
○國務大臣(水谷長三郎君) 組織にお
ける代表制度を否認されるということ
は、これは民主主義政治のイロハに関
して根本的に認識が違つておりますか
ら、私はあなたの説には賛成がござい
せん。
○小林英三君 私は代表権を否認した
のではない。代表権によつて果して全
体が生産意欲を向上できるかどうか、
それよりもむしろこういう方式によつ
た方が生産意欲が向上できる。代表権
を私は決して否認しない。その点をお
聴きしておるのであります。
○國務大臣(水谷長三郎君) そのあな
たのおつしやるいわゆる生活給と能率
給をどのようにやつて行くか、或いは
坑内夫と坑外夫との差等をどうする
か、そういうことが全部生産協議会で
相談されるのであります。あなたが
つしやる議論も、例えば賃金の問題を
決めるにいたしまして、坑内坑外の
労働者を決めるにいたしまして、全
部の山の労働者と相談しなければなら
ないといふやうな考え方でございまし
て、若しそういうやうなことで行くな
らば、こういうやうに民主主義に組織
された労働組合の、いわゆる本質それ
自体を否認されるという考えになりま
すので、私は労働組合の名譽のために
おいても、そういう考え方には断じて
賛成するわけには参りませぬ。
○小林英三君 今の商工大臣のお話に
よりますと、私の申し上げておることを
非常に誤解しておると思ふ。私は労働
者の代表、労働代表といふものを決し
て否認いたしておりません。そういう
ものは生産協議会においてやらなくて
も、労働協約でどん／＼できる。団体

加しておることだけで以て全体の労働
者が満足するとは決して思わない。そ
の点についてもう一遍お尋ねしたいと
思ふ。
○國務大臣(水谷長三郎君) あなたと
理論闘争をいたしますと見解の相違に
なりますから、事實を以てお答えいた
します。例えば炭山労働者において一
番大きな賃金問題、この場合において
一体四十二万の労働者が全部一緒にな
つて、いわゆる資本家と相談するか、
そうでございませぬ。少数の者が東
京において団体協約をいたしまして、
それで決定いたしますれば、四十二万
の炭山の労働者は一糸乱れずその決定
に従つておる。これがいわゆる事實で
ございませぬ。
○小林英三君 私はかかる精神主義的
な考え方は今日の経済法則の前には殆
んど効果は望まらぬと思ふ。私はむしろ
生産意欲を向上する上におきまして
は、働く者も働かざる者も、一律平等
の収入でなくして、一定の固定給の外
には能率給制度を大幅に深く組み入れ
まして、いわゆる炭鉱の坑内夫をどん
どん殖やして、坑外夫を減らして、そ
うして戦時中のように、日本の炭鉱は
六〇%が坑内夫、四〇%が坑外夫であ
つたのが、今日は殆んど逆になつてお
る。こういう問題を大修正をして、そ
うして働く者には働くような給料を與
える。こういうことが私は今日生産意
欲を向上する根本であると思ふ。そう
いふやうな何千人、何百人の中で、僅
かな人間が生産協議会に参加して、そ
うして代表として参加したからと言つ
て、全体の人間が生産意欲を向上する
なんといふことを考えるのは、甚だお
目出たい話であると思ふ。この問題に
ついて商工大臣に御意見を伺ひたいと

思ひます。
○國務大臣(水谷長三郎君) 組織にお
ける代表制度を否認されるということ
は、これは民主主義政治のイロハに関
して根本的に認識が違つておりますか
ら、私はあなたの説には賛成がござい
せん。
○小林英三君 私は代表権を否認した
のではない。代表権によつて果して全
体が生産意欲を向上できるかどうか、
それよりもむしろこういう方式によつ
た方が生産意欲が向上できる。代表権
を私は決して否認しない。その点をお
聴きしておるのであります。
○國務大臣(水谷長三郎君) そのあな
たのおつしやるいわゆる生活給と能率
給をどのようにやつて行くか、或いは
坑内夫と坑外夫との差等をどうする
か、そういうことが全部生産協議会で
相談されるのであります。あなたが
つしやる議論も、例えば賃金の問題を
決めるにいたしまして、坑内坑外の
労働者を決めるにいたしまして、全
部の山の労働者と相談しなければなら
ないといふやうな考え方でございまし
て、若しそういうやうなことで行くな
らば、こういうやうに民主主義に組織
された労働組合の、いわゆる本質それ
自体を否認されるという考えになりま
すので、私は労働組合の名譽のために
おいても、そういう考え方には断じて
賛成するわけには参りませぬ。
○小林英三君 今の商工大臣のお話に
よりますと、私の申し上げておることを
非常に誤解しておると思ふ。私は労働
者の代表、労働代表といふものを決し
て否認いたしておりません。そういう
ものは生産協議会においてやらなくて
も、労働協約でどん／＼できる。団体

加しておることだけで以て全体の労働
者が満足するとは決して思わない。そ
の点についてもう一遍お尋ねしたいと
思ふ。
○國務大臣(水谷長三郎君) あなたと
理論闘争をいたしますと見解の相違に
なりますから、事實を以てお答えいた
します。例えば炭山労働者において一
番大きな賃金問題、この場合において
一体四十二万の労働者が全部一緒にな
つて、いわゆる資本家と相談するか、
そうでございませぬ。少数の者が東
京において団体協約をいたしまして、
それで決定いたしますれば、四十二万
の炭山の労働者は一糸乱れずその決定
に従つておる。これがいわゆる事實で
ございませぬ。
○小林英三君 私はかかる精神主義的
な考え方は今日の経済法則の前には殆
んど効果は望まらぬと思ふ。私はむしろ
生産意欲を向上する上におきまして
は、働く者も働かざる者も、一律平等
の収入でなくして、一定の固定給の外
には能率給制度を大幅に深く組み入れ
まして、いわゆる炭鉱の坑内夫をどん
どん殖やして、坑外夫を減らして、そ
うして戦時中のように、日本の炭鉱は
六〇%が坑内夫、四〇%が坑外夫であ
つたのが、今日は殆んど逆になつてお
る。こういう問題を大修正をして、そ
うして働く者には働くような給料を與
える。こういうことが私は今日生産意
欲を向上する根本であると思ふ。そう
いふやうな何千人、何百人の中で、僅
かな人間が生産協議会に参加して、そ
うして代表として参加したからと言つ
て、全体の人間が生産意欲を向上する
なんといふことを考えるのは、甚だお
目出たい話であると思ふ。この問題に
ついて商工大臣に御意見を伺ひたいと

思ひます。
○國務大臣(水谷長三郎君) 組織にお
ける代表制度を否認されるということ
は、これは民主主義政治のイロハに関
して根本的に認識が違つておりますか
ら、私はあなたの説には賛成がござい
せん。
○小林英三君 私は代表権を否認した
のではない。代表権によつて果して全
体が生産意欲を向上できるかどうか、
それよりもむしろこういう方式によつ
た方が生産意欲が向上できる。代表権
を私は決して否認しない。その点をお
聴きしておるのであります。
○國務大臣(水谷長三郎君) そのあな
たのおつしやるいわゆる生活給と能率
給をどのようにやつて行くか、或いは
坑内夫と坑外夫との差等をどうする
か、そういうことが全部生産協議会で
相談されるのであります。あなたが
つしやる議論も、例えば賃金の問題を
決めるにいたしまして、坑内坑外の
労働者を決めるにいたしまして、全
部の山の労働者と相談しなければなら
ないといふやうな考え方でございまし
て、若しそういうやうなことで行くな
らば、こういうやうに民主主義に組織
された労働組合の、いわゆる本質それ
自体を否認されるという考えになりま
すので、私は労働組合の名譽のために
おいても、そういう考え方には断じて
賛成するわけには参りませぬ。
○小林英三君 今の商工大臣のお話に
よりますと、私の申し上げておることを
非常に誤解しておると思ふ。私は労働
者の代表、労働代表といふものを決し
て否認いたしておりません。そういう
ものは生産協議会においてやらなくて
も、労働協約でどん／＼できる。団体

思います。...

がよいと思ふのでありますが、こゝにいろいろの紛争が起きました場合には、今日の御発言によりまして一議事録に載りますから、或る程度解釈は付くと思ふますが、どうもその点は尙私共といたしましては、ほんとに來ないのであります、これ以上お話をいたしても解決が付きませんから、これを以て打ち切ります。

○委員(堀江平太郎) 他に御質疑はありますか。

○平岡市三三 第二十九條のことで、些細なことでもありますが、先に二十九條の第二項の最初の行の「番終」の方に、「指定炭鉱の従事者」という言葉が出ておりますが、どこを見ても全部従業者、従業者、例えば十六頁の方に参りまして一も二、三行とも従業者、従業者、従業者という言葉を使っております。ただここに二十九條の第二項の最初の行の「番終」という言葉を特に使っております、実は私は同付されたところのこの條文が、或いは従業者の間違ひではないかと思ひまして、衆議院の本会議に提出されたものと比較して見ましたが、相違らず従事者というお言葉になつておりますが、これは両者を対比したて見ますと、これはミスプリントでないと考へられますが、特にこの言葉を使つてあるのはどうも私には理解ができませんのであります。最初にこの意味を一つお伺ひいたします。

○政府委員(平井三郎) 二十九條二項の従事者という言葉は従業者と、こゝのことはミスプリントじゃないかと思ひますが、この点は当初政府が提案いたしました御配付申上げた法案を一遍調べて見たいと思ひます。

○平岡市三三 確かに私もそう思ひまして本会議に提出されたものと比較して見ましたが、やはりそうなつておりますものですか、特殊な関係かと思つて御質問したんですが、確かに従業者の間違ひではなからうかと思ひます。

○大屋三三 私が最初ミスプリント問題を言つたのは、こゝういふところじやないですが、これは正に間違ひで、ミスプリントじやないかと私は思ひます。

○委員(堀江平太郎) 初めのこれにも従事者になつておる、私はこゝは保留してあります。

○平岡市三三 継続してよろしうございますか。

○委員(堀江平太郎) どうぞ。

○平岡市三三 やはり二十九條の第二項の坑内夫、坑外夫の比率を三と二の比率に修正されました理由をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(水谷三三郎) これは先程小林委員からも申されましたが、やはり今後の炭鉱の在り方といたしますと、大体坑内、坑外の比率といふものは少くとも六十、四十といふようになつてはならないと思ひまして、そういう工合にいたしました、今後は坑内従業者の方が坑内になるということと考へまして、又それとせねばならないと思ひまして、この比率を坑内に重く置いた次第でございます。

○平岡市三三 坑内、坑外の比率といふものは炭鉱毎に異なるものであらうと思ひますが、却てこゝういふふう規定することが実情に副はないのではなからうかと私は考へるのであります、そのお考えはいかがでございますか。

○國務大臣(水谷三三郎) 初めは大體私らの考へ方は坑内の方において職員組合なんかが入るといふので同数といふような考へを持つておつたのですが、今後生産をば増強して行く場合におきまして、坑内には重きを置かなくてはならぬ。従つて人数の配置轉換その他によりまして多くなるのでございしますが故に、このように修正したやうな次第でございます。只今御指摘のやうに、山によつて、例えば或る例外の小山などはどうなるかといふ問題もありませんが、場合によれば多少多いやうな所も現在なきにしもあらずであります。が、大體原則といたしましては、坑内外の比率といふものは坑内夫の方が坑外夫より多くなつてはならぬのであります、又それが望ましい形でありまして、このように改めた次第であります。

○平岡市三三 その点はそのくらいにいたしました次に條文の言葉遣ひであります、第二十九條の言葉遣ひは私には不明瞭に感ずるわけであります。と申しますのは、どうも業務委員は炭鉱の従業者の「業務委員は、当該指定炭鉱の業務に従事する者の中から、即ちこの実質はどうか」といふと、炭鉱の業務に従事する事業主の利益を代表する者の中から、こゝういふ意味であります。にも拘らずこの語句を入れずに、單に業務に従事する、即ちこゝういふ意味を廣くこれはここに書いてあります。よつて従業者、従業者といふ言葉を使つておるのであります、結局業務に従事したとしておる者であります。これを區別しようとするならば「炭鉱の業務に従事する事業主の利益を代表する者の中から」とはつきりお話しになります。ますれば、この文面は明瞭になるのであります。つまたらんとこのやうであります、ちよつとそれについて政府委員のお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎) 第十項の業務委員といふものは炭鉱管理者が選任したものでありますから、この業務に従事する者の中から炭鉱管理者が、いわゆる経営者側の利益を代表する者、或いは経営者側の主張を主張いたします者から選任したということ十分であると考へております。

○平岡市三三 それは又政府委員の方と私の考へ方とは別個の考へ方でありまして、まあその点はそのくらゐに保留して置きます。

次に十六ページのの方に移りまして、三行目の「前項の従業者には、指定炭鉱の事業主の利益を代表する」と認められる者、この利益を代表するといふ判定はどういうところに基礎を置きまして、炭鉱主の利益を代表するものと認められるか、認めないかといふ區別が出て來るか、その判定の基礎をお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎) これは労働組合法におきまして労働組合を組織し得る従業者といふ範圍をこの言葉を以て規定しておるのであります、それをそのままこの法文に移したわけでありまして、要するに指定炭鉱の事業主の利益を代表する、いわゆる従業者の労働条件その他を論議する場合におきまして、事業主の地位に立つて論議する職務にある者といふことが言えるのであります、これを事例で申し上げれば、例えば部長級といふものは大體

経営者のスタッフとして解釈しておるのであります、更に又課長クラスでも会計課長、秘書課長であるとか、そういう者は事業主の主張を主張するといふ者であるといふことが考へられるわけでありまして。

○平岡市三三 私は中央労働委員会の中立委員をいたしております、いつでもこれが問題になるのであります。事業主の利益を代表する……ところが労働組合として認定するかしらないかといふところが、いつでもこれが問題になる。即ち課長であつてはいかんと、課長でもよいとか、部長であつても、これを労働組合に入れてよいとか、悪いとかいふ議論が常に多く、その基準をどこに置くかといふ基準も始終ぐらつくような現象でありまして、中労委によく問合せをいたしましたことがあつた。それで結局人事権に關する者といふやうなことが一番妥協ではないか、こゝういふやうな意味で、人事課長はいかんとか、併し名前にはたえ人事課長であつても、實際は人事権に關與いたしておらん、こゝういふやうな場合には、人事課長は労働組合に加入してもよろしい、こゝういふ議論が常に紛糾いたしておる。それで中労委に問合せまして、それにははつきりしたことを言わない場合がある。或いは地方労働委員会に委ねるやうなことで、なかんづき問題であります、もう少しくその点についてあなたの御意見を伺つて御表明願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎) これは只今私が申し上げたことが、一般的の判断の基準でありまして、その場合、或いは秘書課長が庶務課長といふ名前になつております場合には、その職務

思ひます。...

思ひます。...

思ひます。...

思ひます。...

思ひます。...

思ひます。...

課長の実務執行業務によつて、具体的に判定すべき問題であらうかと思われまふ。この問題は労働組合法等における基本的な解釈でありまして、これが実際の適用に当りまして、いろいろと解釈上疑義を生じ、問題を生ずるといふこともございますが、これはその労働組合法の解釈が、その疑問を解決するたゞに、一つずつその範圍が明確になつて来るのでありまして、この問題については、こゝ書くより以外に、私は方法がないのではないかと、いろいろに考へる次第であります。

○平岡市三君 労働問題としてはさうだらうと思ひます。

○田村文吉君 先刻商工大臣は、今度の生産協議会が、経営協議会を法文化したものであるとつくりおつしやいました。が、さうにおつしやつたことに間違いありませんか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 私のそのことを申しました理由は、玉置さんが、この生産協議会が、社会党のイデオロギーをなしたものであるという御発言でありましたから、それよりも、私はむしろこれは経営協議会というものを基礎にしてやつたものであるという意味のことを述べて、社会党のイデオロギーでない、経営協議会によつて発足したものであるということを申したわけでありまふ。

○田村文吉君 はつきりと先刻御宣言になつておりましたから、私はさうにお考へになつていらつしやると考へたのであります。が、多少さういふたような意味であつたという御趣旨であるですね。

○國務大臣(水谷長三郎君) 法制化したと取られても差支えありません。併

しそれによつて経営協議会がなくなるという意味ではありません。経営協議会と生産協議会と二本建てになるというところは言ひまでもありません。

○田村文吉君 そういたしますと、生産協議会の外に、経営協議会というものを存置して置くお考へでありますか、一方は法的のものであると、一方は私的にさういふものを作つて置くというところは差支えないものであつたらうか。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点は、第三條に譲つてあります。その点から見まして、平井府委員が、生産協議会ができた職場では、経営協議会といふものは閉店休業と業いふやうな言葉を使つたやうであります。が、さういふ状態に陥ることはあるかも知れませんが、生産協議会ができたから経営協議会が止めてしまふといふことは、この第三條の精神から申ししてもできないことであるのであります。

○田村文吉君 第三條はとかく問題になりましたものであります。第一章の御質問の時に申し上げましたやうに、天体かやうなことはなくとも、一向差支ないことであるやうであるが、さういふことをお尋ねいたしましたのであります。が、それはあるものはあるでよろしゅうございませう。実際の運用については現在経営協議会といふものがあるところもあり、ないところもある。それから炭鉱によりましては一人の事業主は同じやうな地方に二つも三つも炭鉱を持つてゐる。さうな場合には連合協議会といふやうなものを持つておるのであります。この生産協議会には連合協議会といふやうなものはお考へになりますか、なりませんか。若

し生産協議会といふものが常に労働條件、即ち今までの……先刻の大臣の御言葉であります。いくらか経営協議会と交つて、同じものを法文化したものであるといふが、今度の内容を拜見すると、相当範圍も廣くなつておるのであります。が、さうな場合に経営協議会にはあつたが、今度生産協議会についてはどういふやうにして連合協議会とマッチして行くか、調整して行くか、さういふやうな点に疑問があるものであります。その点少し伺ひたいのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点は第二十六條に「指定炭鉱ごとに生産協議会を置く」といふことで、各山々にはそれ、特殊條件がございまして、その特殊條件に應じて第三十四條といふものが動いて参るのでございませう。が、指定炭鉱を三つ、四つにいたしました連合協議会を作るといふやうなことは、この法案においては考へておりません。

○田村文吉君 労働問題といひますと、例えば北海道なら北海道の似寄つたところにごさいます炭鉱は、やはり共通の労働條件でないとならぬのであります。でありますから、自然の要求として連合経営協議会が起つて来るのであるのではありませんか、さうの場合に各山々で別々の問題を決定められると、その点が非常に運用上困るのじやないかといふやうな心配をいたしますのであります。その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 大体実際の動きがどうなつてをるかといふことを申し上げますと、一番大きな賃金問題といふのは、これはもう全般的な團體交渉で決まるというやうな状態でありまふ。又北海道地域を中心にしたしました團體交渉といふものがあつても毫も差支えないと思ひます。さういふものはさういふところで決まりまして、ただ生産協議会がそれらの團體協約の裏付としたしまして、その山々の特殊事情に應じて、その山々においてその生産協議会で議論が討たれるという工合に運んで行きたい、このやうに考へております。

○田村文吉君 平岡委員から御質問のありました点は、午前中に法制局長官が見えられた時に私は問題を保留いたしておつたのであります。が、この一利益を代表すると認めるといふことは、誰が認めるのでありますか。

○政府委員(平井重三郎君) これはその業務の性質上客観的に利益を代表するものと認められる者といふ意味であります。

○田村文吉君 先刻平岡委員からもお話がありましたやうに、この問題は常に悩まされてゐる問題なのであります。が、今度は殊に團體に關する権限が與えられました。各種のいわゆる経営参加といふやうな問題が入つて参ります。と申しますのは、大体どの工場、事業場に行きましても、課長は大抵労働組合に入つておると思ひます。そこで私は或る一つの例を申し上げます。そこにおいては工場長と工場次長だけが経営代表なのであります。或る炭鉱では課長と、館長の下におります一人、この二人だけしか代表者がいない。あと課長は全部労働組合に入つてゐるのであります。かやうな実情が突

際問題に沢山例があるのであります。が、随分この問題は、この人達が利益を代表するとして、労働組合から退けてしまふかといふやうな問題が出て参ります。が、又のけられても、事業は労働組合として組合員と一緒の利益を受けたといふ氣持であり、又労働組合自体から言つても、或るべく有力な人であつて、自分達の組合に残して置きたいといふ、さういふやうな実情にあるかと考へますが、この運用が事実上困難ではないか、さういふことを心配するのではありませんか、これについて御確信がございませうか。

○政府委員(平井重三郎君) その場合は、例えば規模の小さい炭鉱等につきまして、労働委員の數と業務委員の數の按配等の問題になるのであります。が、そのために業務委員は單に職員といふ者に限定いたしませんで、先般申し上げましたやうに「業務に従事する者の中から」といふことにいたしました。役員であつても、その業務に従事する者と認められる者は、この労働、業務委員になるということによつて、十分調整を取つていくといふやうに考へております。

○田村文吉君 さやうな場合には、この会社の役員といふ者を引張つて來ればよい、さういふ意味であります。が、場合は規模の比較的小さい炭鉱について考へられる事例であらうと思ひます。規模の大きなものにつきましては、勿論委員の數も多くなりますが、同時に各部長或いは課長、いわゆる経営者のスタッフと称せられる者がそこにあるわけでありまふ。小さい炭鉱については、役員がみづから或いは部長

が、随分この問題は、この人達が利益を代表するとして、労働組合から退けてしまふかといふやうな問題が出て参ります。が、又のけられても、事業は労働組合として組合員と一緒の利益を受けたといふ氣持であり、又労働組合自体から言つても、或るべく有力な人であつて、自分達の組合に残して置きたいといふ、さういふやうな実情にあるかと考へますが、この運用が事実上困難ではないか、さういふことを心配するのではありませんか、これについて御確信がございませうか。

たと取られても差支ありません。併

考えになりますか、なりませんか。若

というのは、これはもう全般的な団体

いるのであります。かような実情が実

については、役員がみずから或いは部長

なりのような職を兼ねて実際その炭鉱の業務に従事しておられるわけでありまして、その関係をそのまま移して参りますれば、大体業務委員、労働委員というものはそれが約合が取れるというように考えておられます。向この生産協会の委員の数は炭鉱管理者がそれらの状況を勘案いたしまして、これを定めるというにいたしましたして、事実上その規模その他を勘案いたしまして運用して参りたいというように考えておられます。

○田村文吉君 さような問題は命令で

もお出しになるお考えでありますか。

○政府委員(平井三郎君) 二十八條には「生産協会の委員の数は、命令の定めるところにより、炭鉱管理者が、これを定める」とありまして、原則的に炭鉱管理者が生産協会の委員の数を決定したわけでありまして、従つてその規模の大小ということによつて、その他の各般の状況から管理者が委員を決定して行く、ここで命令とありますことは、主として大体生産協会の委員といふものがいかに大きな炭鉱でありまして、非常な多人数になるということは、生産協会の議事を進める上におきまして面白くないので、それらの最高限度を定めることにいたしましたらどうかというように現在考えております。

○田村文吉君 今炭鉱の大きいところには少くとも五人であります、五人ぐらいの経営者の利益を代表する人がありそうなのだと、こういうお考えのようであります、これは工場、事業場の大小の問題ではないのでありまして、その労働組合の行き方でありまして、大体大きい所は部長まで入つて来る。私も労働委員をやつておりますが、労働委員になつて、部長が入つて来るのは怪しからんじやないかというように議論が出たりした場合もありまして、部長のような人が労働組合に入つておられる例が炭山あるのであります。さような場合がありまして、実際に会社の利益を代表しておられるのは工場長だけだということの場合が随分多いのであります。さような場合が多いのに、こういうことをはつきりと、例えば部長とか、課長とか、はつきりした限度をお決めになりませんか、非常に厄介な問題に相成りますので、実情を私は申上げる。そうしてこれが運営ができるかできないかということについてお尋ねいたすわけでありまして、さような場合にはどういたしますか。

○政府委員(平井三郎君) これは例え部長級が職員組合に入つておられる場合におきまして、この個々のポスト、これを見ますれば、やはり経営者のスタッフとして考えられるものは、事実上経営者の利益を代表して参るといふように考えられるわけでありまして、この当該指定炭鉱の業務に従事する者の中、炭鉱管理者が選任するといふ場合におきましては、職員組合に入つておられる者を仮に指定いたしましたとしても、それも適法であり、一向差支ないものであります、これらはその炭鉱の規模によつた役員、及びそれら業務の實際に應じて事業主の利益を代表する。少くとも業務計画でありますとか、労賃の問題につきましては、事業主の利益を十分代表し得る者を選任し得る。又その数は炭鉱管理者が決めるのでありますから、最小限度において

決める。大体現在の炭鉱の実情から見

て運用がやつて行ける。かように考

えております。

○田村文吉君 今の労働組合におい

て、紛議が起ります場合には、労働委

員会においてこれを最後の決定をする

ことはできるやうになつておる。これ

は組合法第十一條でありましたか、労

働組合に入るべき人でないということ

を認めれば、そこで最後の決定が下る

わけでありまして、ところがこれは別に

労働組合法を母体としておる法律では

ありませんから、この点について誰が

認めるかという問題になつた場合に

は、どういふ方法によつてこれを決定

しますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働

組合法の文言をそのまま取つておる

のであります、労働委員はいわゆる

労働組合法にいう従業者の組織し得る

労働組合というように解釈しております

ので、労働組合法の解釈によつて参

りたい、かように考えております。

○田村文吉君 労働組合法にはその問

題について異議があらうと、訴え出

まして、さうして労働委員会に裁定を

することにやつておるのであります。

併しこれには別に労働組合法の方法に

よつて決定をされるわけではないやう

でありますから、何によつてこれは

最後は決をお決めになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 実体上の

問題といたしまして、労働委員会に照

会いたすことも自由でありまして、し

も必要でありまして、いろいろ

な方法によつてこの問題は解決して

けるものと考えております。

とを全般的に指導いたす。それで十分であると考えております。――（要録）

○田村文吉君 最後の決定は商工大臣が認定なさると、こういう御解釈でありますか。

○政府委員(平井三郎君) 認定をい
たすということであります。が、商工
大臣がみずから認定をいたすよりは、

すので、労働委員会の見によつて過半戦になるかどうかというように、運用して行くという方針を、商工大臣が決定したということが適當であらうと考える次第であります。

○田村文吉君 この問題につきましては、はつきりとした御答弁が得られなないのでありますので、最後に私はこの問題に対する政府で原案をお出しになつたことで、お考えにならなければならぬ問題があると思うのであります。が、それは何かしら経営協議会という

ものが何処の工場、鉱山にもあつて、それが理想的に、民主的にすべてが選ばれておると、或いはお考えになり過ぎておるのではないか、こういう実は心配をするのであります。例えば利益の代表者が止むを得なくて労働組合

に入つておるけれども、まあこつちの方へ出て一つ話をして見たらよからうというくらいに、語協協議会というものの在り方が、場合によりましては非常に嚴重にやつておるところもありまするが、所によつては和氣藹々に問題

なく、資格などはどうでもいいから一つ話し合おうじゃないかということ
で、法文化とか何とかなつていない場
合が多いのであります。それを今度は
つきりと生産協議会として法文化な
さるとなると、いろいろの抜け道があ

る。でありますから私は大體生靈愛の
議會というようなものをお設けになつた
ことが少しく御不用意でなかつたか
と、私は非常に心配しておつたのであ
りますが、一應この点については尙討
論の場合等によく申上げるといたしま
して、この問題は打切りにいたしたい
と存じます。

それからお伺いしたいのであります。第三十四條の第二項の第四号であります。が、労働力の保全に関する事項」というものが述べてあります。が、これはどういうことをお考えになつておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(平井富三郎君)「労働力の保全」と申しますのは、例えば住宅その他厚生施設の整備に関する問題、或いは必需物資の配給に関する問題、或いは又保健衛生に関するような問題等を大体考えております。

○田村文吉君　今御説明になつたようなことは労働條件の適正化という問題の中に入つておるのでありまするが、特に「労働力の保全」ということをお書きになつたのは幾らかまだ外に御意味があるのではないでしょうか。

○政府委員(平井富三郎君) 労働條件の適正化と申しますのは、私共が大体予定いたしましたのは、労働時間でありまるとか、労働賃銀でありまるとか、そういう直接労働條件に関しますることでありまして、「労働力の保

全」というのは労働力を文字通り保全育成して行くという点から言いました、今の福利施設の関係でありますとか、或いは必要な物資をどういう方法で獲得して行くかというような点を大體指しておるつもりであります。

○田村文吉君 いずれの労働協約にも害きます用語としますと、いわゆる厚生に關することであると了承してよろしいでございますか。

○政府委員(平井宮三郎君) 厚生施設が大体中心になるわけであります。

○田村文吉君 そういう意味でありますか。

○政府委員(平井富三郎君) はい。

○田村文吉君 そこで一つお尋ねいたしたいのでありまするが、私は労働力の保全という問題は、どうして労働者を得るか、労働者が足りない場合には何とかして連れて来るとかということがある。一面においては今日の日本の

炭鉱は一人当りの出炭高が五トン四分である。戦前は十四トン何ほであつたも●が、今日は五トン四分である。イギリスやヨーロッパの例を引きますと、一ヶ月その四倍以上の出炭を出した。アメリカの話の聞きますと、

日本の一ヶ月月の出炭高を一日で出して
おつた。かようなふうに伺つておりま
すので、設々これが合理化されて参り
まするといふと、当然に能率も上がつて
参らなければならぬのであります。ま
し、又今日のような戦前の山價格にい

たしますと、三百倍に相成つておるよ
うな今日の石炭の價格でありますが、
当然これは船率の増進によりまして直
まして行きませんというと産業が復活
しない。こういうふうにも考えまする
から、余り盛くなく中二当然に船率の

増進と同時に人員の過剰整理が行われなければならぬと私は考えるのである。今日でも炭鉱に参りますすれば、本人が七合のお米を配給されました、家族は三合の配給を貰つておる。殊に復員者がどんぐり歸つて参ります。

す。お互いに血の通つております間でありますから、帰つて来る人は何とかしてでも使つてやらにやらん。坑内の仕事は骨が折れようが、せめて坑外でよいからやつて呉れ。炭鉱では本年二十五万戸の家が建つ。何処に行つても家がないのだが、炭鉱に行けば家がある。かようなように就職の希望

者はますます多いが、能率は段々下がった計数が出て来ることは、今日炭鉱の能率が悪いという意味でよく言われますけれども、これはそう責めべき問題ではない。今は実は要らないけれども人を使つておるのだ。こういうようなことに相成つておりますが、昨今

官廳におきましては行政整理……。従つて一人当りの収入に対しては食えるようにしてやらんなん。これは当然のことであります。従つて行政整理が起る。こういうようなことになりますから、今度國管になりまして、國家が

これを管理しており、まする以上、お手本として能率を増進させると同時に、余つた人は今までのような人情味ばかり言つてはおられない。整理をしなればならん。こういう場合が起つて來るのでありますが、その場合にこの生

摩協議会で一つもさような問題について協議する事項が載っておりません。若し一方的にこれをやりますれば、必ず紛擾が起る。さようなことがこの條項の中に一項もないのであります。が、これは大臣にお伺ひしたいので、

でありまするが、能率が五トン四の能率である。今日の炭鉱をこのままに置いて置いてよろしいか。仮に現在の二千八百五十万トンが五割増えましたところろで、四千五百万トン出ましたところろで、一人当りの出炭量は七トン五に上

かならんのであります。必ず合理化が叫ばれて来れば、ここに当然整理が起らなければならん。こういうことについて、それが而もあまり遠いことじやない。來年の春が秋にはその問題が起つて来る。今國管案をおやりになりまして、生産協議会の議決までお決めに なりまして、さよふの問題についてど

う御処理なまうお考えでお出でになりますか、大臣の大体の御方針及びそれに対して、若し生産協議会においてこれを仲裁する方法がどこにあるのでありますならば、政府委員から御説明を頂きたい、こう考えております。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今山村さんのおつしやいました大体のお考えに対する答弁は、最近政府が発表いたしました炭鉱の臨時資金要綱にその点は十分に謳つてあると思うのであります。即ち今度の臨時資金要綱の狙ひと

するとところは、炭鉱の経営の合理化に
対する懸念資金としてやるということ
をはつきり諱つてあります。従いまし
て大体この経営の合理化ということ
は、独り炭鉱だけではないに、日本の
あらゆる産業においてこれは必然的に

行われなくてはならない問題でございますまして、敢えて凝縮だけの問題ではないと思う次第でございます。若しそういうようなことが必要であるといたしますならば、それは個々の山の生産協賛会でもやりよりも、むしろ國本交渉で

やるべき問題でありまして、その團體交渉で決まりましたところの大綱を、山々に持つて帰つて、そして生産協議会の議に付すというのが順序になるのではないかと思います。勿論この生産協議会が、いわゆる一から五までの預

に、そういう経営の合理化というよう

けになつても甚だ増炭になるところじ

私が言明するよりも、政府の閣議決定

考える場合には整理をすると、こうい

にこの規定が動く。上からと言います

るとなると、いろいろの抜け道があ

殊に復員者がどく／＼帰つて参りま

り、一人当りの出炭量は七ト五にし

協議会のいわゆる一から五までの項

に、そういう経営の合理化というよう
なことが書いてないということござ
います。それはそういう一時的のも
のを、山の生命がある限りずっと続
くところの問題と一緒に並べて書く
いうことは、これは不合理なことであ
らうと思つてあります。併しながら
いかなる場合においても、必要である
場合においては「炭鉱管理者は、前項
の場合を除く外、業務計画の実施に
関し必要と認める事項について、生産
協議会の議を経てこれを定めること
ができる」という工合になつておりま
す。そういう点は十分にこの方でき
なして行けると思ひます。

○田村文吉君 國体協約で方針を決
めるから、あとは生産協議会で協議す
ればできるというお話でありましたが、
問題はそこなものでありまして、仮に連
合團體協議会において今日のお互の能
率は一人当たりが七トン、或いは十ト
ンまで上げようじゃないか、こういうこ
とを御決定になりまして、さていよ
いよ現場へ参りまして、生産協議会の
この議に付する場合になるという、ど
うも人間が余る、余るからというて
どの條項に従つて議題に出しますか。
ほかのことと違ひまして、誠の問題に
なりましてと命掛けでありま
す。いかに立派な國家的の施策である
と言ひましても、なか／＼この誠の間
題になると容易ではないのでありま
す。特に生産協議会という項目を設け
て経営参加といふことで仰せになつ
ておりながら、さういふ問題を忽ち
して、事実上協議にも掛けることので
きないような、又それを掛ければ紛糾
問題を起すような状態にあつたので
は、この生産協議会といふものをお説

けになつても甚だ増炭になるところじ
やない、能率を上げるどころじやない
というふうな結果に考えられます。の
で、實際の事態にはさうな場合には
せにやならんといふことが起ると私は
考へるのであります。それらについ
ても御同感でありますか。どうか、同感
ならばどういふふうの方法によつて、
國家管理に移つた炭鉱の整理をなさ
る方法をお見付けになりますか、それ
を一つ伺ひたいのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点に
関しましては、先に私が申しました今
度の炭鉱に関する臨時金融方針をお説
み下さい。それならば、大体御了解が願
へると思ひ次第であります。

○田村文吉君 先刻もお話がありまし
たように、これは独り炭鉱だけであり
ませんで、第一そんな赤字を出して
るところには如何に政府がお勧めにな
りまして、苟くも經濟の原理を知
つて銀行ならば金を貸しません。そ
れはよく分つております。分つてお
りますが、どうしても整理をせにやなら
んとお考えになつておりますか。ど
うか、これを先ず伺つて、整理しない
で、これをば、仮に自分の考へておる三
千三百萬トン或いは明後年の三千六百
萬トンになつた場合でも、今の人員で
行かざるを得ないのだ、こういうふう
にお考えになつておりますか。どうか。
又それを整理するとしなれば、折角
かような民主的だといふしや、又國
家の管理にするのだといふ法律をお作
りになる場合に、さういふことが考へ
られないで、おる法典といふものは、私
ども合点が参りませんので、その点を
一つ大臣のはつきりした……。

私が言明するよりも、政府の閣議決定
の臨時炭鉱融資方針の決定にはつきり
書いてあります。

○田村文吉君 私は閣議決定を不幸に
して熱説いたしてございせんから、又
眼光紙背に徹するまで行つてござい
せんから私は簡單の問題をお伺ひするの
であります。大臣は能率を増進せな
ければならん、合理化せなければなら
んと仰せになつておりますが、當然に
整理が行われるものと、行われなけれ
ばならんものとお考えになつてござい
ますか。どうか。若し閣議決定にありま
し、その点はつきりと私に知らして
頂きたい。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点も
何遍もお答えいたしましたように、日本
の産業界は如何なる産業と雖も、經營の
合理化はしなくちゃならんといふこと
は當前でございします。

○田村文吉君 如何でございしよろ
うか、私は産業の合理化をせなければ
ならん、産業合理化を……今こんな趣旨
になつておりますと、こう申されるの
でありますから、その結論はおのずか
ら私ははつきりしておると思つてあ
ります。大臣にはそれをおやりにな
る御勇氣があらににならないのであ
りましょうか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 大臣に勇
氣がないどころか、内閣にその決心が
あるからちやんと方針で決つてござい
ます。

○田村文吉君 そういたしますと、
内閣に御決心があらにになるといふこ
とは、ひとり炭鉱だけじゃないので、
經營の合理化をやつて行くためには、
さういふ冗漫なと申しましようか、多
くの従業員を置くことが無駄であると

考へる場合には整理をする、という
うふうな解釈をさして頂いてよろしう
ございしますか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 如何なる
産業と申しました中には、勿論炭鉱も
含まれております。

○佐々木實作君 今の田村さんの御質
問に關連して、非常に細かいことであ
りますが、先程の二十九條の「前項の
従業員には、指定炭鉱の事業主の利益
を代表する」と認められる者を含ま
ない」といふ、この「利益を代表する
と認められる者」といふことについて
の解釈が、何かごた／＼してござい
ます。今の答弁で私は受取つたのであ
ります。一般にこのよう書き方をしてお
る場合には、當然に「利益を代表する
と認められる者」は、法律解釈で一般
に社會通念上利益を代表する者と認め
られるものであつて、特定の人が、例
えば商工大臣が認めるか、認めないか
といふことは直接に私は關連しない
と思つております。これは當然に普
通の解釈ではさうなるのであつて、そ
ういふ社會通念を構成する場合に、そ
れならばどこが一番中心点になるかと
いふと、直接にこれと關連を持つて來
る場合においては、當然にその前の用
語を受けて従業員、労働組合を構成し
ておる場合には労働組合が中心にな
る。又労働組合を構成しない場合には
過半数で以て云々といふものがありま
すから、當然第一義的にはこれはこの
關係従業員が先ず認定する。そこで特
にこの條項が設けてあるのは、特別に
その従業員が、或いは労働組合が非常
に……一般の言葉で言へば御用組合的
なものである。非常に労働者のために
工合が悪いといふような場合には、特

にこの規定が動く。上から言ひます
か、労働組合に直接關係してないもの
の、こういうものが認められる場合で
ある。さういふ場合は特別の場合であ
つて、一般にはこれは當然に労働組合
なり、労働者なりがさういふ管理をす
るものと私は考へるのですが、さう
いふ解釈で間違ないかどうか、その場
合に特に附け加へたいことは、労働組
合法の解釈の場合に、労働組合を組織
する労働者の範圍といふものが問題に
なつて、その時の論と言ひますが、或
はその場合の法律解釈と言ひますが、
これを一定の基準で以て、例えばどの
会社でも、解釈によつて課長の權限が
区々であつて、労働者であるものもあ
り、労働者でないものもある。そのよ
うな場合に一定の、例えば課長以上は
労働組合に入つてはならない。労働組
合以外の労働者でないとか、あるとか
いふ判断を付けられかかつて、或いは
各府縣の労働管理をやつておる個所
でさういふ解釈をやりかけて非常にご
た／＼したことがありまして、相当ご
た／＼したことがありまして、結局それ
は労働組合の自主性に任せるといふことになつたので
あります。さういふふうに私は大体解
釈してよろしいと思つておりますが、
これを施行するに當つて今のようにな
定の基準をすばつと設けるつもりか、
或いはすばつと設けるつもりじやなく
して、すべてこの場合は商工大臣が認
定して決めるという恰好の運用になる
のですか、その点を承わりたいと思
ひます。

○政府委員(平井三郎君) これは先
程申し上げましたように、利益を代表す
ると認められる者といふのは、客觀的
に認められる者といふふうに御説明申

上げたわけであり。その際先ず第一義的に解釈いたしますものは、勿論炭鉱の従業者であり、或いは又炭鉱管理者であり、その関係当事者が解釈いたしますが、これにつきまして紛議がでる、解釈につきまして意見の対立ができたという場合には、その意見をどういふようにして調整して行くか、こういう問題が先程田村さんの御質問の点だろと思うのです。その場合に当事者において意見が一致すれば、それで大体片附くんであります。紛議が生じた場合に、この法律の施行は商工大臣が総合的な責任を持つておるわけであり。従いまして商工大臣としてこれをどういふ方針でその紛議を処理して行くか、こういう問題になるのであります。この問題の実体は労働組合に関することであり、労働組合の精神に従つて処理すべきものであると考えられますので、労働委員会、中労委その他地方労働委員会の意見を尊重いたしまして、この紛議を解決して行く。こういう方針を以つて商工大臣が処理して行くべきものであるというふうに考へて御答弁申上げた次第であります。

○佐々木重作君 そうですと、私二番目か三番目に質問したのですが、これを施行するに当つて特に具体的に基準を設けて、どの炭鉱にも一律に、例えば課長以上はこの利益を代表する者と認めるとか認めないとかいう、そういう措置は取れないかと考へてよろしいと思ひますが、同時に一つの炭鉱においては課長は利益を代表する者と認められないという範疇に入つておる場合もあれば、又この炭鉱についてはこの利益を代表する者という範疇に入つておる場合もある。こういうふうに入つておる場合もある。こういうふうに入つておる場合は当然出て来ると思うのであります。そういう弾力性があるように解してもいいのかわか。

○政府委員(平井三郎君) この運用につきまして、課長以上は利益を代表するものと認めるというように一律的な解釈を商工大臣が下す意思はございません。今申上げましたように、それぞれの労働関係の機関の意見というものを尊重して行きたい。従つて現在各炭鉱にできております労働組合がいわゆる適法に組織されておるといふ認定の下に運用されておりますれば、その解釈をそのまま取つて行くというように考へております。

○佐々木重作君 大体それで了解したわけですが、特に御注意申し上げたいのは、労働組合がまだ未成熟な段階であればある程、むしろ本来ならば労働組合を育成する上な立場からこの規定はあるに拘らず、從來適用せられて、むしろ労働組合を非常に弱めるような恰好に使われた例があるからして、特に御質問申上げて、施行に当つては十分に注意して欲しいという希望を申上げて置きます。

○田村文吉君 丁度連綿質問の途中で打ち切られましたので、引續いてお伺いいたします。前にお尋ねいたしました明瞭を欠いておりましたので、政府委員にお尋ねいたしましたのであります。が「石炭局長の裁定」という文字はこの前にちよつと尋ねしたのであります。が、裁定は最終でありましようか、どうでありましようか。その点を……。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこの際生産協議会の意思の決定がありま

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働組合を構成する委員、炭鉱管理者の選任する経営者側の委員というものが生産協議会において協議をいたしましたので、そこで決定いたしましたことは、労資双方を拘束するといふふうに考へておる次第でありますので、團體協約を締結いたしました、それに違反したという場合と同様の効果、効果と申しますか、同様の取扱いをいたすことが適當であるかと考へます。

○田村文吉君 労働組合法或いは基準法において決定されて、その法律に違反した場合の條項は、それ、その法律によつて決められておるのであります。これはその点については労働組合法、労働基準法を離れた一つの立法として各條をお決めになつておるのでありますからして、若しその場合に裁定に服しなかつた場合にはどうするかといふことがはつきりとしておらなければならぬかと考へております。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働組合を構成する委員、炭鉱管理者の選任する経営者側の委員というものが生産協議会において協議をいたしましたので、そこで決定いたしましたことは、労資双方を拘束するといふふうに考へておる次第でありますので、團體協約を締結いたしました、それに違反したという場合と同様の効果、効果と申しますか、同様の取扱いをいたすことが適當であるかと考へます。

○田村文吉君 労働組合法或いは基準法において決定されて、その法律に違反した場合の條項は、それ、その法律によつて決められておるのであります。これはその点については労働組合法、労働基準法を離れた一つの立法として各條をお決めになつておるのでありますからして、若しその場合に裁定に服しなかつた場合にはどうするかといふことがはつきりとしておらなければならぬかと考へております。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働組合を構成する委員、炭鉱管理者の選任する経営者側の委員というものが生産協議会において協議をいたしましたので、そこで決定いたしましたことは、労資双方を拘束するといふふうに考へておる次第でありますので、團體協約を締結いたしました、それに違反したという場合と同様の効果、効果と申しますか、同様の取扱いをいたすことが適當であるかと考へます。

○田村文吉君 労働組合法或いは基準法において決定されて、その法律に違反した場合の條項は、それ、その法律によつて決められておるのであります。これはその点については労働組合法、労働基準法を離れた一つの立法として各條をお決めになつておるのでありますからして、若しその場合に裁定に服しなかつた場合にはどうするかといふことがはつきりとしておらなければならぬかと考へております。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働組合を構成する委員、炭鉱管理者の選任する経営者側の委員というものが生産協議会において協議をいたしましたので、そこで決定いたしましたことは、労資双方を拘束するといふふうに考へておる次第でありますので、團體協約を締結いたしました、それに違反したという場合と同様の効果、効果と申しますか、同様の取扱いをいたすことが適當であるかと考へます。

○田村文吉君 労働組合法或いは基準法において決定されて、その法律に違反した場合の條項は、それ、その法律によつて決められておるのであります。これはその点については労働組合法、労働基準法を離れた一つの立法として各條をお決めになつておるのでありますからして、若しその場合に裁定に服しなかつた場合にはどうするかといふことがはつきりとしておらなければならぬかと考へております。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働組合を構成する委員、炭鉱管理者の選任する経営者側の委員というものが生産協議会において協議をいたしましたので、そこで決定いたしましたことは、労資双方を拘束するといふふうに考へておる次第でありますので、團體協約を締結いたしました、それに違反したという場合と同様の効果、効果と申しますか、同様の取扱いをいたすことが適當であるかと考へます。

○政府委員(平井三郎君) 裁定はこ

せん場合に、その生産協議会に代りまして石炭局長がその意思を決定するという方法でありまして、最終の決定である。かように考へております。

○田村文吉君 その裁定に服しなかつた場合にはどのようなことになりま

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会において議が纏つた場合にそれに違反したと同じような場合であると考へております。

○田村文吉君 その場合を伺つておるのであります。その場合に、仮に事業主は裁定に服した、労働組合が裁定に服しなかつた。かような場合にはどういふふうになりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは労働組合を構成する委員、炭鉱管理者の選任する経営者側の委員というものが生産協議会において協議をいたしましたので、そこで決定いたしましたことは、労資双方を拘束するといふふうに考へておる次第でありますので、團體協約を締結いたしました、それに違反したという場合と同様の効果、効果と申しますか、同様の取扱いをいたすことが適當であるかと考へます。

すことはできるとお考えになっておりますか。

○田村文吉君 了承いたしました。最

御寺論である労働者の経営参加といふ

ことによつて労働意欲を増進させる。
この根幹をなすものは生産協議会であ

的のことは分りませんが、権利の伴うところには必ず義務責任がなすれはなら

ん。こう私は考えるのであります。が、ただ生産協議会によつて経営権の

効する、或いは経営の内容を追及する、或いは労働条件について、これが

決定を迫るといふようなことで、経営参加をお認めになるはよろしいが、今

ろいろ原因もありましよう。併し最も大きな問題は労働の秩序がはつきりと

して來ない。『資本家のサボだ』と呼ぶ者あり）かような状態に今日は相成

てるものは、今度の調査團が北海道へ
行かれまして、実例を以て示されてお

そのであります。事の上いとか悪いとかいうことは別問題でありますが、

おいてただ経営の参加というようなことで、実はみずから自分の首を括ること

とになるかどうか存じませんけれども、さようなことで、一方で経営参加

を負う義務を感じる、こういうようなことをこの生産協議会の條章の中に入

見解も、多いというよりは、むしろ私
は自然に考へつゝる理論であると思ふ

のでありますが、大臣はこのことにつ

いてどうお考えになりますか。動もすればいわずの口先ばかりの民主主義で、権利だけを要求して義務責任を忘れること、これが今日の日本の再建を阻んでおる、再建を遅らしておる誠に憂慮すべき状態でありますのに、ただ悪い言葉で申しますと、ただ徒らに媚態を呈するという事で、生産が増加するというふうには考えられないのであります。この点について私は大臣に本心に心からのお心持を伺いたいのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) 生産協議会によりまして労働意欲を振興することとができるかどうかという事は、これは非常に重要な問題であると思ひます。例えば名刀正宗も持つ人によりましていろいろの作用が起ることは、これは言うまでもありません。生産協議会というものが悪用される場合と、善用される場合と明暗二つの面のあることは、これは何事によらずはつきりしておる点であると思ひます。従ひまして我々はこの生産協議会というものを、田村さんの御指摘のような労働組合に媚態を呈するというようなことで、我々はこの生産協議会というものを何したのではございませんので、終戦以來、労働組合法ができました以來、あらゆる産業におきましては経営協議会という形が採られました。労働者が、片山総理も云われましたように、単に労働力を賣つて、そして賃金を貰うという立場だけでなしに、経営に或る程度参加いたしまして、その事業の内容というものを或る程度知つて、そしてお互に資本家と共に苦しみ、資本家と共に楽しむところへ、労働者をレベルアップをして行く

ということが本心に産業民主化であり、勤労意欲の高進であるということ、私は信じていると思ふ次第であります。そういう点に關しまして、我々はこれまで労働組合法の下に行われておりますところの経営協議会をば、それをばややとすれば経営協議会が分配に重点を置く態度を是正いたしました。生産に重きを置くという意味におきまして、生産協議会というものをやつたような次第であります。勿論この生産協議会におきまして山々によつてその効用は違ふと思ひます。即ち労働組合の健全に発達しておるところの山における生産協議会、更に又労働組合がうまく行つておらない山におけるところの生産協議会、名は生産協議会と同じであります。活用される面においてはこれは違つて来ると思ひます。併しながらそれらも労働組合の自己反省並びに政府の労働組合の指導よろしきを得ますならば、それは十分にその目的を達することができると思ひます。

要するところ我々はこの生産協議会というものを作るのであります。できるだけストライキというやうなものを避けて、労働者は経営者の立場を認め、経営者は労働者の立場を認めて、相協力して生産を増強する。その一つの一歩大きな途は生産協議会であるという工合に考えております。田村さんの御説のように若しこの生産協議会を外すならば、労働者は資本家に対する主張或いは訴え、争ひは如何なる手段によつて行かと言へば、それは直ぐにストライキになるより途はない。ストライキを選ばれるか、或いは生産協議会を選ばれるか、二者何れを選ばれるかということにな

るならば、万人の中万人までがやはり生産協議会によつて生産増強をやつて行くという途を選ぶのが当然であらうと思ひます。私の生産協議会に關しまする大體の考え方は、以上のような点でございますので御了承願ひます。

○田村文吉君 私は先申し上げたこと、大體私のために時間を費して頂きましたので相済まんと思ひまして、打ち切りにいたしましたのでございまして、私の御所信と、お答え下されたことが幾らかちくばくになつておりますので、もう一度お許しを頂きたいのであります。

只今お話のありました無論三位一体で事業というものが滑らかに運営して、石炭も余計出るといふことは間違のないことである。であります。ただ私のお尋ねしたいことは、権利を與えるはいいが、やはり義務というものを考えるにないでいいものであるか、責任というものを取りにないでよろしいのか、仄かに承りますところによりますと、商工省の原案には、この点について、もう少しはつきりした原案があつたように伺つておつたのであります。私は、そこまで一歩進んで、生産の増強のために、経営に参加させるといふならば、一方においてよくないものがある場合には、これはあくまでも断々乎として行く。今度のマ司令部から寄越されました書面の通りであります。でありますから、そういうことをお考えにならないでいらつしやるかどうかということをお尋ねしたのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点私は、法的常識といたしまして、権利のあるところ義務があり、義務のあるところ権利がありまして、権利といひ義務といひ、別の言葉を以て言ひ現わしておりますが、それは表裏一体、二者一体のものであります。従つて権利のあるところには必ず義務があるといふあなたの御説には同感です。

○委員(堀江平太郎君) 大分時間も過ぎましたので、本日はこれで散会いたしたいと存じます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員(堀江平太郎君) 明日は、今朝と同じに、九時半きつかりにお集まりを願ひます。

午後十時三分散会

出席者は左の通り。

委員長 稻垣平太郎君

理事 下條 恭兵君
小林 英三君
川上 嘉市君
中川 以良君

委員 大島農夫雄君
カニエ邦彦君
村尾 重雄君
濱田 寅藏君
荒井 八郎君
大屋 晋三君
寺尾 豊君
平岡 市三君
堀 末治君
池田七郎兵衛君
入交 太藏君
岩本 哲夫君
林屋龜次郎君
深川榮左衛門君
楠見 義男君
佐伯卯四郎君

國務大臣 水谷長三郎君

商工大臣 佐藤 達夫君
法制局長官 吉田第二郎君
石炭局長 平井富三郎君
商工事務官 平井富三郎君
石炭管理官 平井富三郎君

宿谷 榮一君
玉置吉之助君
田村 文吉君
藤井 丙午君
帆足 計君
細川 嘉六君
佐々木良作君